

武蔵野市の図書館

平成29年度 事業報告

武蔵野市立図書館

武蔵野市の図書館

平成 29 年度 事業報告

武蔵野市立図書館

目 次

■ 図書館の概況	機構	1
	図書館の管理運営	2
	施設概要	3
	吉祥寺図書館のリニューアルについて	6
＜事業報告編＞		
■ 貸出サービス	貸出サービス	8
	有効利用者数	8
	貸出数	8
■ 予約・リクエストサービス	予約・リクエストサービス	9
	予約件数	9
	相互貸借件数	10
	人気ランキング	10
■ 新聞・雑誌	新聞・雑誌所蔵タイトル数	13
	官報・新聞縮刷版等	13
■ 郷土・行政資料	資料の主な種類・分類・年間受入・除籍資料冊数	14
	定点撮影	14
	市民文庫	14
■ 市史編纂		15
■ AVサービス	資料所蔵数	16
	貸出件数	16
	視聴用デッキ所有数・AVブース利用状況	16
■ 児童サービス	こどもまつり	17
	どっきんどようび	19
	おはなし会	20
	夏休みこども教室	20
	武蔵野プレイス春休み児童向けイベント	21
	児童用配布物	21
	むさしのブックスタート	21
	除籍資料のリサイクル	23
	季節のテーマ展示等	23
	配慮を必要とする子どもへのサービス	24
■ YA(ヤングアダルト)サービス		25
■ 読書の動機づけ指導		28
■ 学校連携		30
■ 職場体験		31
■ 子ども図書館文芸賞		32
■ 子ども読書活動推進計画	子ども読書活動推進計画の概要	33
	平成 29 年度の取組み	35
■ 団体貸出サービス及び文庫活動助成	蔵書数及び貸出数	36
	団体貸出サービス	36
	武蔵野市文庫連絡会（文庫連）事業	36

■ 障害者サービス	登録者数	37
	利用者サービス	37
	障害者サービス利用者懇談会	39
	講座	40
	障害者サービス登録を必要としないサービス	41
■ 一般向け催し	映画会	43
	ビブリオバトル@武蔵野プレイス（武蔵野プレイス）	45
	データベース講習会	45
	トピックス	45
	課題解決テーマ展示等	47
	武蔵野プレイス内で他機能に提供した図書数	48
■ 除籍資料リサイクル事業	リサイクルコーナー提供資料数	50
■ グループ学習室利用	利用申込み及び利用方法	51
	利用状況	51
■ 大学図書館利用	成蹊大学図書館	52
	亜細亜大学図書館	52
	日本獣医生命科学大学附属図書館	52
	市内大学以外の利用紹介申請	53
	大学図書館利用願発行実績	53
■ レファレンスサービス	利用状況	54
	ホームページレファレンス情報提供	54
■ インターネット検索用パソコン	サービスの概要	55
	オンラインデータベース	55
	武蔵野地域映像アーカイブ	56
	利用状況	56
	ナクソス・ミュージックライブラリー利用状況	56
■ 図書特別整理	概要	57
	実績	57
■ 図書館情報システムの概要	導入の経過	58
	個人情報保護に関する留意事項	58
	図書館情報システム所蔵機器一覧	59
■ 広報	図書館だより	60
	利用サービスガイド	60
	ホームページ	60
■ 人材育成・職員研修		61
■ 図書館運営委員会		63
■ 図書館基本計画		65
	武蔵野市図書館基本計画の概要	65
	図書館評価	67
〈統計編〉		
■ 図書館評価のための主要指標		69
■ 一般統計(平成 29 年度)		70
■ 予約・リクエストサービス		78
■ サービス事業		79

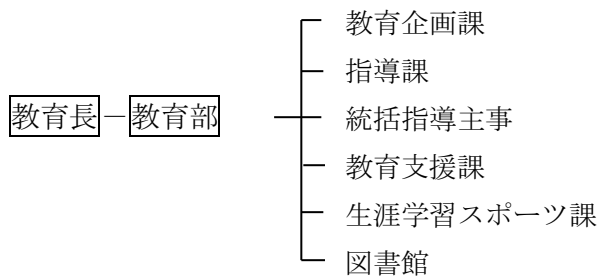
■ レファレンスサービス		83
■ インターネット検索用パソコン		83
■ 他自治体図書館との比較		84
＜参考資料＞		
■ 参考資料	武蔵野市立図書館条例	86
	武蔵野市立図書館条例施行規則	90
	武蔵野市図書館処務規程	93
	武蔵野市図書館スポンサーによる広告掲載取扱要綱	95
	武蔵野市立図書館資料収集方針	97
	児童図書資料収集方針	100
	ヤング・アダルト図書資料収集方針	102
	視聴覚資料収集方針	104
	武蔵野市立図書館除籍基準	106
	武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導実施要綱	107
	武蔵野市子ども図書館文芸賞実施要綱	109
	武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領	111
	武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領	113
	武蔵野市立図書館デジタル録音図書再生機器貸出サービス実施要綱	114
	武蔵野市図書館運営委員会設置要綱	115
	武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱	116
	武蔵野市図書館運営委員会傍聴基準	117
	武蔵野市図書館基本計画策定委員会設置要綱	118
	武蔵野市立武蔵野プレイス条例	119
	武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則	124
	武蔵野市立図書館年表	131

図書館の概況

■ 図書館の概況

1. 機構

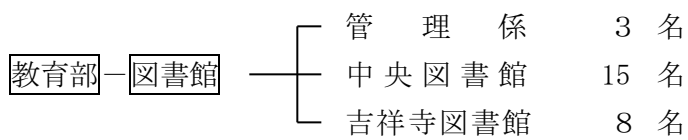
(1) 教育委員会の機構



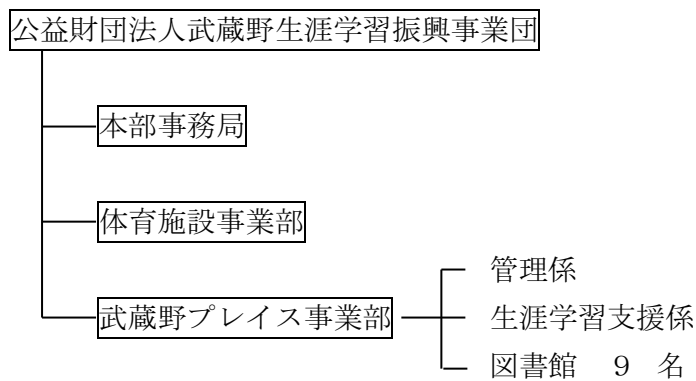
中学校 6 校

小学校 12 校

(2) 図書館の機構



館長 1 名



理事長 1 名

常務理事 2 名

館長 1 名

副館長 1 名

2. 図書館の管理運営

(1) 人的体制

図書館の運営は、常勤職員のほか、非常勤職員（図書館嘱託員）、臨時職員（アルバイト）等の臨時職員により担われています。

単位：人

	専任職員 ※1		兼任職員 ※2		非常勤職員 ※3		臨時職員 ※4		委託・派遣職員 ※5		合計	
	職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書	職員数	司書
中央	18	8	0	0	27.7	15	3.4	4	0	0	49.1	27
吉祥寺	4	3	0	0	0	0	0	0	19.2	16	23.2	19
プレイス	2	1	0	0	0	0	0	0	50.5	40	52.5	41
図書館合計	24	12	0	0	27.7	15	3.4	4	69.7	56	124.8	87
司書率(%)	50%		—		54.2%		117.6%		80.3%		69.7%	

※1 正職員 ※2 ※1のうち図書館以外の職務が本務である者

※3 再任用職員、図書館嘱託員 ※4 アルバイト ※5 指定管理者の職員等

*平成 29 年度より記載方法を変更し、数値について同時期に実施する他調査との整合性を取るため、平成 30 年 4 月 1 日現在の数値とした。

*非常勤職員、臨時職員、委託・派遣職員は年間労働時間の合計 1,500 時間を 1 人として換算する。
また、司書資格保有者は実数であり、司書補を含む。

(2) 平成 29 年度の主な取り組み

① 市立図書館の図書等資料の充実を図りました。（受入資料数）

中央図書館 : 図書 23,731 冊、CD 296 点、DVD 283 点

吉祥寺図書館 : 図書 7,290 冊、

武蔵野プレイス : 図書 11,750 冊

② 図書館評価の実施

第 7 期図書館運営委員会において、平成 28 年度図書館事業の評価、平成 29 年度図書館事業目標の設定を行いました。

③ 吉祥寺図書館リニューアルの推進

平成 28 年度に策定した吉祥寺図書館リニューアル計画に基づき、平成 29 年 8 月末をもって同館を一時休館し、平成 30 年 3 月末まで同館リニューアル工事を実施しました。同館は平成 30 年 4 月 16 日（月）リニューアルオープンしました。

④ 図書館基本計画の改定

図書館を取り巻く環境変化に伴う諸課題への対応や、平成 30 年度より指定管理者制度を導入する吉祥寺図書館の管理運営状況を踏まえ、図書館における今後の施策等を着実に実施するため、図書館基本計画の改定に着手しました。設置した策定委員会により今後、現行計画の進捗状況評価及び新たな目標の設定等を実施します。平成 29 年度は第 1 回策定委員会を開催し、委員長、職務代理の決定及び現行計画、今後の予定について審議を行いました。

3. 施設概要

中央図書館

(平成7年4月2日開館)

所在地 武蔵野市吉祥寺北町4-8-3

電話 0422-51-5145

開館時間 月～木曜日 午前9時30分～午後8時

土・日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

休館日 毎週金曜日、館内整理日…毎月第1水曜日（ただし、1月は4日、祝日の場合はその前後の平日）、年末年始、図書特別整理期間

施設

敷地面積 3,075.75 m²

延床面積 7,548.42 m²

階別構成 1階 新聞・雑誌コーナー、視聴覚コーナー、児童図書コーナー、おはなしのへや、ヤングアダルトコーナー、予約棚

2階 一般図書コーナー、グループ学習室、談話室

3階 参考資料室、視聴覚ホール、ボランティア室、対面朗読室

4階 事務室

地下1階 書庫

2階 団体資料室、駐車場

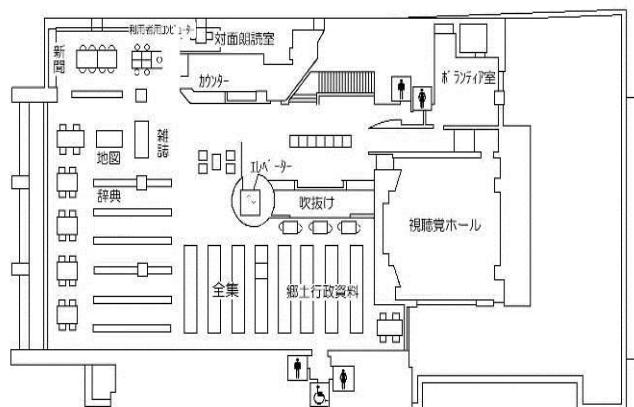
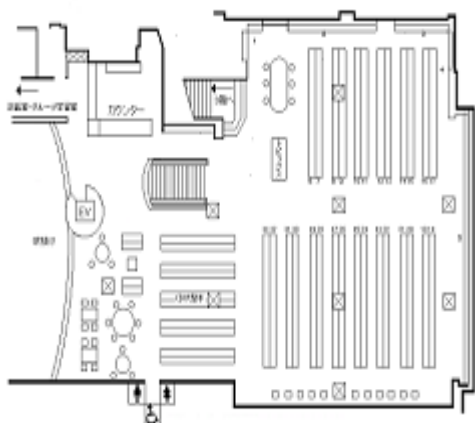
駐輪可能台数 185 台

駐車可能台数 17 台

1F



2F



吉祥寺図書館

(昭和 62 年 11 月 14 日開館)

所在地 武蔵野市吉祥寺本町 1-21-13

電話 0422-20-1011

開館時間 月～木曜日 午前 9 時 30 分～午後 8 時

土・日曜日・祝日 午前 9 時 30 分～午後 5 時

休館日 毎週金曜日、館内整理日…毎月第 1 水曜日（ただし、1 月は 4 日、祝日の場合はその前後の平日）、年末年始、図書特別整理期間

施設

敷地面積 815.31 m²

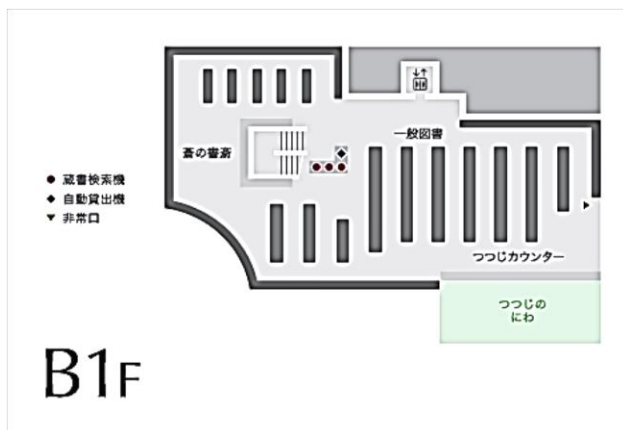
延床面積 1,655.96 m²

階別構成 1 階 新聞・雑誌コーナー、展示コーナー、予約資料コーナー、ICT コーナー、事務室

2 階 児童書コーナー、ヤングアダルトコーナー、授乳室、多目的室、録音室

地下 1 階 一般図書コーナー

駐輪可能台数 50 台



武蔵野プレイス

(平成 23 年 7 月 9 日開館)

所在地 武蔵野市境南町 2 - 3 - 18
 電話 0422-30-1900
 開館時間 午前 9 時 30 分～午後 10 時
 休館日 毎週水曜日（祝日と重なる場合は開館し、翌日は休館）、年末年始、図書特別整理期間

施設

敷地面積 2,166.20 m²

延床面積 9,809.76 m²

階別構成 地上 4 階、地下 3 階

1 階 新聞・雑誌コーナー、予約資料コーナー、新着・返却資料棚、対面朗読室

2 階 生活関連図書・児童図書コーナー、おはなしのへや、

地下 1 階 一般図書コーナー、有料データベース等検索パソコンコーナー、レファレンスカウンター、録音室

地下 2 階 芸術分野及び青少年向け図書コーナー

駐輪可能台数 236 台

駐車可能台数 28 台

B2F



B1F



1F



2F



吉祥寺図書館のリニューアルについて

(1) リニューアルの経緯

吉祥寺図書館は平成29年11月に開館30周年を迎えるにあたり、施設の老朽化対策および多様化する市民ニーズに対し、効果的・効率的に対応していくための対応等を踏まえたリニューアルを行うこととなりました。これに先立ち、平成26年度より同図書館の今後の方向性・あるべき姿について、市内3図書館の実務者をメンバーとしたワーキングチームによる検討が開始され、平成27年7月に「吉祥寺図書館の在り方」がまとめられました。そこで示された方針・考え方にさらに検討が加えられ、具体的な計画方針である「吉祥寺図書館リニューアル計画」が平成28年11月に策定されました。

平成30年4月より、この計画で示された基本理念である「小さなオアシス吉祥寺図書館～気軽に楽しく知的な出会いを～」を実現する施設に生まれ変わるため、同館は平成29年9月1日よりリニューアル工事のため、閉館期間に入りました。

(2) リニューアルの内容

「吉祥寺図書館リニューアル計画」で示された基本理念の目指すところは、『多様な人々が本を通じて集まり、人とまちと図書館のネットワークが形成されていくことで地域づくりに貢献する』ことです。そのために『全ての利用者が気軽に立ち寄りたくなる魅力的な図書館』を目指し、以下のようなリニューアルを行いました。

1) ライブラリー・オートメーションの本格導入

利用者の時間の節約、個人情報の保護等にも寄与する自動貸出機、自動返却機、予約本の自動貸出機などのライブラリー・オートメーション機器を本格的に導入しました。

2) 各フロアの特徴化

利便性の向上や図書館としての特徴が伝わりやすいものにするため、各フロアについて地下1階は総合蔵書、1階は展示と予約棚、2階は家族層といった特徴を際立たせる蔵書構成や空間構成の構築を行いました。

① 地下1階：一般図書のフロア

- ・ビジネスパーソンや高齢者といった利用者層に配慮し、文庫架の増設、YA図書の2階への移動等による一般書の蔵書能力アップ及び閲覧席の増設や、落ち着いた空間を演出する内装への改修。

② 1階：地元情報、新聞、雑誌、話題の本のフロア

- ・他では目にすることのないような吉祥寺に特化した地元密着情報や、市民の様々な課題解決に資する時宜にかなったテーマ展示を行うスペースの新設。
- ・Wi-Fi 環境の整備によるICTコーナーの新設。

③ 2階：絵本・児童書とYA図書のフロア

- ・幼児コーナーの充実、子ども用トイレの改修のほか、おむつ替えスペース、授乳スペースの設置、生活関連本コーナーの拡充等による、小さな子どもと保護者が気兼ねなく滞在できる環境の整備。
- ・中・高生向け図書の2階フロアへの移動と、Wi-Fi 環境の整備による、中高生層の居

場所としての機能を高められるような雰囲気づくり。

- ・映画会・講演会等図書館が主催する行事のない時にはWi-Fi 環境の整備された閲覧・学習スペースとして提供できるよう、従来の集会室の多目的室としての再整備。

(3) 臨時窓口の設置

吉祥寺図書館の工事休館期間中(当初、平成29年9月1日～平成30年3月31日を予定)に、市の東部地区における図書館サービスの提供に7ヶ月間の空白が生じてしまうことを避けるため、工事期間における臨時的な図書館サービスの提供が検討されました。

その結果、吉祥寺図書館に至近の民間のレンタルスペースを借り上げ、インターネット等で予約された資料を利用者に貸し出す窓口を設置することとなりました。

『吉祥寺図書館臨時窓口』と呼ばれたこのスペースは、図書館システムのネットワークとは直接繋がっていないオフライン環境で運営することになったため、利用者カードに資料の貸出データを紐づけ、そのデータを後から図書館システムに流し込む方式を採用しました。このため窓口は、蔵書検索や予約、利用者情報の変更等は一切できない、完全に予約資料受け取り専用の窓口としてのサービス提供を行いました。

なお、吉祥寺図書館の開館が平成30年4月16日となったことから、同窓口は最終的には同年4月15日までサービスを継続しました。

《吉祥寺図書館臨時窓口》

設置場所：武蔵野市吉祥寺南町2-4-6 アイリスコーポ1階

設置期間：平成29年9月1日～平成30年4月15日

開室時間：月～木曜日 午前9時30分～午後8時

土・日曜・祝日 午前9時30分～午後5時

休室日：毎週金曜日、毎月第1水曜日（館内整理日）、年末年始

施設：延床面積 27.8 m²

運営実績：平成29年9月1日～平成30年3月31日 開室日数169日

※ 参考：平成29年9月1日～平成30年4月15日までの最終実績 開室日数181日

資料貸出点数	H29. 9. 1～H30. 3. 31	単位	H29. 9. 1～H30. 4. 15	単位
図書	68,246	冊	73,050	冊
雑誌	3,528	冊	3,780	冊
C D	1,374	点	1,480	点
D V D	424	点	449	点
ビデオ	19	点	19	点
合計	73,591	点	78,778	点
一日の平均貸出数	435	点	435	点
延利用者数	45,698	人	49,125	人
一日の平均利用者数	270	人	271	人

事業報告編

■貸出サービス

1. 貸出サービス

武蔵野市に在住、在勤、在学の方、及び隣接市区（三鷹、小金井、西東京、杉並、練馬）に在住の方は、利用登録をすることができます。

【貸出可能数、期間】

資料名	貸出数	貸出期間
図書・雑誌	合わせて10冊	2週間
CD	2タイトル	
ビデオ・DVD	合わせて2タイトル	

※ DVDは平成23年1月より貸出を開始

2. 有効登録者数

（人口は平成30年4月1日現在）

	一般(人)	児童(人)	合計(人)	人口(人)	利用率(%)
市民	32,586	6,831	39,417	145,491	27.1
市外	31,127	4,407	35,534	—	—
合計	63,713	11,238	74,951	—	—

※ 有効登録者数は、登録者の内、平成29年度内に利用があった人数。（平成29年度末時点で図書館カードが有効期限内の人数の合計ではない。）登録者の定義は、全国規模で統計を取っている日本図書館協会の有効登録者数を採用。

※ 利用率は人口に対する利用者の割合

※ 市外計は在勤・在学・近隣市区在住者

3. 貸出数

開館 日数	図書			雑誌	視聴覚 資料	相互貸借	合計	一日平均
	一般	児童	小計					
307	1,493,218	716,535	2,209,753	136,346	75,339	4,070	2,425,508	7,901

平成29年度は、9月から吉祥寺図書館がリニューアル工事のため半年間閉館していたため、登録者数、貸出数とも昨年度より減少しています。一般書8.9%減、児童書6.7%減、全体として8.7%減となっています。冊・点数としては23万冊・点程減少しています。この数字は、27年度の貸出数合計とほぼ同じ数字となっています。

武蔵野市立図書館の個人貸出数は、全国と同規模自治体（人口10～15万人）の中ではここ数年第1位が続いています。（『図書館年鑑2017』より）また、近隣自治体の中でも、平成28年度の市民一人当たりの貸出数18.4冊・点は第1位です。（『平成29年度東京都公立図書館調査』より）

なお、開館日数は、館により異なるため、1館でも開館していた日の合計日数を載せています。

■ 予約・リクエストサービス

1. 予約・リクエストサービス

図書館では、利用者から要望のあった資料が貸出中又は他館在庫の場合は予約、所蔵していない場合はリクエストとして受け付けています。

※AV資料（視聴覚資料）、新聞・雑誌（新規購入）、及びコミックスについては、リクエストは受け付けていません。

予約・リクエストの申し込みに対して、以下の方法により提供しています。

搬送：希望する資料が受け付けした市立図書館になく、他の市内の図書館が所蔵している場合は、受取希望館に資料を搬送し、利用者に提供しています。

返却待ち：希望する資料が全て貸出中の場合は、返却されたものから予約申込順に希望者に資料が割り当てられ、受取希望館で提供しています。

購入：利用者からの要望に十分応えるために、新刊本や購入可能な図書は図書館の収集方針をもとに購入し、できる限り提供しています。また、予約が多い図書は複数購入し、利用者の要望に迅速に応えられるようにしています。

相互貸借：予約図書は年々増加し、また多岐に渡っています。これらの要求に応えるために、市内図書館の蔵書だけでなく、都立図書館、多摩地区の市町村立図書館、都内の区立図書館、国立国会図書館などの相互貸借システムを利用して、利用者からの要望にできる限りお応えしています。

※平成26年5月より、予約・リクエストサービスの見直しを行い、市内在住者を優先するため、市内図書館に未所蔵の資料のリクエストについては、市内在住者のみをサービス対象としました。

2. 予約件数（館別受付予約件数）

単位：件

	中央	吉祥寺	プレイス	WEB 予約	全館合計
搬送・返却待ち	36,251	11,400	71,509	481,995	601,155
購入	2,661	503	1,198	—	4,362
相互貸借	1,674	620	1,776	—	4,070
合計	40,586	12,523	74,483	481,995	609,587

※ 「搬送・返却待ち」は図書・雑誌・AV含む

※ 貸出処理館で集計

※ 相互貸借数は、館内閲覧分及び利用者キャンセル分も含む

※ 吉祥寺図書館は、改修工事中の閉館を除く、4～8月までの数。

3. 相互貸借件数

(1) 借受分（他の公共図書館から武蔵野市への借用分）

単位：冊

	中央	吉祥寺	プレイス	合計
他市区図書館	1,139	418	1,133	2,690
都立図書館	454	198	615	1,267
国会図書館	54	4	22	80
その他図書館	27	0	6	33
合計	1,674	620	1,776	4,070

※その他図書館：都外公立図書館、大学図書館等

(2) 貸出分（武蔵野市から他の公共図書館への貸出数）

単位：冊

	中央	吉祥寺	プレイス	合計
都内公立図書館	3,502	364	1,067	4,933
都外公立図書館	10	4	3	17
合計	3,512	368	1,070	4,950

※ 吉祥寺図書館は、改修工事中の閉館を除く、4～8月までの数。

4. 人気ランキング（平成29年4月～平成30年3月の貸出回数）

一般図書ベスト20

単位：回

	書名	著者	出版社	回数
1	コンビニ人間	村田 沙耶香	文藝春秋	522
2	羊と鋼の森	宮下 奈都	文藝春秋	518
3	人形の眠る家	東野 圭吾	幻冬舎	512
4	ラプラスの魔女	東野 圭吾	KADOKAWA	485
5	蜜蜂と遠雷	恩田 陸	幻冬舎	480
6	希望荘	宮部 みゆき	小学館	475
7	火花	又吉 直樹	文藝春秋	474
8	危険なビーナス	東野 圭吾	講談社	456
9	九十歳。何がめでたい	佐藤 愛子	小学館	432
10	フランス人は10着しか服を持たない[1][2]	ジェニファー・L・スコット	大和書房	424
11	サラバ！上・下	西 加奈子	小学館	416
12	恋のゴンドラ	東野 圭吾	実業之日本社	403
13	みかづき	森 絵都	集英社	401
14	海に見える理髪店	荻原 浩	集英社	377
15	コーヒーが冷めないうちに	川口 俊和	サンマーク出版	352
16	陸王	池井戸 潤	集英社	346
17	騎士団長殺し 第1部 第2部	村上 春樹	新潮社	318
18	ツバキ文具店	小川 糸	幻冬舎	307
19	罪の声	塩田 武士	講談社	282
20	終わった人	内館 牧子	講談社	280

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

ヤングアダルト図書ベスト 20

単位：回

	書 名	著 者	出版社	回数
1	羊と鋼の森	宮下 奈都	文藝春秋	518
2	鹿の王 上・下	上橋 菜穂子	KADOKAWA	259
3	君の臍臓を食べたい	住野 よる	双葉社	242
4	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社	226
5	“ハリー・ポッター” シリーズ (12 冊)	J・K・ローリング	静山社	162
6	また、同じ夢を見ていた	住野 よる	双葉社	139
7	名探偵コナン 1～94	青山 剛昌	小学館	126
8	小説君の名は。	新海 誠	KADOKAWA	116
9	夜のピクニック	恩田 陸	新潮社	113
10	夜と霧 新版	ヴィクトール・E・フランクル	みすず書房	104
11	ビブリア古書堂の事件手帖 1～7	三上 延	KADOKAWA (4巻までアスキー・メディアワークス)	102
12	ちはやふる 1～37	末次 由紀	講談社	96
13	ハリネズミの願い	トーン・テレヘン	新潮社	95
14	か「」く「」し「」ご「」と「	住野 よる	新潮社	89
14	西の魔女が死んだ	梨木 香歩	新潮社	89
14	ドラゴンボール 1～34	鳥山 明	集英社	89
17	ノルウェイの森 上・下	村上 春樹	講談社	87
18	僕らが毎日やっている最強の読み方	池上 彰、佐藤 優	東洋経済新報社	86
19	子ども武蔵野市史	井上 孝	武蔵野市教育委員会教育部図書館 武蔵野市立図書館	85
20	ワンダー	R・J・パラシオ	ほるぷ出版	80
20	モモ	ミヒヤエル・エンデ	岩波書店	80

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

ヤングアダルト図書ベスト 10 (*マンガを除く)

単位：回

	書 名	著 者	出版社	回数
1	羊と鋼の森	宮下 奈都	文藝春秋	518
2	鹿の王 上・下	上橋 菜穂子	KADOKAWA	259
3	君の臍臓を食べたい	住野 よる	双葉社	242
4	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社	226
5	“ハリー・ポッター” シリーズ (12 冊)	J・K・ローリング	静山社	162
6	また、同じ夢を見ていた	住野 よる	双葉社	139
7	小説君の名は。	新海 誠	KADOKAWA	116
8	夜のピクニック	恩田 陸	新潮社	113
9	夜と霧 新版	ヴィクトール・E・フランクル	みすず書房	104
10	ビブリア古書堂の事件手帖 1～7	三上 延	KADOKAWA (4巻までアスキー・メディアワークス)	102

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

児童図書ベスト 20

単位：回

	書 名	著 者	出版社	回数
1	だるまさんが	かがくい ひろし	ブロンズ新社	401
2	だるまさんと	かがくい ひろし	ブロンズ新社	383
3	だるまさんの	かがくい ひろし	ブロンズ新社	372
3	はらぺこあおむし（改訂）	エリック・カール	偕成社	372
5	わたしのワンピース	にしまき かやこ	こぐま社	342
6	ぐりとぐら	中川 李枝子	福音館書店	324
7	あーん、して	スギヤマ カナヨ	アリス館	316
8	でんしゃでいこうでんしゃでかえろう	間瀬 なおかた	ひさかたチャイルド	312
9	11 ぴきのねこ	馬場 のぼる	こぐま社	302
9	もこもこもこ	谷川 俊太郎	文研出版	302
11	いろいろたまご	山岡 ひかる	くもん出版	298
12	ぷくちゃんのすてきなぱんつ	ひろかわ さえこ	アリス館	289
13	おふろだいすき	松岡 享子	福音館書店	288
14	おさるのジョージパンケーキをつくる	M. レイ	岩波書店	283
14	どろんこハリー	ジーン・ジオン	福音館書店	283
16	ぞうくんのさんぽ	なかの ひろたか	福音館書店	281
17	いろいろごはん	山岡 ひかる	くもん出版	280
17	いろいろバナナ	山岡 ひかる	くもん出版	280
19	しろくまちゃんぱんかいに	わかやま けん	こぐま社	278
20	がたんごとんがたんごとんざぶんざぶん	安西 水丸	福音館書店	277
20	くっついた	三浦 太郎	こぐま社	277

※ 多数巻の本については、貸出回数が最も多い巻の回数

■ 新聞・雑誌

新聞・雑誌は、その時代の社会状況を最もよく映している資料として、発行直後はもとより、月日がたってからも多く利用されます。そこで、武蔵野市では利用頻度の多い資料及び所蔵する価値の高い資料等を3館で分担し、永久保存するものから短期間で廃棄するものまで分類して保存しています。

1. 新聞・雑誌所蔵タイトル数

種別	中央	吉祥寺	プレイス	全館
新聞	45 (12)	22 (2)	38 (8)	55 (16)
雑誌	463 (30)	208 (2)	631 (24)	837 (44)

※ () は外国語の新聞・雑誌のタイトル数

※ 新聞には、官報、東京都公報を含む

2. 官報・新聞縮刷版等

資料名	刊別	所蔵館及び保存年		
		中央	吉祥寺	プレイス
官報	日刊	10年	1年	1年
東京都公報	日刊	10年	1年	1年
朝日新聞縮刷版	月刊	1958 (昭和33) . 1 ~	2年	3年
日本経済新聞縮刷版	月刊	1981 (昭和56) . 1 ~	2年	2年
毎日新聞縮刷版	月刊	1981 (昭和56) . 1 ~	2年	2年
読売新聞縮刷版	月刊	1981 (昭和56) . 1 ~	2年	2年
朝日新聞武蔵野版※	日刊	1994 (平成6) . 1 ~	—	—
産経新聞武蔵野版※	日刊	1957. 1 ~1974. 12 (昭和32~49) 1993 (平成5) . 1 ~	—	—
東京新聞武蔵野版※	日刊	1993 (平成5) . 1 ~	—	—
毎日新聞武蔵野版※	日刊	1951. 1 ~1975. 12 (昭和26~50) 1993 (平成5) . 1 ~	—	—
読売新聞武蔵野版※	日刊	1970. 1 ~1975. 12 (昭和45~50) 1993 (平成5) . 1 ~	—	—
朝日新聞復刻版	—	1988. 7 ~1957. 12 (明治21~昭和32)	—	—

※ 各新聞の武蔵野版のみを切り取り、製本したもの

■ 郷土・行政資料

武蔵野市に関する郷土・行政資料は、市立図書館が責任を持つべき資料として、積極的に収集、保存しています。

1. 資料の主な種類

- (1) 参考図書 [郷土・行政資料目録等]
- (2) 地域情報資料 [ガイドブック、地図等]
- (3) 自治体資料 [予算・決算書、議会議事録、例規類集、広報、統計、調査報告等]
- (4) 歴史・民俗資料 [地方史、祭礼等]
- (5) 雑誌 [タウン誌、地方誌、郷土研究誌等]

2. 分類

M	別置記号 (MUSASHINOの頭文字)	
(例) A 1	主題分類 (英字1字・数字1字)	: 三郷研 (※) 分類に準拠
(例) 0 0	地理区分 (数字2字) * 武蔵野市は 10	: 三郷研地理区分に準拠

※三多摩郷土資料研究会 (現「三多摩地域資料研究会」)

3. 年間受入・除籍資料冊数

※今年度から仮除籍状態の数も反映させた。

単位: 冊

	受入冊数	除籍・仮除籍冊数	資料数
中央	830	2,525	24,863
吉祥寺	273	291	1,115
プレイス	378	517	2,681
合計	1,481	3,333	28,659

4. 定点撮影

武蔵野市の景観の移り変わりを郷土写真資料として記録、保存するため、平成4年度より市内の定められた地点を定期的に撮影しています。平成18年度より、資料のデジタル化を進め、平成4年度～19年度はCD-R、平成20年度よりDVD-Rにて作成、管理しています。

撮影箇所 (平成29年度現在)

撮影地点	箇所	撮影年度
①道路交差点1、駅前広場、商店街、公園、踏切、橋、公衆浴場、その他	99箇所	隔年
②畑、果樹園、栗林、雑木林、竹林、梅林、道路交差点2、並木道、銘木	145箇所	隔年
公園①	64箇所	4年に1回※
公園②	52箇所	4年に1回※

※ 新設公園については、設置年度に撮影する

5. 市民文庫

中央図書館では、市内在住の方が著して図書館が寄贈を受けた図書を、「市民文庫」として受け入れています。

■市史編纂

1. 武蔵野市史

昭和 37 年に武蔵野市史編纂委員会が発足し、昭和 40 年に『武蔵野市史資料編』、昭和 43 年に『武蔵野市史続資料編一』、昭和 45 年に『武蔵野市史』を刊行しました。その後、委員会は解散しましたが、図書館内に置かれた「市史編纂室」で引き続き資料整理が行われ、専門家への委託により『続資料編』の刊行が継続されました。市史の刊行は、平成 24 年『続資料編十三』の刊行をもって終了しました。これらの刊行物は、図書館資料として広く一般利用に供するほか、有償刊行物として、各図書館、市役所西棟 7 階市政資料コーナーで提供しています。

市史編纂室が編纂した市史の刊行年及び内容等

	書名	刊行年	内容	価格
1	武蔵野市史資料編	昭和 40 年		2,200
2	武蔵野市続資料編 一	昭和 43 年	武蔵野市の民俗 他	1,000
3	武蔵野市史	昭和 45 年		4,700
4	武蔵野市史 史料目録編 一	昭和 48 年	井口家文書（旧関前村）	500
5	武蔵野市史 史料目録編 二	昭和 49 年	河田家（旧吉祥寺村）、井野家（旧西窪村）、平野家（旧境新田）、後藤家（旧境村）、延命寺（旧関前村）の各文書に基づく	750
6	武蔵野市史続資料編 二	昭和 59 年	河田家文書（旧吉祥寺村） 一	4,400
7	武蔵野市史続資料編 三	昭和 61 年	河田家文書（旧吉祥寺村） 二	4,400
8	武蔵野市史続資料編 四	昭和 62 年	井口家文書（旧関前村） 一	4,400
9	武蔵野市史続資料編 五	平成元年	井口家文書（旧関前村） 二	4,400
10	武蔵野市史続資料編 六	平成 3 年	井口家文書（旧関前村） 三	4,400
11	武蔵野市史続資料編 七	平成 5 年	井口家文書（旧関前村） 四	4,400
12	武蔵野市史続資料編 八	平成 6 年	井口家文書（旧関前村） 五	4,500
13	武蔵野市史 史料目録編 三	平成 11 年	境・秋本家文書	3,500
14	武蔵野市史続資料編 九	平成 14 年	諸家文書 一	4,500
15	武蔵野市史続資料編 十	平成 17 年	境・秋本家文書 一	4,500
16	武蔵野市史続資料編 十一	平成 19 年	境・秋本家文書 二	4,500
17	武蔵野市史続資料編 十二	平成 22 年	境・秋本家文書 三	4,500
18	武蔵野市史続資料編 十三	平成 24 年	境・秋本家文書 四	4,500

2. 子ども武蔵野市史

『子ども武蔵野市史』は、小学校高学年から中学生、および入門者を対象とした資料で、原始、古代から現代までの武蔵野市の歴史をわかりやすく紹介しています。平成 19 年度より 3 年間をかけて執筆され、平成 21 年度（平成 22 年 3 月）に刊行されました。図書館資料として広く一般利用に供するほか、有償刊行物としての提供も行っています。

『子ども武蔵野市史』の内容等

井上 孝著 平成 22 年刊 原始・古代～現代史、年中行事 価格 500 円

■ A V サービス

A V 資料（視聴覚資料）は中央図書館でCD、ビデオ、DVDを所蔵しています。平成 17 年 11 月から予約を開始し、全館で貸出を行っています。平成 23 年 1 月より、DVDの貸出を開始しました。

貸出点数はCD 1 人 2 タイトル、ビデオ・DVD 1 人 2 タイトル、合計 4 タイトルまでです。貸出期間はそれぞれ 2 週間となっています。

中央図書館には、CD、DVDの館内視聴ブースがあります。館内視聴は、1 人 1 日 1 回に限り、当日 1 階メインカウンターで受け付けます。

吉祥寺図書館は、平成 29 年 9 月より改修工事を行い、平成 30 年 4 月 16 日のリニューアルオープンに伴い、所蔵していたCDは、すべて中央図書館に移管しました。

※ 吉祥寺図書館資料所蔵数・デッキ所有数は、改修工事中の閉館前の数。貸出件数は、8 月までは吉祥寺図書館、9 月以降は臨時窓口での貸出件数の合計。

1. 資料所蔵数

※今年度より、仮除籍状態の数も反映させた。 単位：点

種別	中央	吉祥寺	合計
CD	8,512	3,069	11,581
ビデオ	2,252	—	2,252
DVD	3,162	—	3,162

2. 貸出件数

単位：件

中央	吉祥寺	プレイス	合計
53,631	12,422	9,286	75,339

3. 視聴用デッキ所有数

単位：台

種別	中央	吉祥寺
CD用	—	3
CD・DVD共用	6	—

4. A V ブース利用状況

単位：件

種別	中央	吉祥寺	合計
CD	319	478	797
DVD	3,070	—	3,070
合計	3,389	478	3,867

■ 児童サービス

子どもと本のより良い結びつきを作り出すことを目的に、様々な児童サービスを行っています。

1. こどもまつり

様々な行事を行うことで、子どもたちに図書館が「新しい発見ができる、知的好奇心を刺激するところ」であることをアピールし、また図書館利用を促進させることを目的に、平成元年より開催しています。

場 所 中央・吉祥寺・プレイス

開催期間 7月22日(土)～31日(月)

対 象 幼児、小学生

中央図書館

単位：人

7月	行事内容	時間／対象／定員	子ども	大人	小計
22(土)	映画会「ムーミンパペット・アニメーション ムーミン谷の夏まつり」(87分)	午前 10 時／幼児・小学生とその保護者／70 名	30	21	51
23(日)	科学遊び「ふしぎな色水～酸とアルカリ～」	午前 10 時／小学生／25 名	23		23
23(日)	科学遊び「宇宙ってどんなところ？～月の形がわかる早見盤をつくろう～」	午後 2 時／小学生／25 名	25		25
24(月)	点字教室「点字で名刺・しおりをつくろう～」	午後 2 時／小学生 3 ～ 6 年生／25 名	6		6
25(火)	工作教室「ポップアップカードをつくろう」	午後 2 時／小学 3 ～ 6 年生／25 名	21		21
26(水)	お話し会スペシャル(各回 40 分)	午前 10 時 30 分／乳幼児 午後 3 時／小学生	19	15	34
29(土)	映画会「ディズニー映画 ピーターパン」(75 分)	午後 2 時／幼児・小学生とその保護者／70 名	22	16	38
30(日)	映画会「小さな世界はワンダーランド」(55 分)	午後 2 時／幼児・小学生とその保護者／70 名	28	16	44
31(月)	工作教室「フェルトでしあわせの青い鳥をつくろう」	午後 2 時／小学生／25 名	25		25
合 計			199	68	267

吉祥寺図書館

単位：人

7月	行事内容	時間／対象／定員	子ども	大人	小計
23(日)	映画会「ぼくは王さま たまごがいっぱい」ほか (55 分)	午後 2 時／幼児・小学生とその保護者／50 名	18	14	32
24(月)	工作教室「フェルトでしあわせの青い鳥をつくろう」	午後 2 時／小学生／25 名	27		27
26(水)	科学遊び「化石・ふしぎな石～木の葉の化石を探そう・アンモナイトのレプリカをつくろう～」	午前 10 時／小学生／25 名	24		24
26(水)	科学遊び「キミは『ど根性チョウチョ！パタリンチョウ』をしっているか？」	午後 2 時／小学生／25 名	13		13
27(木)	お話し会スペシャル (75 分)	午前 10 時 30 分／乳幼児 午後 3 時／小学生	34	24	58
31(月)	映画会「おじゃる丸スペシャル 銀河がマロをよんでいる」 (54 分)	午後 2 時／幼児・小学生とその保護者／50 名	18	10	28
合 計			134	48	182

武蔵野プレイス

単位：人

7月	行事内容	時間／対象／定員	子ども	大人	小計
22(土)	映画会「ぼくは王さま しゃぼんだまのくびかざり」ほか (55 分)	午後 2 時／幼児・小学生とその保護者／150 名	28	16	44
24(月)	科学遊び「DNA ってなんだろう～DNA をとりだそう、二重らせんストラップをつくろう～」	午前 10 時／小学生／25 名	25		25
24(月)	科学遊び「煮干しの解剖とチリメンモンスターをさがせ！～生物多様性ってなあに？～」	午後 2 時／小学生／25 名	27		27
25(火)	工作教室「フェルトでしあわせの青い鳥をつくろう」	午後 2 時／小学生／25 名	28		28
27(木)	工作教室「ポップアップカードをつくろう」	午後 2 時／小学 3 ～ 6 年生／25 名	10		10
29(土)	お話し会スペシャル(各回 40 分)	午前 10 時 30 分／乳幼児 午後 3 時 30 分／小学生	70	57	127
31(月)	映画会「動物の赤ちゃん ドキドキ編」ほか(60 分)	午後 2 時／幼児・小学生とその保護者／150 名	60	35	95
合 計			248	108	356

単位：人

	子ども	大人	合計
3館合計	581	224	805

2. どっきんどようび

普段図書館に来ない子どもたちにも、図書館に親しんでもらい、本に関連した楽しい催しを行うことで、図書の利用促進を図っています。

場 所 中央・吉祥寺・プレイス

日 時 中 央：偶数月 第2土曜日、3月、午後2時30分より

吉 祥 寺：7・8月 第2土曜日、午後2時より

プレイス：5・9・1月 第2土曜日、午後2時30分より

*吉祥寺図書館が9月より改修工事のため、今年度の開催月は変則的なものになっています。

中央図書館

単位：人

月	内容		定員	子ども	大人	小計
4	映画会	「1ねん1くみシリーズ」4本	70	16	9	25
6	映画会	「あらしのよるに・ひみつのともだち2」	70	21	11	32
8	映画会	「ふたつの胡桃」	70	6	4	10
10	工作教室	「外国語新聞でエコバックをつくろう」 (講師：図書館職員)	25	9		9
12	工作教室	「クリスマスリースをつくろう」 (講師：図書館職員)	20	15		15
2	人形劇	「王子さまの耳はロバの耳」 (劇団なるにあ)	70	62	53	115
3	映画会	「日本の昔ばなし うらしまたろう」他	70	18	13	31
合 計				147	90	237

吉祥寺図書館

単位：人

月	内容		定員	子ども	大人	小計
7	映画会	「くまのコールテンくん」	50	24	21	45
8	人形劇	「がまくんとかえるくん」 (人形劇団ぽぽろ)	50	46	42	88
合 計				70	63	133

武蔵野プレイス

単位：人

月	内容		定員	子ども	大人	小計
5	映画会	「はらぺこあおむし」ほか	150	55	40	95
9	工作教室	「まつぼっくりで恐竜をつくろう！」 (講師：つだなおこ)	25	20		20
1	人形劇	「うしとカエル」 (人形劇 木ぐつの木)	100	90	81	171
合 計				165	121	286

単位：人

	子ども	大人	合計
3館合計	382	274	656

3. おはなし会

絵本の読み聞かせや簡単な工作を通じて、子どもたちに本の楽しさを知ってもらい、図書館に親しみをもってもらうため開催しています。

場 所 中央・吉祥寺・プレイス

日 時 中央・吉祥寺：毎週水曜日（第1水曜日は館内整理日のため実施せず）、
午後3時より

プレイス：毎週金曜日 午後3時30分より

対 象 幼児、小学校低学年

内 容 紙芝居・絵本等の読み聞かせ・語り・工作・折り紙

実施回数及び参加人数

	回数(回)	参加人数(人)		
		子ども	大人	合計
中央	35	222	143	365
吉祥寺	15	73	56	129
プレイス	46	494	363	857
合計	—	789	562	1,351

※ 中央・吉祥寺図書館の第4水曜日と武蔵野プレイスの第2金曜日のおはなし会は、市内ボランティア「おはなし語ろう会」の協力により実施。

※ 吉祥寺図書館は9月より改修工事のため閉館。9月から3月までのおはなし会は中止。

※ 武蔵野プレイスにおいて、プレイス建物前の、境南ふれあい広場公園にて、「青空おはなし会」を実施。通常のおはなし会とは異なり、青空のもとで絵本の読み聞かせを行い、通常のおはなし会への呼び水とすることを目的としています。

5月5日（金・祝日）午後3時30分から、11月3日（金・祝日）午後2時30分から、いずれも30分間実施し、それぞれ48名（うち子ども23名）、63名（うち子ども33名）の参加者がありました。

4. 夏休みこども教室

実験や観察などの「直接体験」を通じて子どもたちに学びへの興味をもたせ、「間接体験」として読書の動機づけを行うことで、図書の利用促進を図っています。テーマに関連する本の読み聞かせ、ブックトークを行い、紹介した図書のブックリストを配布しました。

場 所 武蔵野プレイス 3階スペースC

日 時 ①8月21日（月） ②8月22日（火）
午後2時～3時

内 容 ①地震に強いかたちを調べよう～簡単な模型を作って実験！～

- ・地震がどうやっておこるのか、紙芝居を使って説明。
- ・2cm幅の画用紙で、建物の模型を作り、揺れ方を比較する。
- ・どうしたらより揺れにくくなるか、それぞれ模型を作って比較する。

②絵本のカバーでエコぶくろをつくろう！

講師：好学社社員 山口 堅太郎 氏

対 象 ①小学生3～6年生 ②小学校1～6年生

参加人数 ①10名 ②23名

5. 武蔵野プレイス 春休み児童向けイベント

「めざせマジシャン！」

「表現すること」をテーマとした活動を行い、子どもたちが自分らしさを発揮できること、子ども・大人との関わりのなかで人とつながることの楽しさを体感する機会を子どもたちに提供します。また、関連図書を紹介することにより、体験活動と図書を結びつける機会を提供し、図書館での発見を楽しむことを通じて図書館をより身近に感じてもらえるよう開催しています。

場 所	武蔵野プレイス 4階フォーラム
日 時	平成 30 年 3 月 26 日（月）午後 2 時 30 分～4 時
対 象	小学生
参加人数	子ども 46 名 大人 22 名 計 68 名
公 演	ワイズリーアンドスロウ

6. 児童用配布物

(1) 『しおりちゃん』、『ぶつくまーく』

それぞれ幼児・小学校低学年、小学校高学年を対象にした本の紹介小冊子で、年 3 回発行し、それに合わせて、各館で紹介した本の展示も行っています。

平成 29 年度テーマ：「祭りの本」、「犬の本」、「ともだちの本」

(2) ブックリスト『赤ちゃんといっしょに絵本を』、『絵本で広がる楽しい世界』

乳幼児向け図書の紹介リストで、それぞれ、0～2 歳児向け、3～5 歳児向けに作成しています。

(3) 『しんいちねんせいにすすめるほん』

新 1 年生に向けて、図書館の案内とおすすめの本の紹介をし、図書館へ出かけるきっかけになるように、市立小学校 1 年生に配布しています。

7. むさしのブックスタート

「赤ちゃんと一緒に絵本で楽しい時間を共有してほしい」という願いから、平成 14 年度に開始しました。0 歳児に対して実施するとともに、絵本とのかかわりが継続し一層充実するように 3 歳児に対しても行っています。年間参加者は、ブックスタート 2,439 組、乳幼児向けおはなし会、講演会等は 2,347 人に上っています。

また平成 29 年度から、3～4 か月児対象のブックスタートへ、市民ボランティアの導入を開始しました。

(1) ブックスタート

① 3～4 か月児対象のブックスタート

場 所	保健センター（中央図書館隣）
内 容	3～4 か月児健康診査（健診）の参加者に対して、図書館員が保護者へ個別にメッセージを伝え、ブックスタートパック（絵本、アドバイス集、ブックリスト、図書館案内等）を手渡す。
対 象	平成 29 年 4 月以降に誕生した市民及びその保護者
回 数	30 回

実 施 数 1,195 組（健診対象者数 1,184 人）

② 3 歳児対象のフォローアップ

場 所 保健センター（中央図書館隣）
内 容 3 歳児健康診査（健診）の集団指導の時に、図書館員が子どもに向けて絵本の読み聞かせをした後、保護者に向けてメッセージを伝え、健診終了後に絵本とブックリストを手渡す。
対 象 平成 28 年 4 月以降に 3 歳になる市民及びその保護者
回 数 28 回
実 施 数 1,244 組（健診対象者数 1,249 人）

（2）乳幼児向けおはなし会

ブックスタートのフォロー事業の一つとして専門家に依頼し、平成 14 年度に開始しました。家庭における乳幼児との楽しいひとときの過ごし方の参考にし、ブックスタートのメッセージをより深く浸透させることを目的としています。

場 所 市内各図書館
対 象 乳幼児及びその保護者

実施日数及び参加人数

	日数	参加人数(人)		
		子ども	大人	合計
中央	30	386	359	745
吉祥寺	7	70	61	131
プレイス	20	677	677	1,354
合計	—	1,133	1,097	2,230

※ 吉祥寺図書館は 9 月より改修工事のため休館。9 月から 3 月までのおはなし会は中止。

（3）講演会等

乳幼児の読書および絵本の専門家を招き、講演会等を開催しています。

① 講演会 「子育てに絵本を～きたやまようこさんが語る絵本のうわさ～」

場 所 中央図書館 3 階視聴覚ホール
日 時 6 月 15 日（木） 午前 10 時～正午
講 師 きたやま ようこ 氏（絵本作家）
参加人数 34 人（大人 34 人）
保 育 17 人（0 歳児・4 人 1 歳児・8 人 2～3 歳児・5 人）

② 人形劇 「ひよこのさんぽ」「おかいものできるかな」

場 所 中央図書館 3 階視聴覚ホール
日 時 11 月 11 日（土） 午後 2 時 30 分～3 時 30 分
公 演 劇団員の火
参加人数 83 人（大人 42 人 子ども 41 人 ※延べ人数）

8. 除籍資料のリサイクル

蔵書点検等で除籍した児童書を年1回、市内の保育園、学童保育所、学校図書室等に配布し、再活用しています。

実績

単位：冊

	実施日	配布冊数
中央	2月13日～14日	1,143
プレイス	2月5日～6日	510
合計	—	1,653

※ 吉祥寺図書館は9月より改修工事のため休館。リサイクルは中央・プレイスのみで実施。

9. 季節のテーマ展示等

普段は書庫に入っている本や、なかなか手にとられない本を、季節ごとにテーマを決め各館の児童コーナーに展示し、本の利用の促進や、テーマに沿った本の紹介につとめています。

(1) 『しおりちゃん』、『ぶっくまーく』の展示

児童用配布物として作成している『しおりちゃん』『ぶっくまーく』に紹介している本を各館で展示しています。年3回の学校の長期休みに合わせて発行、展示をしています。

(2) 「子ども読書の日の本」の展示

平成13年に制定された「子ども読書の日」の記念イベントとして、書籍や図書館のことを知ってもらうという目的で、書籍や図書館に関する本の展示・貸出を行いました。

場 所：中央・吉祥寺・プレイス

展示期間：4月17日（月）～5月18日（木）

展示冊数：各館 221冊

(3) 「しんいちねんせいにすすめるほん」の展示

小学校1年生の子どもたちに、図書館の案内とおすすめの本を紹介した冊子「しんいちねんせいにすすめるほん」を作成し、その冊子に紹介された本を展示し、1年生に読書の楽しさを伝えました。

場 所：中央・吉祥寺・プレイス

展示期間：7月10日（月）～10月1日（日）

※ 吉祥寺図書館は8月31日（木）まで

展示冊数：各館 34冊

(4) 「市内公立小学校の先生が勧める夏休みの本」の展示

武蔵野市立小中学校教育研究会図書館研究部推薦の夏休みに子どもたちにすすめる本の展示・貸出を行いました。

場 所：中央・吉祥寺・プレイス

展示期間：7月10日（月）～8月31日（木）

展示冊数：各館 40冊

(5) 「戦争と平和の本」の展示

8月15日の終戦記念日がある8月に、あらためて戦争と平和を考えるための本を紹介しています。

場 所：中央・吉祥寺・プレイス

展示期間：8月1日（火）～31日（木）

展示冊数：各館 約 200 冊

(6) 「クリスマスの本」の展示

クリスマスの時期に、絵本や読み物からもクリスマスの雰囲気を楽しんでもらえるように本を展示し、クリスマスの本を紹介したリーフレットも配布しています。

場 所：中央・プレイス

展示期間：11月13日（月）～12月25日（月）

展示冊数：各館 約 700 冊

そのほかに、四季折々の本を中央児童カウンターに常時展示しています。

10. 配慮を必要とする子どもへのサービス

平成24年5月より、みどりのこども館ウィズで、平成26年7月より障害者福祉センター内の千川さくらっこクラブで、障がいを持つなどの理由で、図書館に来館することが難しい子どもたちとその保護者を対象に、月に1回出張おはなし会と本の貸出を実施しています。また、図書館見学会も実施しています。

(1) おはなし会

場所	回数	参加人数(人)			貸出冊数(冊)
		子ども	大人	合計	
みどりのこども館	10	100	69	169	124
さくらっこクラブ	0	0	0	0	0
合計	10	100	69	169	124

■ Y A （ヤングアダルト） サービス

各図書館には、主に中学生・高校生を対象にした本を集めたY Aコーナーを設置しています。図書を貸し出すだけでなく、図書館に一層親しみをもってもらうために、様々な取り組みを行っています。

1. 図書展示

中学生・高校生に対して読書のきっかけ作りや、選書の一助となるような図書の展示を行いました。

中央図書館

(1) 『武蔵野市子ども図書館文芸賞』

場 所	中央図書館 1階Y Aトピックスコーナー
期 間	8月3日（木）～10月1日（日）
内 容	「図書館のおすすめ本 小学生4・5・6年生用 2017年版」 展示冊数 77冊 「図書館のおすすめ本 中学生用 2017年版」 展示冊数 67冊

(2) 『お仕事百科～憧れの職業について知ろう～』

場 所	中央図書館 1階Y Aトピックスコーナー
期 間	10月5日（木）～12月5日（火）
内 容	中高生や大学生に向けて、将来就きたい職業について考え、調べるきっかけとなるように若者向けの仕事ガイド本や様々な職種に関する本を展示しました。 展示冊数 135冊

吉祥寺図書館

『部活で青春しようぜ!』

場 所	吉祥寺図書館 地下1階Y Aコーナー付近
期 間	5月1日（月）～6月11日（日）
内 容	新学期を迎え、新たに、または先輩として部活動に取り組む時期となったことにちなみ、部活動がテーマの本を展示しました。 展示冊数 69冊

武蔵野プレイス

(1) 『君におくるエール』

場 所	武蔵野プレイス 地下2階スタジオラウンジ図書館側掲示板前
期 間	4月6日（木）～6月6日（火）
内 容	新年度を迎え、新しい環境の中で生活する青少年へ向けて、そっと背中を押してあげられるような本を展示しました。また、武蔵野プレイス青少年活動支援担当スタッフにもテーマに沿った本を選書してもらい、紹介のPOPとともに展示しました。 展示冊数 76冊

(2)『新書って、なに?』

場 所 武蔵野プレイス 地下2階スタジオラウンジ図書館側掲示板前
期 間 6月8日(木)～7月4日(火)
内 容 青少年にとっては馴染みの薄いと思われる「新書」という形態の資料を、ジャンルは限定せず幅広く展示しました。
展示冊数 63冊

(3)『夏!ジブン発見!!』

場 所 武蔵野プレイス 地下2階クラフトスタジオ横ステンレス壁面
期 間 7月6日(木)～9月5日(火)
内 容 夏休み中に普段できないことや、何か新しいことに挑戦し、新たな自分を発見してもらえるような本を展示しました。
展示冊数 118冊

(4)『図書館のおすすめ本 中学生用 2017年版』

場 所 武蔵野プレイス 地下2階ティーンズライブラリー内銀テーブル
期 間 8月3日(木)～9月28日(木)
内 容 武蔵野市立図書館で発行しているブックリスト「図書館のおすすめ本 中学生用 2017年版」に掲載されている本を展示しました。
展示冊数 61冊

(5)『絵本ワンダーランド』

場 所 武蔵野プレイス 地下2階スタジオラウンジ図書館側掲示板前
期 間 9月7日(木)～10月3日(火)
内 容 青少年でも楽しめるような大人向け絵本や、子ども向けでも青少年になって読んでみると新しい視点を与えてくれるような絵本を展示しました。
展示冊数 70冊

(6)『My Favorite 2017』

場 所 武蔵野プレイス 地下2階クラフトスタジオ横ステンレス壁面
期 間 11月11日(土)～12月25日(月)
内 容 様々なジャンルの「好き」な気持ちにあふれた本(友達・家族・動物・恋愛・趣味などを扱った実用書や小説)を展示しました。また、青少年より「好きなこと」「欲しいもの」「あげたいもの」についてコメントを募集し掲示しました。
展示冊数 86冊 コメントPOP回収枚数 353枚

(7)『グッとくる!この言葉』

場 所 武蔵野プレイス 地下2階スタジオラウンジ図書館側掲示板前
期 間 平成30年2月8日(木)～4月3日(火)
内 容 卒業や新生活に向けて生活が変わり気持ち揺れ動く時期に、心を和ませたり、明日への活力がもらえたりする言葉が掲載された名言集や詩集、担当者が「グッと

きた」シーンのある小説などを展示しました。

展示冊数 52 冊

2. ティーンズ 1day ワークショップ 司書体験「Sewing Books & Book Select」(武蔵野プレイス)

場 所 ワークショップ：武蔵野プレイス 館内各所

展示：武蔵野プレイス 1階ギャラリー

日 時 ワークショップ：8月18日(金) 午前9時40分～午後4時

展示：8月19日(土)～20日(日)

対 象 ワークショップ：中学生以上の青少年(20歳になった年の年度末までの方)

展示：どなたでも

内 容 午前は図書館業務体験(カウンター見学やバックヤード作業)、午後は選書体験ワークショップの二部構成で実施しました。ワークショップでは、参加者同士がお気に入りの本との出会いを発表します。そのエピソードから皆でキーワードをつなげていき、図書館の中から関連する本を集める選書体験を行いました。ワークショップ終了後は、青少年が作成したワークシートと当日の作業風景写真を展示しました。

講 師 川上 洋平 氏 (book pick orchestra 代表)

定 員 12名(先着順)

応募者数 12名

参加者数 10名

展示来場者数 596名

3. 図書ラボ(武蔵野プレイス)

図書職員が、武蔵野プレイス青少年活動支援機能のスタジオラウンジカウンターで図書業務を行い、青少年に図書資料や図書館への親しみを深めてもらうために実施しました。

場 所 武蔵野プレイス 地下2階スタジオラウンジ

対 象 スタジオラウンジを使用する青少年

実施日数 82日

■ 読書の動機づけ指導

「読書の動機づけ指導」（略称「読書指導」）は、昭和 42 年、子どもたちに読書の楽しさを伝えることを目的に開始されました。以来 50 年以上、学校（学校教育）と、図書館（生涯学習）そして講師が連携する特色ある事業として続いています。平成 14 年には、文部科学大臣賞を受賞しました。また、平成 29 年度に 50 周年を迎え、記念事業や記念誌の発行を行いました。

1. 概 要

時 期 5 月中旬から 6 月中旬
場 所 市立小学校（12 校）
対 象 市立小学校 3 年生
内 容 毎年度、講師、学校側代表、図書館職員からなる「図書選定部会」が新刊書を中心に 30 数冊の本を選定します。当日は、講師と図書館職員が学校を訪問し、学校図書室等を会場に読書指導を行います。図書館職員による図書館紹介の後に、講師がブックトーク、読み聞かせ等を織り交ぜつつ本の紹介をします。使った本はその場でクラスに贈られ、その後、参観の保護者の方々との質疑応答や読書相談などを行っています。

講 師（50 音順）

長田 道子 氏（元小学校教諭・紙芝居文化の会会員・日本子どもの本研究会会員）
鈴木 浩子 氏（元小学校教諭・日本子どもの本研究会会員）
濱野 美保子 氏（元小学校教諭・日本子どもの本研究会会員）
増本 裕江 氏（科学読物研究会会員・日本子どもの本研究会会員）
松木 やす子 氏（国分寺市立第九小学校学校運営協議会（学校評議委員会）委員）
山花 郁子 氏（日本子どもの本研究会会員・日本児童図書研究会会員・日本児童文学者協会評議員）

2. 参加人数

単位：人

学校名	クラス	児童	保護者	見学者	合計
第一小学校	2	69	4	5	78
第二小学校	2	63	11	5	79
第三小学校	2	61	11	5	77
第四小学校	2	48	16	7	71
第五小学校	2	72	15	4	91
大野田小学校	4	120	12	5	137
境南小学校	3	83	12	3	98
本宿小学校	2	70	4	6	80
千川小学校	2	60	9	7	76
井之頭小学校	3	84	24	9	117
関前南小学校	2	49	14	6	69
桜野小学校	4	149	48	3	200
合計	30	928	180	65	1,173

3. 読書の動機づけ指導 50 周年事業

昭和 42 年にはじまった読書の動機づけ指導が、平成 29 年に 50 周年を迎えました。子ども向けのイベントや記念講演会、記念誌の発行を通して、これまでの読書の動機づけ指導の歴史をふりかえるとともに、子どもたちに読書の喜びを伝え、今後の事業のさらなる発展を願い、記念事業を行いました。

① 記念誌の発行

『子どもたちに読書のよろこびをー小学 3 年生の読書の動機づけ指導 50 周年記念ー』
『読書の動機づけ指導歴代選定図書一覧 改訂第二版』

② 子ども向けのイベントの開催

内 容	杉山 亮ものがたりライブ			
日 時	10 月 29 日(日)			
	1 回目	午前 10 時 30 分～11 時 30 分		
	2 回目	午後 2 時～3 時		
場 所	中央図書館 3 階 視聴覚ホール			
参加者	1 回目	子ども 37 人	大人 18 人	計 55 人
	2 回目	子ども 38 人	大人 22 人	計 60 人

③ 記念講演会

内 容	「子どもたちに読書の喜びを」対談 山花 郁子 氏×長野 ヒデ子 氏		
日 時	11 月 12 日 (日) 午後 2 時～4 時 30 分		
場 所	中央図書館 3 階 視聴覚ホール		
参加者	27 人		

■ 学校連携

市内小学校、中学校等の図書館見学、調べ学習等の受け入れや、移動教室・修学旅行・セカンドスクールの事前学習用資料、調べ学習用資料や読書活動用資料の貸出を行っています。平成 21 年度から、貸出資料の範囲の拡大や P R の充実などにより、貸出件数、冊数が年々伸びています。平成 19 年からのこの 10 年間で、約 30 倍の貸出冊数となっています。

また、平成 20 年度から 21 年度まで、学校と市立図書館との連携検討委員会を設置し、今後の学校連携の拡充について検討し、報告書を作成しました。また、平成 22 年度からは各市立小中学校の教員と図書館員で、学校連携用図書の選書会議を開催していますが、29 年度については、前年度に引き続き、日程調整の不調等によりアンケート調査のみ実施しました。

学校への読み聞かせ講座等の事業についても、スケジュール等が合わず、平成 29 年度は実施できませんでした。

受入館	図書館見学(引率者含)						調べ学習(学校単位)				資料の貸出			
	障害児施設 (人)		小学校(人)		中学校(人)		小学校(人)		中学校		小学校(冊)		中学校(冊)	
中央	—	—	1 校	159	—	—	—	—	—	—	185 校	6,271	16 校	399
吉祥寺	—	—	1 校	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プレイス	—	—	3 校	137	—	—	—	—	1 校	123	—	—	—	—
合計	—	—	5 校	305	—	—	—	—	1 校	123	185 校	6,271	16 校	399

■ 職場体験

市内中学生（国公立・私立を問わず、また、他区市の学校に通学する市内在住の生徒も含む）の職場体験やボランティア体験の受け入れを行っています。また、司書資格取得課程の学生の図書館実習、インターンシップの学生の実習も受け入れを行っています。

受入月日	学年	人数	受入館	内容
5月23日～25日	中学2年生	2	中央	職場体験
5月23日～25日	中学2年生	2	吉祥寺	職場体験
5月23日、25日	中学2年生	3	プレイス	職場体験
7月18日～20日	高校1年生	1	中央	職場体験
7月29日、30日	高校1年生	1	中央	ボランティア体験
8月7日	高校2年生	1	中央	ボランティア体験
9月6日～7日	中学2年生	2	中央	職場体験
9月7日～8日	中学2年生	2	プレイス	職場体験
9月26日～28日	中学2年生	2	中央	職場体験
11月7日～9日	中学2年生	2	中央	職場体験
11月14日～16日	中学2年生	2	中央	職場体験
合計		20		

■ 子ども図書館文芸賞

子どもたちが日ごろ感じていること、思い描いたことなどを様々な方法で表現し、国語力の向上や豊かな表現能力の育成を図ることを目的に実施しています。

平成 16 年度に「読書感想作品募集事業（どっかん!）」として始まったこの賞は、平成 18 年度より小説などの創作の募集を開始し、「子ども文芸賞」として平成 27 年度まで実施してきました。さらに平成 28 年度からは、読書感想画・POP（ポップ）・本の帯の部門を新設し、「武蔵野市子ども図書館文芸賞」として再出発しました。

1. 概 要

- 募集期間 7月5日（水）～9月28日（木）
- 対 象 市内在住・在学の小中学生
- 募集内容 <創作部門>
- A 小説・童話・ずい筆
- B 詩
- <読書感想作品部門>
- A 読書感想文
- B 読書感想画・POP（ポップ）・本の帯
- 審査員 山本 ふみこ 氏（随筆家、武蔵野市教育委員）
- みなみ らんぼう 氏（シンガーソングライター）
- 山花 郁子 氏（児童文学作家）
- 山田 武雄 氏（元武蔵野市教育委員会指導室長）
- つだ なおこ 氏（イラストレーター）
- 中野 玲子 氏（子どもの本の専門店店主）

応募作品数 1,027 点（うち 15 点は規定外）

〔内 訳〕

単位：点

部門	小1～3	小4～6	中学生	合計
創作A部門(小説・童話・ずい筆)	14	19	16	49
創作B部門(詩)	99	79	57	235
読書感想A部門(読書感想文)	211	389	45	645
読書感想B部門(読書感想画・POP・帯)	1	54	28	83
規定外	6	6	3	15
合計	331	547	149	1,027

受賞作品数 16 点 〔内訳〕 金賞 3 点 銀賞 9 点 審査員特別賞 4 点

2. 表彰式

- 名 称 武蔵野市子ども図書館文芸賞 表彰式
- 日 時 2月25日（日） 午後2時～4時10分
- 場 所 武蔵野市立中央図書館 3階視聴覚ホール
- 対 象 金賞・銀賞・審査員特別賞受賞者

3. 作品集 受賞者全員、市内各小中学校及び希望者に配付。市内図書館で所蔵。

■ 子ども読書活動推進計画

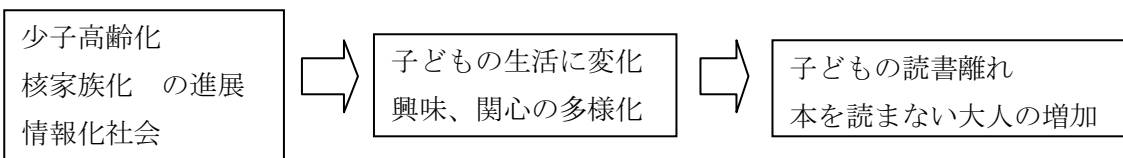
平成 13 年 12 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国は「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と位置づけました。

武蔵野市では、これまで様々な形で多くの施設や機関が子どもの読書活動に関わり、推進活動を行ってきています。これまでの活動や施策を、網羅的、体系的に整理し、よりいっそう子どもたちの読書活動が活発となるよう支援をすることを目的とし、平成 22 年 6 月に「武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置しました。図書館を事務局とし、関係各課、施設、学校等関係者から成る委員会で検討を重ね、平成 23 年 8 月に完成しました。

1. 子ども読書活動推進計画の概要

【第 1 章 計画策定の背景】

1 子ども読書をめぐる社会的背景



○ 全ての子どもにとって豊かな読書環境を作り出していくことが必要

○ 子どもの読書環境を整えていく責務を果たすことが求められている

- 2 国の動向 国際子ども図書館の設置、子どもの読書活動の推進に関する法律の施行、子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の策定
- 3 東京都の動向 東京都子ども読書活動推進計画の策定
- 4 武蔵野市の動向 子どもプラン武蔵野、学校教育計画、生涯学習計画、図書館基本計画

【第 2 章 武蔵野市子ども読書活動推進計画の基本的考え方】

1 計画の目的

市の様々な機関、施設において多様な形で行っている子どもの読書活動を推進するための施策を体系化、市全体での子ども読書への取組みとして整理し、さらに有効なものへと発展させていきます。

2 計画の基本理念

市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるような環境を、将来的な展望も含めて、整えていくことを目指します。

3 計画の基本方針

- (1) 子どもの読書環境の整備
- (2) 家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携した事業展開
- (3) 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- (4) 子どもの読書活動に関する既定事業の継続と拡充
- (5) 子どもの読書活動に関わる保護者への啓発、支援
- (6) 武蔵野市のお他施策との連動

4 計画の期間

平成 23 年度から概ね 5 年間とする

5 計画の進行・管理

教育委員会による、その権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価の制度を活用し、進行管理を進めていきます。

【第 3 章 武蔵野市における子ども読書活動の現状と課題、取組み】

1 家庭・地域等

＜現状と課題＞

関係機関において様々な読書活動を実施



- 子どもの読書に関わる活動の更なる充実
- 子どもの読書に関わる人材の育成
- 子どもと保護者に対する働きかけの充実

＜今後の取組み＞

- 子どもと保護者が読書に親しむ環境づくりと読書活動支援
- 関係機関の職員を対象とした講座、講演会、研修の実施

2 学校

＜現状と課題＞

学校図書館の整備が進められ、各校で様々な読書活動を実践



- 学校図書館の更なる充実
- 子どもの読書に関わる人材の活用。保護者への啓発、支援
- 1 か月に家で 1 冊も本を読まない子どもの割合の減少

＜今後の取組み＞

- 蔵書の充実、展示の工夫など学校図書館機能の充実
- 学校図書館の開館時間の拡大と読書時間の確保・充実、読書の習慣化
- 学校と市立図書館との連携事業の充実
- 図書室サポーター等を対象とした研修の実施

3 市立図書館

＜現状と課題＞

児童書の配備、貸出、紹介等全ての年齢にわたる子どもたちに読書の機会を提供



- 無認可保育園や私立学校への情報提供や支援
- 中高生を対象としたサービスの展開
- 子どもの読書に関わる人材の育成

＜今後の取組み＞

- 児童、ヤング・アダルトサービスの充実
- ハンディキャップを持つ子どもへのサービスの実施
- 子どもの読書に関わる人材の育成、活用
- 学校と市立図書館との連携事業の拡大
- 保護者への啓発活動の実施、子どもの読書に関わる活動への支援

4 関係機関等の連携、協力

<現状と課題>

図書館等関係機関や学校間の連携、保護者や地域の協力の下、読書活動を展開



○家庭、学校、図書館など地域社会全体のより効果的な連携
○子どもの読書に関わる人材の育成・確保

<今後の取組み>

家庭、地域、学校、関係機関をつなぐ中心機関、読書活動に関する相談窓口としての市立図書館の体制整備

○ 子どもたちの読書活動の指針となるようなブックリストの作成

2. 平成 29 年度の取組み

平成 29 年度も、図書館として引き続き計画に基づいた事業を実施してきました。

平成 29 年度は、新しい試みとして、むさしのブックスタート事業へのボランティアの導入を行いました。丁寧に研修を行い、スタートさせました。

また、平成 24 年度から発行している「しんいちねんせいにおすすめほん」（小学校 1 年生向けおすすめ本リスト）を平成 29 年度も各市立小学校に配布しました。配布とともに、図書館職員がブックトークに行く計画もありましたが、昨年度同様、今年度も学校との調整ができず、残念ながら実施することができませんでした。

配慮を必要とする子どもへのサービスとして実施している出張おはなし会は、開始から 6 年が経過し、子どもたちの変化の様子や、好みの本の選び方などが分かるようになり、子どもたちにとっても大切な時間として定着しています。

さらに、昨年度に引き続き、児童サービスと障害者サービスの共同企画として「一日としょかんバリアフリーたいけん」イベントを実施しました。音声ガイド付き映画の上映や、点字用紙を使った工作教室、図書館バリアフリー探検などを行い、昨年同様、多くの子どもたちの参加がありました。

ヤングアダルト向けとしては、「子ども図書館文芸賞」実施にあたって、おすすめ本のリストを作成し、夏休み期間を中心に、展示も実施しました。昨年度からリニューアルしている「子ども図書館文芸賞」ですが、展示の効果もあり、昨年よりも P O P や本の帯などのビジュアル関連の応募が増えました。

■ 団体貸出サービス及び文庫活動助成

個人利用者への貸出だけでなく、家庭文庫や学級文庫、学童クラブ等の団体への貸出も行っています。団体貸出用図書は一般貸出用図書とは別に所蔵しています。

1. 蔵書数及び貸出数

	蔵書数	貸出数
一般書	6,084	641
児童書	21,761	14,920
合計	27,845	15,561

2. 団体貸出サービス

団体貸出登録数	26 団体
図書貸出期間	2 か月
貸出冊数	300 冊まで

3. 武蔵野市文庫連絡会（文庫連）事業

文庫連登録数	5 団体
定例会開催数	6 回
図書館・文庫連共催事業	2 回

（1）春の催し

場 所	中央図書館 3 階視聴覚ホール
日 時	6 月 25 日（日）午前 10 時 30 分～午後 0 時 30 分
対 象	武蔵野市文庫連絡会会員および一般利用者
内 容	『夫婦よみ絵本ライブ』
講 師	平田 昌広・景 氏夫妻（絵本作家）
定 員	50 名
参加人数	45 名

（2）秋の催し

場 所	中央図書館 3 階視聴覚ホール
日 時	10 月 1 日（月）午前 10 時 30 分～午後 0 時 30 分
対 象	武蔵野市文庫連絡会会員および一般利用者
内 容	講演会 『吉祥寺で出版社をやるということ』
講 師	島田 潤一郎 氏（編集者、作家）
定 員	50 名
参加人数	47 名

■ 一般向け催し

1. 映画会

青少年も含めた市民に名作映画等に親しむ機会を提供しています。

当日は、上映作品の原作者の著作や監督・出演者、映画の主題に関連する資料などを紹介、貸出もしています。

(1) 中央図書館「土曜の午後の映画会」

日 時 毎月第4土曜日 午後2時30分より
 対 象 中学生以上
 定 員 70名

月 日	上映作品	参加人数
4月22日	みつばちの大地	68
5月27日	ロイドの要心無用	47
6月24日	スープ・オペラ	88
7月22日	ガスパール	82
8月26日	独裁者	97
9月23日	悲しみのミルク	85
10月28日	未来の食卓	65
11月25日	セカンドコーラス	71
12月23日	紅白が生まれた日	45
1月27日	マンハッタンの二人の男	74
2月24日	シーヴァス〜王子さまになりたかった少年 と負け犬だった闘犬の物語〜	68
3月24日	推手	83
合計		873

(2) 吉祥寺図書館「黄昏時の映画会」

日 時 偶数月の第2木曜日 午後5時15分より
 対 象 中学生以上
 定 員 40名

月 日	上映作品	参加人数
4月13日	女たちの都〜ワッゲンオッゲン〜	30
6月8日	K2 初登頂の真実	51
8月10日	夏の庭 The Friends	50
合計		131

* 吉祥寺図書館は9月から3月まで、改修工事のため閉館。映画会は実施せず。

(3) 武蔵野プレイス「シネマプレイス」

①「日曜の午後の映画会」

日 時 奇数月の第3日曜日 午後2時30分より
 対 象 中学生以上
 定 員 100名

月 日	上映作品	参加人数
5月21日	恋人たちの食卓	99
7月16日※1	お引越し	100
9月17日	麦の穂をゆらす風	100
11月19日	すれ違いのダイアリーズ	100
1月21日	ふるり	83
3月18日	若者のすべて	100
合計		582

※1 武蔵野プレイス総合イベント「プレイス・フェスタ2017」の企画として開催

②「夜の映画会」

日 時 4月・8月・12月 第三金曜日 午後8時より
 対 象 中学生以上
 定 員 100名

月 日	上映作品	参加人数
4月21日	くまのアーネストおじさんとセレスティース	64
8月25日	白夜のタンゴ	100
12月22日	小さなバイキング ビッケ	33
合計		197

③プレイス・フェスタ2017「シネマプレイス」

ア)「シネマプレイス～日曜の午後の映画会～」(再掲)

場 所 武蔵野プレイス4階フォーラム
 日 時 7月16日(日) 午後2時30分～4時40分
 対 象 中学生以上
 上映作品 『お引越し』
 定 員 100名
 参加者数 100名

イ) 図書展示「原作との出会い」

場 所 武蔵野プレイス1階新着・返却資料棚内
 日 時 7月1日(土)～7月15日(土)
 対 象 どなたでも
 内 容 日本で映画化された文学賞受賞小説や映画賞受賞の原作小説、邦画に関する図書を展示しました。
 展示図書 185冊

2. ビブリオバトル@武蔵野プレイス（武蔵野プレイス）

本を通じたコミュニケーションを促進するため、知的書評合戦ビブリオバトルを開催しました。

（1）ビブリオバトル入門編

場 所	武蔵野プレイス 3階スペースC
日 時	12月9日（土）午後2時～3時30分
対 象	どなたでも
内 容	ビブリオバトル公式ルールの講義後、ビブリオバトル体験を行いました。
講 師	五十嵐 孝浩 氏（ ^{ビブリオ エイト} Biblio Ei8ht代表、ビブリオバトル普及委員会普及委員）
定 員	15名
応募者数	9名
参加者数	9名

（2）ビブリオバトル実践編（①フリー②テーマ）

場 所	武蔵野プレイス 1階ギャラリー
日 時	12月23日（土）午後2時～4時45分
対 象	発表者：どなたでも 観戦者：どなたでも（立ち見可能、出入り自由） ※ただし、投票権は各バトルの開始前にギャラリーに入場していた者に限る。
内 容	観戦者を入れたオープンスタイルのビブリオバトルを行いました。①好きな本を紹介する「フリー」と、②決められたテーマに沿った本を紹介する「テーマ」の2種類を実施しました。
講 師	五十嵐 孝浩 氏（ ^{ビブリオ エイト} Biblio Ei8ht代表、ビブリオバトル普及委員会普及委員）
定 員	①5名、②5名、観戦者35名
応募者数	①7名、②6名
参加者数	①発表者5名、②発表者5名、観戦者83名（着席48名、立ち見35名）

3. データベース講習会「データベース利用体験会」

場 所	武蔵野プレイス1階ギャラリー
日 時	2月9日（金） 午後4時～5時
講 師	毎日新聞社 狭間 健治 氏
参加者数	4名（定員10名）

4. トピックス

利用者の読書のヒントとして、時事的なことがらや季節にふさわしいテーマを選び、そのテーマに沿った図書を展示しています。また、他課、吉祥寺美術館の企画に合わせたミニトピックスも随時行っています。

ブックリストは図書館ホームページにて公開しています。

中央図書館

	期間	テーマ	冊数	備考
ミニ	6 月	水・雨	76	浸水対策月間（下水道課）に伴い実施
ミニ	6 月	環境月間	73	本庁で開催されるパネル展示（環境政策課）に伴い実施 ※吉祥寺・武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	7 月	武蔵野アール・ブリュット 2017	32	吉祥寺美術館作品展に伴い実施
第 1 回	6 ～10 月	アニバーサリーの作家たち	166	アニバーサリー作家芥川龍之介・正岡子規・柴田錬三郎・星新一に関する本の展示
ミニ	7 月	高島那生展	59	吉祥寺美術館「高島那生展」開催に伴い実施 ※武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	7 月	まなこ 100 号記念	63	市民活動推進課情報紙「まなこ」の 100 号記念
ミニ	9 月	認知症を知る月間	84	本庁で開催されるパネル展示（高齢者支援課）に伴い実施 ※武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	9 月	自殺対策強化月間	70	本庁で開催されるパネル展示（障害者福祉課）に伴い実施 ※武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	10～11 月	里親月間・養育家庭（ほっとファミリー）制度	56	里親月間・養育家庭（ほっとファミリー）制度の事業（子ども家庭支援センター）に伴い実施 ※武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	10～11 月	エコ・クッキング	13	むさしの環境フェスタ・エコクッキング関連資料
第 2 回	10～11 月	坂本龍馬・大政奉還	108	坂本龍馬没後 150 年にあわせ関連資料を展示
ミニ	11 月	女性に対する暴力をなくす運動（女性に対する暴力撤廃国際日）	70	本庁等で開催されるパネル展示（市民活動推進課）に伴い実施。 ※武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	11 月	戦争と平和、武蔵野の空襲	106	本庁等で開催されるパネル展示（市民活動推進課）に伴い実施。中島飛行機、戦争や平和をテーマにした本 ※武蔵野プレイスも同時実施
ミニ	11～12 月	税	77	滞納 S T O P 強化月間にちなみ税関連資料を展示 ※武蔵野プレイスも同時実施
第 3 回	2 ～6 月	美術小説	118	美術品や芸術家を主題にした本の展示
ミニ	3 ～4 月	汚破損資料の展示	14	利用者のマナー向上のため汚破損資料を展示

武蔵野プレイス（地下1階メインライブラリー）

	期間	テーマ	冊数	備考
第1回	3～4月	ひらめきが世界を変える	236	過去の文化文明の発展～未来へのつながりを感じる内容の本を展示
第2回	5～6月	本で巡る建築	257	日々目にする建物に面白さを感じられるような本を展示
第3回	7～8月	サバイバル ～生き抜く力～	246	「サバイバル＝困難なことを乗り越え生き残ること」をテーマに処世術・防災等の本を展示
第4回	9～10月	愛でる文化 いとをかし から Kawaiiへ	262	いつの時代にも変わらずにある「ときめく心」に着目し、日本のポップカルチャー等の本を展示
第5回	11～12月	長い夜、手招く不思議	249	ファンタジー、異界、神話、怪異伝承などの分野の本を展示
第6回	1～2月	金 金 金	246	新年最初のトピックスとしてお祝いのイメージを持つ「金（色）」の要素を含む本を展示

武蔵野プレイス（地下2階アトライブラリー）

	期間	テーマ	冊数	備考
第1回	10～11月	のぞいてみませんか？〇〇の世界	245	アトライブラリーの周知と芸術系図書の読書推進と利用拡大を目的とし、書名に「世界」が含まれるものや、アートの様々な分野における多様な世界を感じられる図書を幅広く集めて展示

武蔵野プレイス（2階テーマライブラリー）

	期間	テーマ	冊数	備考
第1回	6～8月	洋書で出会う「日本」～Reading “JAPAN” in English～	112	「F」書架の資料の中から、1～9門の本を数冊ずつ選び展示
第2回	9～11月	ラブ・動物～もっと知りたい きみたちのこと～	169	「SD」書架の資料を中心に、「動物」に関連する本を展示
第3回	11～12月	プレイス DE ニュースポーツ	40	施設間連携事業の一環として「ニュースポーツ」関連の本を展示
第4回	1～3月	暮らしのサプリ ～テーマライブラリーで元気に1年～	237	「元気」をキーワードに、「やる気」、「パワー」が湧きそうな資料を展示

5. 課題解決テーマ展示

中央図書館では、平成23年度より、地域や市民の抱える課題を的確に把握し、課題解決に関連する資料や情報を提供していくため、「課題解決テーマ展示」を行っています。「地域や市民生活に役に立つこと、実際的な内容であること」を主眼に置いて、図書館資料や、行政情報を選択、展示しています。また、ブックリストを図書館ホームページにて公開しています。

課題解決テーマ展示

月	課題	タイトル	冊数
4 ～ 5	「新生活」応援	「新生活」応援 様々な新しい生活をはじめるために	154
6	父親の家庭・趣味の充実	お父さんの子育て・趣味を充実させよう	67
7	更年期障害	更年期をおだやかに	65
8	夏バテ対策、夏の楽しみ	夏を乗り切る！	48
9	シニアライフの充実	充実！シニアライフ 元気に、こちよく暮らすコツ	85
10 ～ 11	感染症予防対策	冬になる前、秋から備えよう 感染症予防と対策	81
12	年末から新年に向けての準備	新しい年に向けて、落ち着いて暮らすために 準備や片付け	91
1	暖かい生活	暖かい暮らしをおくるために 寒い季節に家・体・心をあたたためよう	60
2	心身ともに健康なマタニティライフを過ごす	H a p p y マタニティライフ！	90
3	新生活応援	新生活を始めるあなたに贈る本	62

※ 展示期間は概ね1か月間

【協力課・機関】

ハローワーク三鷹、武蔵野商工会議所、多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター、野外活動センター、東京都、健康づくり事業団、生涯学習振興事業団
生活経済課、環境政策課、健康課、緑のまち推進課、障害者福祉課

6. 武蔵野プレイス内で他機能に提供した図書数

各機能のイベントに関連した図書を依頼に応じて提供した。

期間	内容	主催機能	冊数
4月22日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	21
5月20日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	24
6月17日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	29
6月6日～27日	自由大学講座2017(前期) 「大国・中国はどこに向かうのか」	生涯学習	50
7月24日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	34
8月22日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	28

9月16日	天文イベント	生涯学習	40
9月23日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	23
10月5日～22日	B2啓発事業 防災展	青少年	35
10月6日～12日	市民活動の森～市民活動団体紹介展	市民活動	43
10月23日～ 11月27日	出張開催スポーツ教室「フラダンス」	生涯学習	54
10月29日	出張開催スポーツ教室「スマートBodyを手に入れる体幹トレーニング講座」	生涯学習	29
11月5日	キャリア形成支援事業「プロに学ぶ！ヒューマンビートボックス講座」	青少年	38
11月11日	キャリア形成支援事業「プロに学ぶ！イラスト講座」	青少年	41
11月19日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	26
12月2日～9日	食文化講座「和食の伝統「だし」と「かつお節」を知る」	生涯学習	31
12月10日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	25
1月15日～ 2月13日	アンガーマネジメント講座	生涯学習	65
1月21日	武蔵野プレイス鉄道探検隊～駅と鉄道のひみつを見つけよう～	生涯学習	50
1月21日	キャリア形成支援事業「プロに学ぶ！ダンスワークショップ～KRUMP～」	青少年	28
1月20日～ 3月8日	青少年によるテーマ展示「私の考える年号」	青少年	36
2月17日～ 2月24日	食文化講座「世界に誇れる醸造酒「日本酒」	生涯学習	60
2月8日～ 2月26日	武蔵野地域自由大学 大学正規科目履修登録	生涯学習	54
2月10日	スタジオラウンジ交流事業 B2カフェ	青少年	23
3月3日	市民活動マネジメント講座 法人設立	市民活動	43

■除籍資料リサイクル事業

平成5年度より、各図書館で保存年限を過ぎた雑誌を再利用するためにリサイクルを開始しました。平成9年度からは、除籍図書等も含め、希望する利用者は無償で頒布しています。

1. 概要

(1) 内容

各図書館にブックリサイクルコーナーを設け、常時、リサイクル資料を無償で提供しています。

(2) 対象資料

- ① 保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌
- ② 時の経過につれて利用がなくなり保存価値を失ったもの
- ③ 利用の少ない複本図書
- ④ 改版が入手されたもの
- ⑤ 寄贈図書（図書館として不要な資料で、寄贈者からリサイクルの承諾を得ている図書）

(3) 提供冊数

利用者1人1回につき、10冊までを原則とします。

2. リサイクルコーナー提供資料数

単位：冊

月	中央	吉祥寺	プレイス	合計
4	570	635	621	1,826
5	598	612	586	1,796
6	423	683	768	1,874
7	573	666	811	2,050
8	375	504	679	1,558
9	455	—	886	1,341
10	463	—	738	1,201
11	974	—	690	1,664
12	398	—	903	1,301
1	483	—	898	1,381
2	494	—	789	1,283
3	486	—	864	1,350
合計	6,292	3,100	9,233	18,625

※吉祥寺図書館は9月から3月まで、改修工事のため閉館

■ グループ学習室利用

中央図書館 2 階のグループ学習室は、学習会や読書会等のため、2 人以上のグループで利用することができます。

1. 利用申込み及び利用方法

- (1) 図書館カードを提示し、2 階カウンターで「グループ学習室申込書」に必要事項を記入する。
- (2) 利用申込みは、利用日の属する月の 1 か月前の初日とする（電話での申し込みも受け付ける）。
- (3) 利用申込みは、1 グループにつき、1 日 1 回で 1 か月に 5 回までとする。
- (4) 利用時間
 A：午前 9 時 30 分～午後 1 時
 B：午後 1 時～午後 5 時
 C：午後 5 時～午後 8 時（土・日・祝日以外）
- (5) 利用人員等
 小学生以上の 2～8 名のグループ

2. 利用状況

単位：グループ

室名 月	学習室 1				学習室 2			
	A	B	C	小計	A	B	C	小計
4	9	20	4	33	15	19	3	37
5	7	23	6	36	20	23	7	50
6	12	17	11	40	20	22	6	48
7	16	23	6	45	22	26	3	51
8	24	30	6	60	24	26	6	56
9	6	24	3	33	16	20	6	42
10	9	18	3	30	11	21	5	37
11	9	24	5	38	16	31	11	58
12	3	19	2	24	11	25	5	41
1	6	17	3	26	11	20	3	34
2	7	22	3	32	11	24	9	44
3	12	22	1	35	18	20	0	38
合計	120	259	53	432	195	277	64	536

■ 大学図書館利用

利用資格に該当される方は、市内大学図書館を利用することができます。また、市立図書館を通じて、市内外の大学図書館の利用申請をすることができます。

1. 成蹊大学図書館

昭和 57 年 4 月、武蔵野市立図書館と成蹊大学図書館との利用協定が制定される。

平成 17 年度より、利用資格・手続き方法が変更される。武蔵野市立図書館では、1 日利用のみの受付となり、長期間利用の場合（有料）は、直接、成蹊大学図書館での受付となる。

（1）利用資格

既に武蔵野市立図書館利用者カードを持つ、学生でない 23 歳以上の市内在住・在勤の方で特定の研究テーマをお持ちの方

（2）利用の範囲

館内閲覧のみで、館外貸出は行わない。7 月・12 月・1 月の定期試験期間は、原則として利用不可。

（3）利用手続

- ① 「成蹊大学図書館利用願」を武蔵野市立図書館に提出し、市内在住・在勤を証明できる公的な証明を提示する。
- ② 押印された利用願（1 日のみ）を成蹊大学図書館に 1 週間以内に持参する。

2. 亜細亜大学図書館

大学の社会への開放の一環として、一般社会人に対して図書館を公開している。武蔵野市立図書館では、1 日利用のみを受付し、長期間利用の場合（有料）は、直接、亜細亜大学図書館での受付となる。

（1）対象

市内在住・在勤で、学術的研究を目的としており、亜細亜大学図書館の許可した方

（2）利用の範囲

館内閲覧のみで、書庫の利用、館外貸出は行わない。

（3）利用手続

- ① 「大学図書館利用願」を武蔵野市立図書館に提出し、市内在住・在勤を証明できる公的な証明を提示する。
- ② 押印された利用願（1 日のみ）を亜細亜大学図書館に利用希望日に提出する。

3. 日本獣医生命科学大学附属図書館

平成 17 年 5 月、覚書を取り交わしたことで市民が閲覧することができることとなった。

（1）対象

市内在住・在学・在勤で、学術的研究を目的としている方

（2）利用の範囲

館内閲覧のみで、館外貸出は行わない。

(3) 利用手続

- ①利用希望日の3～5日前までに、武蔵野市立図書館に「日本獣医生命科学大学附属図書館利用紹介申請書」を提出し、住所を確認できるものを提示する。
- ②大学図書館に利用の可否を確認の後、「利用願」が発行される。
- ③「利用願」を日本獣医生命科学大学附属図書館に提出する。

4. 市内大学以外の利用紹介申請（閲覧・複写）

(1) 対象

既に武蔵野市立図書館利用者カードを持つ、原則として学生でない市内在住・在勤の方
※その他の利用資格は、各大学の規程に準じる。

(2) 利用の範囲

各大学の利用規程に準じる。

5. 大学図書館利用願発行実績

利用願発行実績（3館合計数）

単位：件

年度	発行数		
	成蹊大学図書館	その他	合計
平成 25 年度	5	7	12
平成 26 年度	2	7	9
平成 27 年度	1	8	9
平成 28 年度	3	10	13
平成 29 年度	3	7	10

■ レファレンスサービス

レファレンスサービスとは、利用者の調査、研究についての相談に、図書館職員が図書館資料等を利用して援助するサービスです。平成 17 年度より、E メールレファレンスを受け付けています。また、ホームページで、武蔵野市に関するレファレンス情報提供を行っています。平成 23 年度より、全館でのカウンター受付レファレンス件数の集計を開始しました。

1. レファレンスサービス利用方法 下記の場所、方法で受け付けています。

- (1) 図書館カウンター
- (2) E メールレファレンス（図書館ホームページ）
- (3) その他（電話・文書等）

2. レファレンスサービス利用対象

E メールレファレンスについては、下記の場合のみが対象となります。

- ・武蔵野市に在住、在勤、在学の図書館カードをお持ちの方
- ・武蔵野市の郷土行政資料に関するご質問の方

3. レファレンスサービス利用状況

単位：件

	カウンター			Eメール レファレンス	その他 (電話・文書等)	合計
	所蔵調査 書架案内	レファレンス	調べ学習			
中央	16,062	674	60	11	4	16,811
吉祥寺	3,716	70	5	—	—	3,791
プレイス	29,325	220	61	—	—	29,606
全館	48,828	962	126	11	4	49,931

※ Eメール、その他（電話・文書等）については、中央図書館での受付質問数

※ 調べ学習は、小・中学生から寄せられた調べものについての質問

※ 吉祥寺図書館の実績は、改修工事による休館前の 4 月 1 日～8 月 31 日までの合計

4. ホームページレファレンス情報提供

(1) 武蔵野市に関するレファレンス事例データベース

武蔵野市に関する質問（レファレンス事例）について、当市図書館所蔵資料を中心に調査したもの。平成 19 年度より公開。

(2) 武蔵野市に関する新聞記事見出しデータベース

新聞記事の中から、武蔵野市に関する記事を選択し、当館で「分類」、「主題・テーマ」を付与した索引データベース。平成 23 年 1 月より公開。

収録期間：平成 9 (1997) 年 1 月～平成 30 (2018) 年 2 月（平成 30 年 3 月現在）

ただし、2015 年・2016 年未収録

収録紙：朝日・産経・東京・毎日・読売新聞

(3) パスファインダー「おしえてむさしの！～武蔵野市についての調べ案内～」

武蔵野市についての調べ方や資料を紹介したもの。平成 25 年度より公開。

■ インターネット検索用パソコン

中央、吉祥寺図書館に1台ずつ、利用者用インターネット検索用パソコンを設置しています。新聞記事等のオンラインデータベースの利用や調査、研究に必要なWEBサイトの閲覧をすることができます。また、武蔵野プレイスには、10台のパソコンを設置した「サーチバー」（利用者用インターネットパソコンコーナー）があり、オンラインデータベースの利用、WEBサイトや地域映像アーカイブの閲覧をすることができます。

1. サービスの概要

（1）利用資格

中央・吉祥寺：18歳以上の武蔵野市の図書館カードをお持ちの方

プレイス：武蔵野市の図書館カードをお持ちの方

（2）利用時間

中央・吉祥寺：1日1回30分（次に予約がなければ30分延長可能）

プレイス：1日60分まで

（3）利用料金

無料（データベース等のプリントアウトはモノクロ1枚10円。プレイスのみカラー1枚50円）

2. オンラインデータベース（平成30年3月現在）

* 吉祥寺図書館は改修工事により9月より閉館。

データベース名称	内容	導入館
日経テレコン 21	日経各紙記事、日経速報ニュース、会社情報等	中央・吉祥寺・プレイス
聞蔵Ⅱビジュアル	明治、大正、昭和の朝日新聞紙面 1985年～当日の朝日新聞記事	中央・吉祥寺・プレイス
ヨミダス歴史館	明治、大正、昭和の読売新聞紙面 1986年～前日の読売新聞記事	中央・吉祥寺・プレイス
毎索	1987年～当日の毎日新聞記事	中央・吉祥寺・プレイス
Westlaw Japan	判例、法令データベース	中央・吉祥寺・プレイス
官報情報サービス	昭和22年5月3日から当日発行分の官報	中央・吉祥寺・プレイス
JapanKnowledge Lib	事典、辞書類を中心に40以上のコンテンツ 『日本大百科事典』、『日本国語大辞典』、『国史大辞典』、『日本歴史地名大系』等	中央・吉祥寺・プレイス
人物レファレンス事典 plus	1945年以降に国内で刊行された伝記・評伝類の書誌	中央・吉祥寺・プレイス
magazineplus	一般誌、専門誌、海外誌紙の雑誌・記事	中央・プレイス
Web OYA-bunko	大宅壮一文庫所蔵の雑誌記事	中央
国立国会図書館歴史的音源配信	歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）がデジタル化した音源	プレイス
国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	国会図書館が所蔵する図書、雑誌、古典籍、博士論文などをデジタル化した資料の閲覧	中央・プレイス
ナクソス・ミュージック・ライブラリー	利用者個人のパソコンからアクセスする音楽配信サービス	各館カウンターでID、パスワードを配布※
ELNET	1988年以降の新聞96紙・雑誌約150紙を検索	中央

※ プレイスのみ館内インターネットパソコンでも利用可能

3. 武蔵野市地域映像アーカイブ（武蔵野プレイス）

昭和初期から現在までの市やNHKが所有する武蔵野市に関する資料や映像を収集、「武蔵野市地域映像アーカイブ」としてデータ化し、市民共有の文化資産として保存、公開しています。
収録データ件数：動画 187 件、静止画 256 件（平成 29 年度）

4. 利用状況

月	中央		吉祥寺		プレイス		全館	
	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数
4	144	42	107	22	1,325	2,336	1,576	2,400
5	131	35	77	1	1,336	2,293	1,544	2,329
6	156	46	84	25	1,387	2,223	1,627	2,294
7	177	42	86	26	1,544	2,870	1,807	2,938
8	178	151	88	36	1,568	2,700	1,834	2,887
9	163	45	—	—	1,337	2,560	1,500	2,605
10	123	91	—	—	1,279	2,626	1,402	2,717
11	184	602	—	—	987	2,296	1,171	2,898
12	133	53	—	—	1,122	2,538	1,255	2,591
1	122	19	—	—	1,111	2,408	1,233	2,427
2	157	219	—	—	1,129	2,140	1,286	2,359
3	153	59	—	—	1,224	2,338	1,377	2,397
合計	1,821	1,404	442	110	15,349	29,328	17,612	30,842

※プレイスの印刷件数は平成 28 年度より機種変更に伴い、一般のコピー件数と合算されるようになったため、参考数として記載。平成 26 年度及び 27 年度の総数は、7 千から 8 千件弱であった。

5. ナクソス・ミュージック・ライブラリー利用状況

月	中央	吉祥寺	プレイス		全館		備考
	発行件数	発行件数	発行件数	館内利用件数	発行件数	合計	
4	42	33	19	33	94	127	
5	29	25	13	37	67	104	
6	17	18	11	32	46	78	
7	19	23	21	57	63	120	
8	28	26	11	40	65	105	
9	32	—	14	42	46	88	
10	28	—	18	25	46	71	
11	31	—	14	17	45	62	
12	33	—	17	28	50	78	
1	30	—	21	20	51	71	
2	28	—	17	23	45	68	
3	30	—	17	19	47	66	
合計	347	125	193	373	665	1038	
月平均	28.9	25.0	16.1	31.1	55.4	86.5	

■ 図書特別整理

資料の現状を把握し、適正に管理するため、また、資料を整理し、利用しやすい環境を作るために、各館で年に1回特別整理を行っています。

1. 概要

(1) 実施期間

中央図書館	① 平成29年10月10日（火）～12日（木）…臨時職員による先行実施 ② 平成29年10月13日（金）…委託による先行実施（休館日） ③ 平成29年10月16日（月）～22日（日）
吉祥寺図書館	平成30年3月28日（水）～29日（木）…改修工事後閉館中年度末実施
武蔵野プレイス	平成29年11月6日（月）～10日（金）

(2) 業務内容

① 所蔵資料の在庫点検（I C タグ読み取り操作蔵書点検）、不明本の確認及び統計処理

② 資料整理

開架資料の書架整理、選別（書庫入れ、除籍）

2. 実績

単位：冊・点

	種別	蔵書数 ※1	不明数※2				参考
			前年度までの不明数	今年度の蔵書点検不明数		計	前年度の蔵書点検不明数
				点検前不明数(前回から12月末までの不明分)	蔵書点検期間に判明した不明分		
中央	図書	648,646	457	54	69	580	—
	雑誌	45,594	195	12	13	220	—
	A V	14,695	370	6	9	385	—
	小計	708,935	1,022	72	91	1,185	150
吉祥寺	図書	93,115	267	18	67	352	—
	雑誌	3,117	134	3	3	140	—
	A V	3,103	24	3	0	27	—
	小計	99,335	425	24	70	519	37
プレイス	図書	190,028	441	56	34	531	—
	雑誌	23,950	108	7	7	122	—
	小計	213,978	549	63	41	653	88
合計		—	—	—	—	—	275

※1・2：平成29年11月末現在（ただし、吉祥寺は、平成30年3月末現在。

蔵書数は、各館共、仮除籍数を反映前の数。実施時期が大幅にずれているため、蔵書数等合計していない。）

■ 図書館情報システムの概要

1. 導入の経過（主なもの）

年	月	内容
昭和 58 年		図書館内部でコンピュータシステム導入のための検討が始まる
昭和 59 年	10 月	武蔵野市立図書館電算機導入基本計画書作成
	12 月	電算対策委員会設置（委員 6 名、労働組合も参加）
昭和 60 年	1 月	個人情報保護審議会に入力項目についての審議を諮問
		電算機種選定委員会を設置（助役、企画部長、教育次長、電算担当副参事、図書館長、図書館管理係長で構成）
	2 月	個人情報保護審議会より入力項目について承認される
	5 月	電算機種選定委員会において機種決定される。 （NEC ACOS410 モデル 10 パッケージ L I C S 2）
	12 月	本格稼働開始（中央図書館、西部図書館）
昭和 62 年	11 月	吉祥寺図書館開館、3 館オンラインへ
平成 4 年	11 月	システムのバージョンアップを図る。（NEC ACOS 3300/55N）
		市民会館とのネットワーク開始。（武蔵野市立図書館資料の検索及び返却のみ稼働）
平成 7 年	4 月	新中央図書館開館、利用者用検索機導入
平成 9 年	9 月	電算機入替に関し、個人情報保護審議会で承認される
平成 10 年	1 月	電算機入替。（NEC より富士通へ。富士通 GRANPOWER7000 モデル 200、パッケージ i L i s w i n g）
平成 13 年	2 月	東京都立図書館電算新システム稼働に伴い、検索用電算機設置
	11 月	武蔵野市立図書館ホームページ開設 （ http://www.library.musashino.tokyo.jp/ 、利用案内、蔵書検索、新着図書案内機能等。www サーバ：富士通 PRIME POWER 200）
平成 17 年	5 月	システムのバージョンアップに関し、個人情報保護審議会で承認される
	7 月	システムのバージョンアップを図る（富士通 PRIME POWER450、パッケージ i L i s w i n g 21/UX+へ） 図書館ホームページのリニューアルをする
平成 19 年	12 月	システムのバージョンアップを図る（富士通 PRIME POWER450、パッケージ i L i s w i n g 21/UX+ Ver 6 へ）
平成 20 年	3 月	IC タグ管理及びブックディテクションシステム（BDS）稼働
平成 22 年	12 月	電算機入替（富士通より NEC へ。NEC Web 型パッケージ L i c s - W e b II） 自動貸出機、自動返却機、予約棚等 IC タグを活用するシステムを導入
平成 23 年	7 月	武蔵野プレイス開館とともに返却棚、予約棚の運用を開始
平成 28 年	1 月	電算機入替（NEC よりサン・データセンターへ。System x3550 M4 V2、パッケージ CLIS Ver. 3.0） サーバをデータセンターに設置し、クラウド方式を採用 図書館ホームページをリニューアル

2. 個人情報保護に関する留意事項

利用者データの入力については、移行時も含めすべて自館内で行っており、利用者の検索も、パスワードを入力しないと検索できないシステムとなっています。

また、入力データについては、個人情報保護審議会に諮問し、承認を得ています。さらに、他のコンピュータシステムとの接続を禁じるなど、プライバシー保護については、慎重を期しています。

- (1) 利用者の登録番号は、図書館で独自に設定し、住民基本台帳をもととした住民情報と接続しない。
- (2) 利用者の読書記録は持たない。(ただし、利用者自身がログイン認証後に選択・記録・照会できる「読書記録照会サービス」をホームページと館内OPAC上で行っている。)
- (3) 利用者ファイルには、図書コードのみを、図書ファイルには利用者コードのみを記録し、利用者名と書名の直接の対応を避ける。
- (4) 生年月日は、年のみ入力(月日は全員4月2日で入力)。
- (5) 利用者の登録、修正、削除等個人のデータについてはパスワード等により、作業者を特定する。

3. 図書館情報システム所蔵機器一覧(平成30年3月現在)

単位: 台

	場所	館内 OPAC	自動 貸出機	自動 返却機	ノート パソコン	デスクトップ パソコン	プリンター	サーバー	インターネット パソコン
中央	4階電算室	—	—	—	1	1	1	—	—
	4階事務室	—	—	—	4	6	2	—	1
	3階	1	—	—	—	1	2	—	1
	2階	3	2	—	—	2	1	—	1
	1階メイン	6	5	2	3	3	1	—	—
	1階児童	2	1	—	—	1	1	—	—
	地下1階	—	—	—	—	3	1	—	—
	地下2階	—	—	—	1	—	—	—	—
	小計	12	8	2	9	17	9	—	3
吉祥寺	1階	4	1	—	—	4	1	—	—
	1階事務室	—	—	—	6	1	1	—	1
	2階児童	2	—	—	—	2	—	—	—
	地階	2	—	—	—	—	—	—	—
	小計	8	1	—	6	7	2	—	1
プレイス	事務室	—	—	—	7	4	1	—	1
	2階メイン	2	—	—	—	3	1	—	—
	2階児童	1	1	—	—	—	—	—	—
	1階	5	6	2	—	6	1	—	—
	地下1階	4	—	—	—	6	1	—	1
	地下2階	1	—	—	—	—	—	—	—
	小計	13	7	2	7	19	4	—	2
合計		33	16	4	22	43	15	—	6

※ その他利用者用インターネット検索用パソコンが中央、吉祥寺に各1台、プレイスに10台あり

■ 広報

図書館のサービスや事業、取り組み等を広く市民、利用者に周知し、図書館利用を促進するため、様々な広報活動を行っています。

1. 図書館だより

図書館サービスや事業を広く周知するために年4回発行し、ホームページでも公開しています。平成29年度は、以下の4号を発行しました。

平成29年度内容

No.Ⅲ-第1号（平成29年8月20日発行）「武蔵野市立図書館は今年70歳になりました！」

No.Ⅲ-第2号（平成29年8月24日発行）「本の中の武蔵野市 その6 祝！井の頭恩賜公園100周年 &ありがとうゾウのはな子編」

No.Ⅲ-第3号（平成29年11月15日発行）「数字で見る武蔵野市立図書館」 「武蔵野市の図書館 平成28年度」

No.Ⅲ-第4号（平成30年2月15日発行）「小学3年生の読書の動機づけ指導 50周年」

2. 利用サービスガイド

全館ガイド（利用案内）より詳細な利用サービスのガイドとして、主にOPACの利用の仕方などを中心に発行し、ホームページでも公開しています。平成29年度は、以下を発行しました。

平成29年度内容

第1号（平成30年3月22日発行）「館内OPACを使いこなす！（概略編）」

3. ホームページ

図書館ホームページは、利用案内、お知らせ、発行物・会議録等を公開し、蔵書検索（Web OPAC）、インターネット予約、利用状況確認、レファレンス受付等を利用することができます。

ホームページ訪問数

月	訪問数	日数	1日平均
4	406,166	30	13,538.9
5	423,111	31	13,648.7
6	414,214	30	13,807.1
7	430,398	31	13,883.8
8	432,041	31	13,936.8
9	422,926	30	14,097.5
10	426,612	31	13,761.7
11	401,447	30	13,381.6
12	410,189	31	13,231.9
1	421,285	31	13,589.8
2	389,764	28	13,920.1
3	430,688	31	13,893.2
合計	5,008,841	365	13,722.9

※トップページカウンター数による算出

■ 人材育成・職員研修

平成 22 年 4 月に策定された『武蔵野市図書館基本計画』では、“質の高いサービスを支える体制・整備の施策”の一つとして、人材育成が挙げられています。同計画に基づき、平成 23 年 2 月、情報化社会の進展や職員体制の多様化等の変化の中で、図書館が目指す将来像を実現し、質の高い図書館サービスを提供するために、長期的な視点に立った図書館の人材育成計画を策定しました。

1. 職員研修の実施

日常業務の知識、技術の共有化と向上を図るため、館内整理日等を利用して、館内研修を実施しています。また、東京都立図書館、多摩地域市町村立図書館長協議会等が実施する外部の研修、研究会等に職員を派遣し、情報収集や担当業務に関わる専門知識を習得するように努めています。研修の成果については、各職員が記録、評価する個人シートを作成しています。

館内研修実施実績

研修名	実施時期	対象職員	参加人数	備考
新任研修	随時	新任職員・新任嘱託職員	26	中央 4、吉祥寺 13、プレイス 9
課題解決テーマ展示	4～3 月	職員	20	中央 20
情報セキュリティ	4 月	職員・嘱託職員	41	プレイス 41
消防訓練	4、10 月	職員・嘱託職員	84	プレイス 84
I S O・情報セキュリティ	5 月	職員・嘱託職員	25	中央 25
インターネットデータベース研修（サーチバー）	5 月	職員・嘱託職員	4	プレイス 4 4 月採用新規職員対象 講師：プレイス職員
インターネットデータベース研修（法律）	5、6 月	職員・嘱託職員	61	中央 19、プレイス 42 ※外部講師
こころのバリアフリーの考え方 障害を持つ方への接遇研修	7 月	職員・嘱託職員	32	中央 32 ※外部講師
児童レファレンス研修	8 月	職員・嘱託職員	42	講師：中央職員 プレイス 42
レファレンス研修 ①②	8、2 月（中央） 7、3 月（プレイス）	職員・嘱託職員	115	中央 30、プレイス 85 ※外部講師
レファレンスステップアップ研修	10 月（中央） 11 月（プレイス）	職員・嘱託職員	58	中央 14、プレイス 44 ※外部講師
防災訓練	11 月	職員・嘱託職員	18	中央 28 ※外部講師
国立国会図書館を使いこなす 2	12 月	職員・嘱託職員	17	中央 17 ※外部講師
インターネットデータベース研修	2 月	職員・嘱託職員	44	プレイス 44 ※外部講師
防犯訓練	3 月	職員・嘱託職員	30	中央 30 ※外部講師

※ 参加人数には研修講師を務めた者を含む

外部研修参加実績

研修名	実施機関、団体	対象職員	参加人数	備考
除籍資料と保存講座	NPO多摩デポ	担当職員	1	中央 1
変化する図書館と出版	書物復権イベント事務局	担当職員	1	中央 1
図書館総合展	図書館総合展運営委員会	全職員	7	中央 7
図書館システム研究会	サン・データセンター	担当職員	1	中央 1
電子書籍セミナー	紀伊國屋書店	担当職員	1	中央 1
製本研修	都立図書館	担当職員	1	中央 1
研修「東京情報」	都立図書館	担当職員	1	中央 1
子どもの読書に関する講座	都立図書館	担当職員	2	中央 1、プレイス 1
障害者サービス研修	都立図書館	担当職員	1	中央 1
各担当者会	都立図書館	担当職員	5	中央 5
各担当者会	東京都市町村立図書館長協議会	担当職員	15	中央 15
多摩地域公立図書館大会	東京都市町村立図書館長協議会	担当職員	4	中央 4
国立市における地域資料・地域情報サービスのあり方について	三多摩地域資料研究会	担当職員	1	中央 1
チーム連携によるレファレンス	図書館のためのブックフェア 2017	担当職員	2	中央 2
各研究会研修	多摩地区図書館サービス研究会	担当職員	5	中央 4、プレイス 1
TRC 見学会・特別講演会	TRC	担当職員	3	中央 1、プレイス 2
子どもの本に親しむ会	調布市立図書館	担当職員	2	中央 2
母と子の教室 子どもと一緒に絵本を楽しもう	市民会館	担当職員	1	中央 1（講師）
読書バリアフリー研究会	伊藤忠記念財団	担当職員	2	中央 1、プレイス 1
ピクトグラムと絵本の可能性	偕成社	担当職員	1	中央 1
オープンオフィス	日本点字図書館	担当職員	1	中央 1
関東甲信越図書館地区別研修	文部科学省	担当職員	1	中央 1
図書館のためのブックフェア	TRC	担当職員	1	プレイス 1
図書館視察	東京子ども図書館・千代田区立千代田図書館、日比谷図書館	担当職員	5	プレイス 5

※ 内容の異なる複数回の研修は延べ人数をとる

■ 図書館運営委員会

武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会を設置して、①図書館サービスに関すること ②図書館主催事業に関すること ③施設、閲覧環境等に関すること ④その他図書館の充実に关すること等について協議しています。

【第7期武蔵野市図書館運営委員会】

○委員任期 平成27年10月1日より平成29年9月30日

○委員数 8名（学識経験者5名、公募市民3名）

○委員名簿 （委員長 船崎 尚 職務代理者 毛利 和弘）

委員名	任期	学識・公募
桂 まに子	平成27年10月1日～平成29年9月30日	京都女子大学 司書課程 専任講師
船崎 尚		元 武蔵野大学 司書課程 非常勤講師 元 武蔵野市百年史続編 編さん委員
松山 巖		玉川大学 通信教育部 教育学部 教育学科 准教授
毛利 和弘		亜細亜大学 司書課程 非常勤講師
伊野 啓子		武蔵野市立 第三小学校 校長（平成28年4月 より）
瀬戸 陽子		公募市民委員
柳田 秀一		公募市民委員
山本 理紗子		公募市民委員

○ 委員会開催状況

回	開催日	主な会議の内容
第7回	平成29年5月29日	・前回議事録の確認について ・平成28年度図書館事業評価及び29年度図書館事業目標について ・図書館基本計画の一部改定について ・報告事項
第8回	平成29年7月3日	・前回議事録の確認について ・平成28年度図書館事業評価について ・平成29年度図書館事業目標について ・報告事項
第9回	平成29年9月5日	・前回議事録の確認について ・報告事項

【第8期武蔵野市図書館運営委員会】

○委員任期 平成29年10月1日より平成31年9月30日

○委員数 8名（学識経験者5名、公募市民3名）

○委員名簿 （委員長 船崎 尚 職務代理者 毛利 和弘）

委員名	任期	学識・公募
桂 まに子	平成29年10月1日～平成31年9月30日	京都女子大学 司書課程 専任講師
船崎 尚		元武蔵野大学司書課程非常勤講師 元武蔵野市立図書館長
松山 巖		玉川大学教育学部教育学科 准教授
毛利 和弘		近畿大学通信教育部非常勤講師
赤羽 幸子		武蔵野市立井之頭小学校校長
大津 幸男		公募市民委員
金子 和代		公募市民委員
北本 亜由美		公募市民委員

○ 委員会開催状況

回	開催日	主な会議の内容
第1回	平成29年11月9日	・委嘱状交付 ・図書館運営委員会の運営について ・委員長、職務代理者の選出について ・図書館基本計画について ・今後の会議予定について ・報告事項

■ 図書館基本計画

平成 22 年 4 月、武蔵野市図書館基本計画を策定しました。策定にあたっては、平成 21 年度に図書館基本計画策定委員会を設置し、検討を行いました。

1. 武蔵野市図書館基本計画の概要

【1 計画策定の背景】

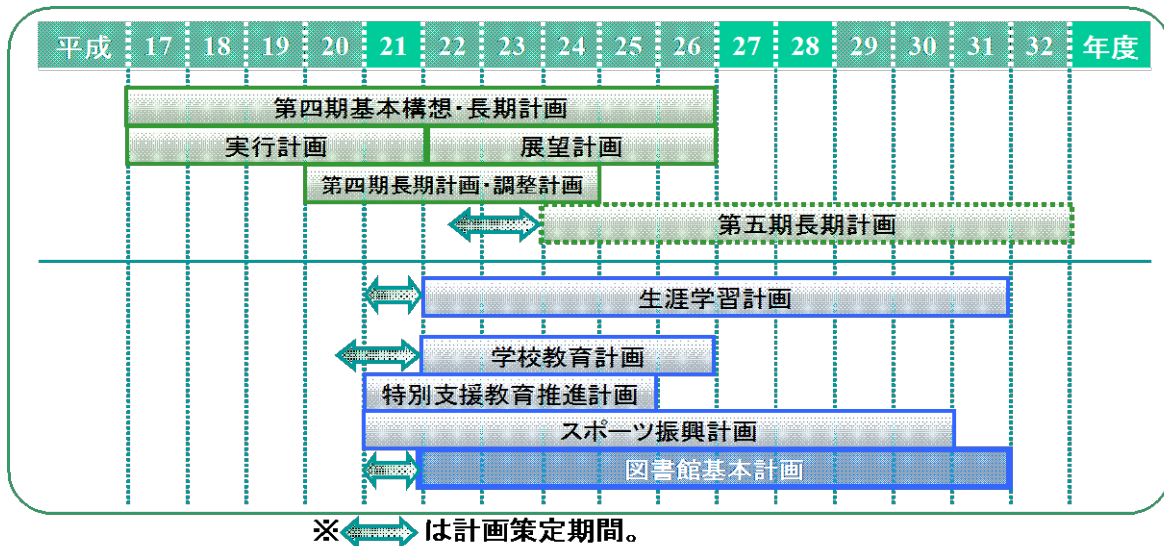
平成 23 年度の武蔵野プレイス開設にあたり、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイスの 3 館を核とし、既存の公共施設との連携を図りつつ、市内全域へサービスが行きわたるような図書館運営が求められています。また、情報化の進展や市民活動の発展、超高齢社会の到来による生涯学習機会のニーズの高まりなどといった、社会環境の変化の中で、図書館サービスに求められる役割は多様化しています。

こうした社会環境に見合った図書館運営を効率的・効果的に展開するとともに、相応しいサービスを展開するため、武蔵野市立図書館のあるべき姿を描くと同時に、その実現に向けて必要な施策を網羅的・体系的に整理することを目的として、「武蔵野市図書館基本計画」を策定することとしました。

【2 計画の位置づけ・計画期間】

本計画は、教育・文化行政推進のための基本計画の一つとして策定されている「生涯学習計画」の図書館部分について整理した個別計画として位置づけられており、武蔵野市立図書館 3 館が今後取り組むべき内容について網羅的に整理したものです。

本計画の計画期間は、平成 22～31 年度までの 10 年間とします。今後、教育委員会の基本方針や第五期長期計画に反映していくとともに必要に応じて計画期間中に見直しを行います。



【3 計画の構成】

本計画は、第 1 章で計画の位置づけについて整理した後、第 2 章で武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題について整理し、第 3 章では、武蔵野市立図書館が目指す 10 年後の将来像を明確にし、将来像の実現に向けた取り組み内容について項目ごとに記載しています。

第1章 計画の位置づけ	・本計画策定の背景や計画の位置づけ・計画期間等について記載
第2章 武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題	・図書館政策に関連する動向や、武蔵野市の地域特性、図書館施設や図書館サービスの現状を概括し、解決すべき課題を明確化
第3章 基本方針	・武蔵野市立図書館が目指す将来像を記載
第4章 実施計画	・将来像を実現するための取組み内容を記載
第5章 計画の実現に向けて	・計画の見直しや進行管理のあり方を記載

【4 四つの将来像】

これまでの図書館は、いわゆる貸出サービスを中心とした取組みが主となってきました。その結果として、図書館本来の機能を十分果たせなくなっていました。

貸出サービスがこれからも必要であることは変わりませんが、図書館がより市民や利用者にとって役に立つ機関であるためには、図書館の持つ多様な情報を活用して、市民の課題解決を支援するとともに、生涯学習に役立つ多様な情報提供を行っていくことが求められています。

本計画では、市民活動が活発であるといった本市の特色や、本市が有する様々な地域資源の存在を踏まえて、図書館の「力」や図書館資料の持つ「力」を引き出す方策について検討を進め、武蔵野市立図書館の将来像を設定しました。

(1) 図書や読書の大切さと喜びを実感出来、本のあるライフスタイルを提案・創造する図書館

いま一度図書館の原点に立ち返り、図書館が保有する様々な図書資料を活用し、読書の楽しさを実感出来る機会を積極的に提供するとともに、図書館以外の身近な場所でのサービス提供を進め、身近に本のある豊かなライフスタイルを提案する図書館を目指します。

(2) すべての人の学びを支援する図書館

必要な情報の収集はもとより、情報資源に的確にアクセスし必要な知識を得られるよう、図書館資料の活用方法を実際に「体験」しながら学ぶ機会を提供します。また、図書館の取組みを積極的に情報発信し、武蔵野市に住み、働き、学ぶすべての人の学びを支援する拠点となる図書館を目指します。

(3) 地域住民の課題解決を支援する図書館

図書館の保有する多様な資料を活用して、こうした生活課題の解決につながる情報を積極的に発信するとともに、必要に応じて行政窓口や専門機関との橋渡しをすることで、地域住民が生活情報や地域情報にアクセスしやすい環境を構築していきます。

(4) 人々が交流し文化を創造する地域拠点としての図書館

文化や情報を自ら生み出そうとする潜在的なエネルギーを活用し、図書館を訪れるすべての人々が、様々な知識や情報と出会い、また人々と交流し、新しい文化を創造していくための触媒の役割を果たす必要があると考えています。今後は、武蔵野市立図書館は、市民の知的な活動を育み、地域文化の創造を支援する図書館を目指します。

【5 施策体系】

武蔵野市立図書館では、「目指す将来像」を実現するために、図書館運営に関する項目として

3つの基本施策を、図書館サービスに関する項目として5つの基本施策を設定し、それぞれ様々な施策・事業を展開していきます。

それぞれの施策に基づき、個別の事業に取り組むことで、「目指す将来像」に向けて着実に計画を実施していきます。

(図書館運営)

- (1) 図書館施設・機能の充実
- (2) 安心して利用出来る図書館環境の構築
- (3) 質の高いサービスを支える体制整備

(図書館サービス)

- (1) 地域の情報拠点としての情報蓄積
- (2) 市民や関係機関と連携したサービスの充実
- (3) 図書館の活用と情報収集の支援
- (4) 市民の学びと課題解決の支援
- (5) 利用対象者別の図書館サービスの充実

【6 計画実現に向けて】

図書館サービスが適切であるかを評価するとともに、本計画に示された各種事業が適切に実施されているかについて定期的にチェックを行うための事業進捗評価もあわせて実施します。

図書館サービス評価は、5 施策体系で示した「施策」を対象として、図書館が提供している様々なサービスが、客観的な成果指標や外部の視点からどの程度充実しているか、想定している効果をあげているかについて評価します。これに対して、事業進捗評価は、本計画の「事業」を対象として、事業が計画通りに実施されているかについて内部的に評価を行います。さらに、こうした2つの評価を活用して、計画実施後5年が経過した段階で、十分なサービスが提供出来ない、事業の進捗が思わしくないなどの問題点を勘案した上で、必要に応じて計画内容（事業内容）の見直しを行います。平成27年度中に実施した前期（平成22年度～26年度）中長期目標の評価を踏まえ、平成28年度に後期（平成28年度～31年度）中長期目標を設定しました。

また、図書館を取り巻く情勢が変化しているとともに、本市における図書館のあり方の明確化、関係諸会議における議論等を踏まえ、平成29年度中に図書館基本計画の一部改定を実施する予定です。

2. 図書館評価

「図書館基本計画」の実現に向けて、平成23年度以降、前年度事業を対象とする「図書館評価」を実施しています。平成29年度は第7期図書館運営委員会において、平成28年度図書館事業目標に基づく評価及び、平成29年度図書館事業目標の設定を行いました。

(参考) 図書館評価の概要

- ① 「図書館基本計画」の主要施策に関して設定された平成28年から4年間（計画期間）の取組目標（中長期目標）を踏まえ、当該年度の取組目標を設定し、年度終了後にその取組結果（実績）を図書館運営委員会に報告する。
- ② 委員会による評価を実施する。
- ③ 評価結果を基に、必要に応じて目標の見直しについての検討を行う。

3. 計画の改定

図書館を取り巻く環境変化に伴う諸課題への対応や、武蔵野プレイス及び平成 30 年度より指定管理者制度を導入する吉祥寺図書館の管理運営状況を踏まえ、図書館における今後の施策等を着実に実施するため、図書館基本計画の改定作業を行っています。改定にあたっては策定委員会による現行計画の進捗状況評価及び、新たな目標の設定等を実施します。

【武蔵野市図書館基本計画策定委員会】

○委員任期 平成 30 年 3 月より平成 31 年 3 月まで

○委員数 10 名

○委員名簿 (委員長 船崎 尚 職務代理者 毛利 和弘)

氏名	所属	備考
赤羽 幸子	武蔵野市立井之頭小学校校長	第 8 期図書館運営委員会委員
大津 幸男	市民公募委員	第 8 期図書館運営委員会委員
岡本 真	アカデミック・リソース・ガイド 株式会社代表取締役/プロデューサー	
桂 まに子	京都女子大学司書課程専任講師	第 8 期図書館運営委員会委員
金子 和代	市民公募委員	第 8 期図書館運営委員会委員
北本 亜由美	市民公募委員	第 8 期図書館運営委員会委員
竹内 道則	武蔵野市教育部長	
船崎 尚	元武蔵野大学司書課程非常勤講師 元武蔵野市立図書館長	第 8 期図書館運営委員会 委員長
松山 巖	玉川大学教育学部教育学科准教授	第 8 期図書館運営委員会委員
毛利 和弘	近畿大学通信教育部非常勤講師	第 8 期図書館運営委員会 委員長職務代理

○ 委員会開催状況

回	開催日	主な会議の内容
第 1 回	平成 30 年 3 月 20 日	・委員長、委員長職務代理の選出について ・現計画の概要について ・基礎調査の実施結果について ・今後の予定について ・報告事項

統計編

■ 図書館評価のための主要指標

平成 29 年度の図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館運営の改善を図っています。評価のための指標の推移は以下のとおりです。

1. 図書館評価のための主要指標の推移 参考：『図書館評価プロジェクト中間報告』（日本図書館協会 2011）

指 標	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【インプット指標】：投資された資源及びその蓄積					
人口	141, 584	142, 899	143, 630	144, 606	145, 491
専任職員数	36	37	37	37	24
専任・非常勤・臨時・委託	121	121	127	126	125
蔵書冊数(図書)	837, 768	857, 679	880, 970	918, 718	910, 950
視聴覚資料点数(貸出対象分)	16, 347	16, 654	17, 134	17, 726	17, 022
蔵書点数(CD)	11, 473	11, 484	11, 706	12, 038	11, 598
蔵書点数(ビデオ)	2, 589	2, 559	2, 551	2, 551	2, 252
蔵書点数(DVD) ※館内視聴用を含む	2, 285	2, 611	2, 877	3, 137	3, 172
図書館費(千円)	479, 233	529, 312	563, 817	455, 534	823, 836
図書購入費(千円)	64, 066	65, 894	65, 625	64, 911	63, 734
市民一人当たりの蔵書冊数(図書)	5. 92	6. 00	6. 13	6. 35	6. 26
市民一人当たりの図書館費(円)	3, 385	3, 704	3, 925	3, 150	5, 662
市民一人当たりの図書購入費(円)	452	461	457	449	438
年間受入冊数(図書)	39, 913	40, 916	38, 498	43, 629	42, 772
年間除籍冊数(図書)	15, 605	21, 005	15, 561	5, 881	5, 800
【中間的指標】：資源、効果のうち図書館の努力により増加させることができる指標					
開館日数	306	307	301	307	307
有効登録者数(市内)※	65, 403	65, 917	64, 867	40, 778	39, 417
有効登録者数(市外)※	67, 173	70, 538	72, 989	37, 569	35, 534
市民登録率※	46. 20%	46. 10%	45. 20%	28. 20%	27. 09%
専任司書率	50. 00%	43. 20%	43. 20%	48. 60%	50. 00%
雑誌購入タイトル数	856	832	834	834	837
新聞購入タイトル数	54	53	53	53	53
【アウトプット指標】：資源とその活用により生まれた効果					
利用者数(貸出利用者数)	948, 447	947, 052	984, 609	1, 221, 365	1, 139, 649
予約件数	552, 883	577, 956	603, 909	613, 603	609, 587
貸出数(全資料)	2, 326, 533	2, 322, 268	2, 447, 925	2, 657, 624	2, 425, 508
貸出冊数(図書)	2, 062, 380	2, 070, 510	2, 203, 133	2, 406, 739	2, 209, 753
貸出点数(視聴覚資料)	115, 395	107, 272	97, 659	91, 996	75, 339
貸出点数(CD)	79, 964	72, 915	66, 460	64, 111	50, 250
貸出点数(ビデオ)	1, 192	908	743	664	411
貸出点数(DVD) ※館内視聴分を含む	34, 239	33, 449	30, 456	27, 221	24, 678
蔵書回転率(図書)	2. 46	2. 41	2. 50	2. 62	2. 43
蔵書回転率(視聴覚資料)	7. 06	6. 44	5. 70	5. 19	4. 43
市民一人当たりの貸出冊数(図書)	14. 57	14. 49	15. 34	16. 64	15. 19
一日当たりの貸出冊数(図書)	6, 740	6, 744	7, 319	7, 840	7, 198
団体貸出冊数	10, 653	11, 109	16, 204	15, 066	15, 561
レファレンス件数	58, 154	59, 823	58, 173	52, 738	49, 931
事業参加人数(児童・YA・一般向け)	7, 565	10, 370	8, 163	11, 567	10, 514
ホームページアクセス件数	1, 018, 252	1, 106, 509	1, 494, 028	3, 520, 321	5, 008, 841

※印については、P 8 の有効登録者数を参照。

■ 一般統計（平成 29 年度）

1. 蔵書統計

（1）分類別蔵書統計

単位：冊

		中 央	吉祥寺	プレイス	全 館
一 般 書	郷土行政	24,863	1,115	2,681	28,659
	0. 総 記	16,831	1,582	3,528	21,941
	1. 哲 学	24,456	2,461	5,002	31,919
	2. 歴 史	50,945	7,246	13,139	71,330
	3. 社会科学	95,681	7,375	18,427	121,483
	4. 自然科学	34,129	3,900	10,779	48,808
	5. 技 術	38,931	5,344	14,366	58,641
	6. 産 業	18,290	1,765	4,751	24,806
	7. 芸 術	51,739	6,476	14,961	73,176
	8. 言 語	10,261	1,660	2,772	14,693
	9. 文 学	146,171	22,187	36,428	204,786
	小 計	512,297	61,111	126,834	700,242
YA	0～9	19,739	4,113	6,943	30,795
	マンガ	6,442	0	344	6,786
	小 計	26,181	4,113	7,287	37,581
児 童 書	0～9	65,283	16,641	24,764	106,688
	絵 本	34,653	10,160	17,376	62,189
	紙芝居	1,706	1,090	1,454	4,250
	小 計	101,642	27,891	43,594	173,127
合 計		640,120	93,115	177,715	910,950

※今年度から、仮除籍数を引いた数を掲載。（以下の統計数も同様）

（2）形態別蔵書統計【（1）に含まれる特殊形態書籍の統計】

単位：冊

種 別	中 央	吉祥寺	プレイス	全 館
文 庫	38,331	7,411	16,569	62,311
大型本	14,020	1,726	2,731	18,477
外国語図書	9,231	452	999	10,682
参考図書	26,957	2,703	3,437	33,097
大活字本	2,389	340	676	3,405

（3）視聴覚資料所蔵数（タイトル数）

単位：点

種 別	中 央	吉祥寺	全 館
C D	8,512	3,069	11,581
ビデオ	2,252	—	2,252
DVD	3,162	—	3,162

(4) 新聞・雑誌所蔵タイトル数

単位：タイトル

種 別	中 央	吉祥寺	プレイス	全館
新 聞	45 (12)	22 (2)	38 (8)	55 (16)
雑 誌	463 (30) 35,187冊	208 (2) 2,798冊	631 (24) 9,095冊	837 (44) 47,080冊

※ () は外国語の新聞・雑誌タイトル数

2. 利用状況

(1) 中央図書館

① 内容別貸出冊数 (図書)

*端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

単位：冊

	一 般 図 書				児童書	合 計	貸出冊数 に占める 割合(%)
	郷土資料	一 般	Y A	小 計			
郷土行政	1,545	—	—	1,545	—	1,545	0.2%
0. 総 記	—	9,568	302	9,870	1,306	11,176	1.3%
1. 哲 学	—	24,674	810	25,484	1,729	27,213	3.1%
2. 歴 史	—	55,650	824	56,474	8,607	65,081	7.4%
3. 社会科学	—	56,943	1,486	58,429	4,180	62,609	7.1%
4. 自然科学	—	30,685	938	31,623	17,013	48,636	5.6%
5. 技 術	—	61,808	1,246	63,054	5,539	68,593	7.8%
6. 産 業	—	15,439	205	15,644	2,942	18,586	2.1%
7. 芸 術	—	45,911	36,512	82,423	26,251	108,674	12.4%
8. 言 語	—	9,815	354	10,169	1,427	11,596	1.3%
9. 文 学	—	199,662	17,613	217,275	73,439	290,714	33.2%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	161,279	161,279	18.4%
合 計	1,545	510,155	60,290	571,990	303,712	875,702	—

② 月別貸出件数

単位：冊・点

	開館 日数	図 書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	25	47,973	25,123	73,096	4,911	4,583	—	82,590	3,304
5月	26	47,077	23,268	70,345	4,879	4,727	—	79,951	3,075
6月	24	45,108	23,175	68,283	4,537	4,475	—	77,295	3,221
7月	26	50,902	29,431	80,333	4,798	4,860	—	89,991	3,461
8月	26	51,636	30,140	81,776	4,630	4,784	—	91,190	3,507
9月	24	50,518	25,628	76,146	4,977	4,826	—	85,949	3,581
10月	20	43,744	22,869	66,613	4,195	3,982	—	74,790	3,740
11月	25	47,420	25,657	73,077	4,865	4,333	—	82,275	3,291
12月	23	47,411	24,660	72,071	4,602	4,387	—	81,060	3,524
1月	23	46,385	23,955	70,340	4,700	4,106	—	79,146	3,441
2月	23	46,050	25,219	71,269	4,537	4,299	—	80,105	3,483
3月	25	47,766	24,587	72,353	4,618	4,269	—	81,240	3,250
合計	290	571,990	303,712	875,702	56,249	53,631	1,674	987,256	3,404

(2) 吉祥寺図書館

① 内容別貸出冊数 (図書)

*端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

単位：冊

	一 般 図 書				児童書	合 計	貸出冊数 に占める 割合(%)
	郷土資料	一 般	Y A	小 計			
郷土行政	302	—	—	302	—	302	0.1%
0. 総 記	—	3,750	116	3,866	256	4,122	1.5%
1. 哲 学	—	11,302	256	11,558	213	11,771	4.4%
2. 歴 史	—	20,304	321	20,625	2,037	22,662	8.4%
3. 社会科学	—	21,369	706	22,075	1,196	23,271	8.7%
4. 自然科学	—	10,602	332	10,934	4,289	15,223	5.7%
5. 技 術	—	21,261	247	21,508	1,363	22,871	8.5%
6. 産 業	—	4,556	59	4,615	717	5,332	2.0%
7. 芸 術	—	14,017	6,012	20,029	3,066	23,095	8.6%
8. 言 語	—	4,033	128	4,161	337	4,498	1.7%
9. 文 学	—	74,579	5,827	80,406	18,489	98,895	36.8%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	36,561	36,561	13.6%
合 計	302	185,773	14,004	200,079	68,524	268,603	—

② 月別貸出件数

単位：冊・点

	開館 日数	図 書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	25	28,689	11,103	39,792	2,771	2,095	—	44,658	1,786
5月	26	28,334	10,796	39,130	2,736	2,191	—	44,057	1,695
6月	24	26,140	10,352	36,492	2,742	2,075	—	41,309	1,721
7月	26	29,038	12,853	41,891	2,706	1,983	—	46,580	1,792
8月	26	29,755	13,297	43,052	2,448	2,261	—	47,761	1,837
9月	24	9,569	2,021	11,590	606	273	—	12,469	520
10月	26	8,516	1,627	10,143	551	259	—	10,953	421
11月	25	7,961	1,506	9,467	496	294	—	10,257	410
12月	23	7,995	1,178	9,173	437	231	—	9,841	428
1月	23	7,894	1,246	9,140	465	241	—	9,846	428
2月	23	7,675	1,285	8,960	470	249	—	9,679	421
3月	25	8,513	1,260	9,773	503	270	—	10,546	422
合計	296	200,079	68,524	268,603	16,931	12,422	620	298,576	1,009

※改修工事により9月～3月閉館。予約本受取りに機能を限定して、臨時窓口を開設。

(3) 武蔵野プレイス

① 内容別貸出冊数（図書）

*端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

単位：冊

	一 般 図 書				児童書	合 計	貸出冊数 に占める 割合(%)
	郷土資料	一 般	Y A	小 計			
郷土行政	1, 229	—	—	1, 229	—	1, 229	0. 1%
0. 総 記	—	14, 331	448	14, 779	1, 781	16, 560	1. 6%
1. 哲 学	—	34, 014	1, 197	35, 211	1, 189	36, 400	3. 4%
2. 歴 史	—	76, 062	987	77, 049	10, 659	87, 708	8. 2%
3. 社会科学	—	79, 773	2, 463	82, 236	4, 577	86, 813	8. 1%
4. 自然科学	—	44, 582	1, 331	45, 913	22, 605	68, 518	6. 4%
5. 技 術	—	89, 971	808	90, 779	8, 247	99, 026	9. 3%
6. 産 業	—	20, 093	114	20, 207	3, 923	24, 130	2. 3%
7. 芸 術	—	53, 279	27, 543	80, 822	25, 974	106, 796	10. 0%
8. 言 語	—	13, 883	458	14, 341	2, 394	16, 735	1. 6%
9. 文 学	—	236, 827	21, 756	258, 583	90, 698	349, 281	32. 8%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	172, 252	172, 252	16. 2%
合 計	1, 229	662, 815	57, 105	721, 149	344, 299	1, 065, 448	—

② 月別貸出件数

単位：冊・点

	開館 日数	図 書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合 計	一日平均
		一般	児童	小計					
4 月	26	61, 147	27, 504	88, 651	5, 618	810	—	95, 079	3, 657
5 月	26	59, 781	26, 770	86, 551	5, 239	894	—	92, 684	3, 565
6 月	26	62, 379	28, 926	91, 305	5, 429	860	—	97, 594	3, 754
7 月	27	65, 742	35, 152	100, 894	5, 501	781	—	107, 176	3, 969
8 月	26	64, 934	36, 251	101, 185	5, 283	840	—	107, 308	4, 127
9 月	26	63, 516	29, 328	92, 844	5, 443	808	—	99, 095	3, 811
10月	27	61, 411	29, 179	90, 590	5, 396	755	—	96, 741	3, 583
11月	21	50, 956	24, 988	75, 944	4, 593	631	—	81, 168	3, 865
12月	24	56, 672	26, 502	83, 174	5, 100	730	—	89, 004	3, 709
1 月	23	57, 009	25, 402	82, 411	5, 067	710	—	88, 188	3, 834
2 月	24	57, 587	26, 535	84, 122	5, 157	721	—	90, 000	3, 750
3 月	27	60, 015	27, 762	87, 777	5, 340	746	—	93, 863	3, 476
合計	303	721, 149	344, 299	1, 065, 448	63, 166	9, 286	1, 776	1, 139, 676	3, 761

(4) 全館

① 内容別貸出冊数 (図書)

*端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

単位：冊

	一 般 図 書				児童書	合 計	貸出冊 数に占 める割 合(%)
	郷土資料	一 般	Y A	小 計			
郷土行政	3,076	—	—	3,076	—	3,076	0.1%
0. 総 記	—	27,649	866	28,515	3,343	31,858	1.4%
1. 哲 学	—	69,990	2,263	72,253	3,131	75,384	3.4%
2. 歴 史	—	152,016	2,132	154,148	21,303	175,451	7.9%
3. 社会科学	—	158,085	4,655	162,740	9,953	172,693	7.8%
4. 自然科学	—	85,869	2,601	88,470	43,907	132,377	6.0%
5. 技 術	—	173,040	2,301	175,341	15,149	190,490	8.6%
6. 産 業	—	40,088	378	40,466	7,582	48,048	2.2%
7. 芸 術	—	113,207	70,067	183,274	55,291	238,565	10.8%
8. 言 語	—	27,731	940	28,671	4,158	32,829	1.5%
9. 文 学	—	511,068	45,196	556,264	182,626	738,890	33.4%
絵本・紙芝居	—	—	—	—	370,092	370,092	16.7%
合 計	3,076	1,358,743	131,399	1,493,218	716,535	2,209,753	—

② 月別貸出件数

単位：冊・点

	開館 日数	図 書			雑誌	視聴覚資料	相互貸借	合 計	一日平均
		一般	児童	小計					
4月	26	137,809	63,730	201,539	13,300	7,488	—	222,327	8,551
5月	26	135,192	60,834	196,026	12,854	7,812	—	216,692	8,334
6月	26	133,627	62,453	196,080	12,708	7,410	—	216,198	8,315
7月	27	145,682	77,436	223,118	13,005	7,624	—	243,747	9,028
8月	26	146,325	79,688	226,013	12,361	7,885	—	246,259	9,472
9月	26	123,603	56,977	180,580	11,026	5,907	—	197,513	7,597
10月	27	113,671	53,675	167,346	10,142	4,996	—	182,484	6,759
11月	25	106,337	52,151	158,488	9,954	5,258	—	173,700	6,948
12月	24	112,078	52,340	164,418	10,139	5,348	—	179,905	7,496
1月	23	111,288	50,603	161,891	10,232	5,057	—	177,180	7,703
2月	24	111,312	53,039	164,351	10,164	5,269	—	179,784	7,491
3月	27	116,294	53,609	169,903	10,461	5,285	—	185,649	6,876
合計	307	1,493,218	716,535	2,209,753	136,346	75,339	4,070	2,425,508	7,901

※ 開館日数は、館によって異なるため、1館でも開館していた日の合計日数を表示

※ 相互貸借数は、年間合計のみ表示

3. 有効登録者数

※ 有効登録者数は、登録者の内、平成 29 年度内に利用があった人数。

※ 利用率は人口に対する利用者の割合

※ 市外計は在勤・在学・近隣市区在住者

(1) 有効登録者数（平成 29 年度）

単位：人

町 名	一 般	児 童	合 計	人 口	利用率(%)
吉祥寺東町	2,265	399	2,664	12,961	20.6
吉祥寺南町	2,097	349	2,446	13,492	18.1
御殿山	697	171	868	4,245	20.4
吉祥寺本町	2,038	359	2,397	11,627	20.6
吉祥寺北町	3,828	966	4,794	16,299	29.4
中町	3,210	639	3,849	13,797	27.9
西久保	2,463	526	2,989	11,920	25.1
緑町	2,172	564	2,736	8,425	32.5
八幡町	894	240	1,134	4,359	26.0
関前	1,987	450	2,437	9,380	26.0
境	4,458	762	5,220	15,542	33.6
境南町	4,191	671	4,862	14,529	33.5
桜堤	2,286	735	3,021	8,915	33.9
市内小計	32,586	6,831	39,417	145,491	27.1
三鷹市	11,297	1,857	13,154		
小金井市	6,490	855	7,345		
西東京市	5,129	789	5,918		
練馬区	3,239	517	3,756		
杉並区	2,874	244	3,118		
その他の地区	2,098	145	2,243		
※市外小計	31,127	4,407	35,534	—	—
合 計	63,713	11,238	74,951	—	—

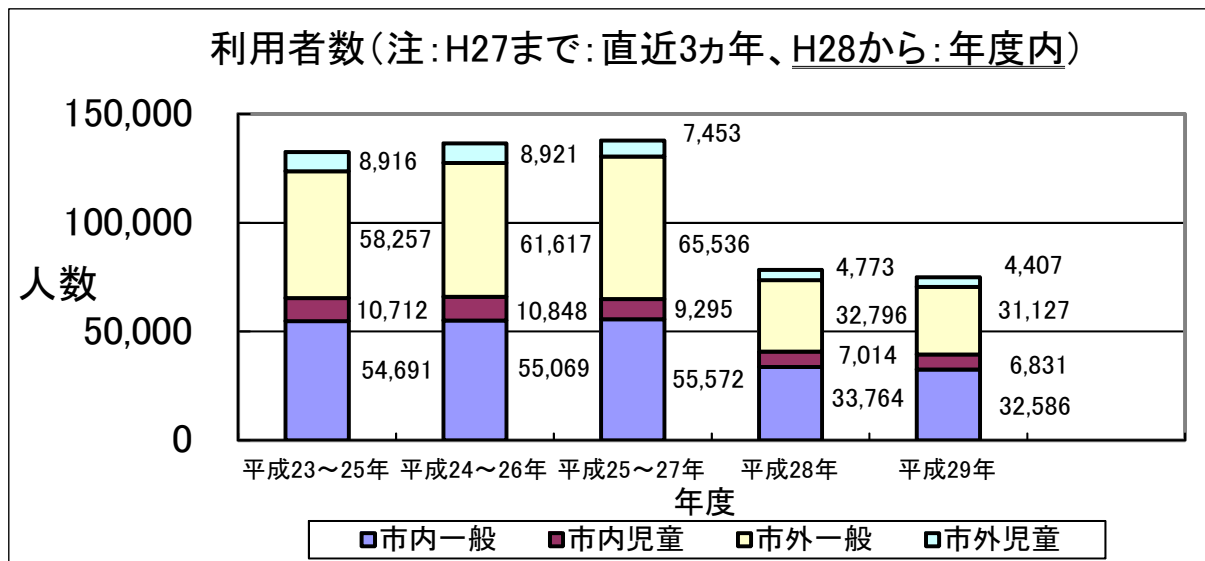
*利用者数、人口の基準日は、平成 30 年 3 月 31 日

*利用率は人口に対する登録者の割合。端数処理の関係上、合計が 100%にならない場合があります。

*市外小計は在勤・在学・近隣市区在住者

(2) 利用者数

*注意：平成 27 年度までの数は、直近 3 年度内に利用があった人数を登録者数として報告

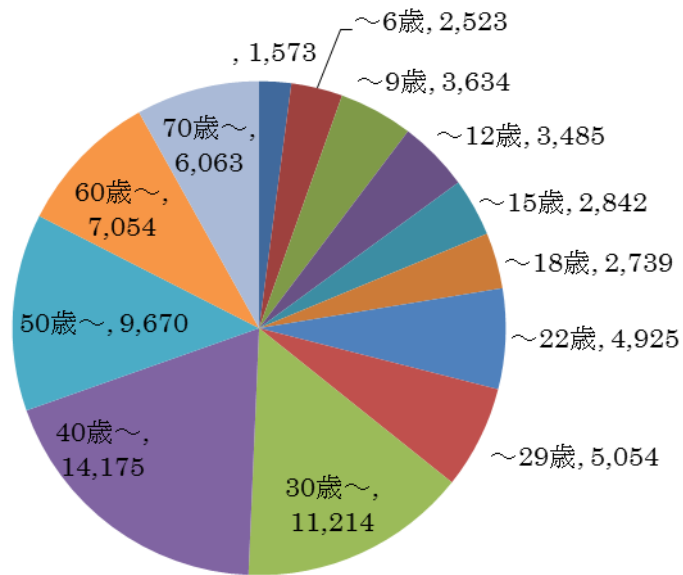


(3) 年代別貸出利用者数

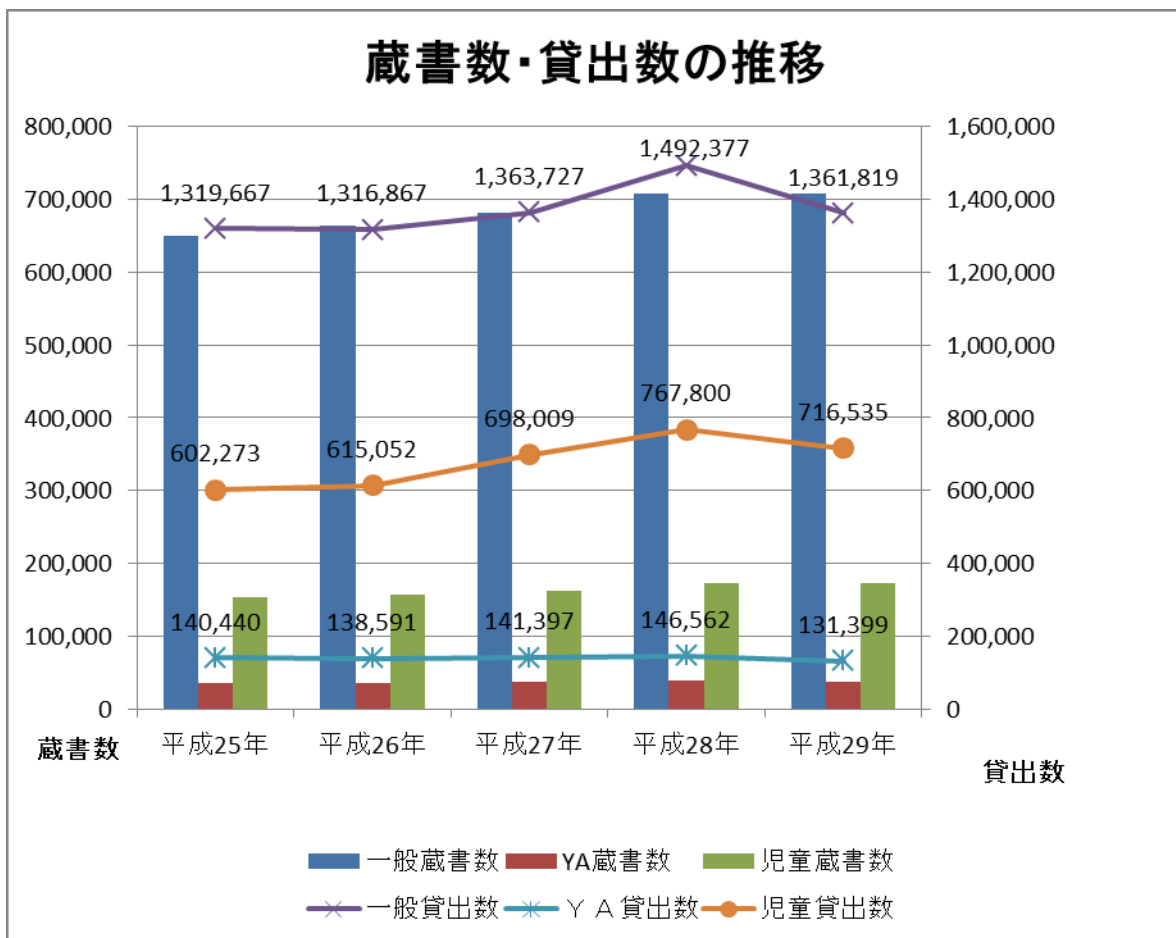
*注意：平成 27 年度までの数は、直近 3 年度内に利用があった人数を登録者数として報告
単位：人

	平成 23～25 年度		平成 24～26 年度		平成 25～27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
～3 歳	1,509	1.1%	1,430	1.0%	2,319	1.7%	1,697	2.2%	1,573	2.1%
～6 歳	3,166	2.4%	3,239	2.4%	3,826	2.8%	2,727	3.5%	2,523	3.4%
～9 歳	4,437	3.3%	4,521	3.3%	5,187	3.8%	3,758	4.8%	3,634	4.8%
～12 歳	5,129	3.9%	5,196	3.8%	5,416	3.9%	3,605	4.6%	3,458	4.6%
～15 歳	5,387	4.1%	5,383	3.9%	5,284	3.8%	3,030	3.9%	2,842	3.8%
～18 歳	5,582	4.2%	5,705	4.2%	5,869	4.3%	2,948	3.8%	2,739	3.7%
～22 歳	9,939	7.5%	10,468	7.7%	11,428	8.3%	5,396	6.9%	4,925	6.6%
～29 歳	16,217	12.2%	16,524	12.1%	15,364	11.1%	5,560	7.1%	5,054	6.7%
30 歳～	23,701	17.9%	24,065	17.6%	23,642	17.1%	12,186	15.6%	11,214	15.0%
40 歳～	23,150	17.5%	23,770	17.4%	23,776	17.2%	14,891	19.0%	14,175	18.9%
50 歳～	14,232	10.7%	15,243	11.2%	15,103	11.0%	9,290	11.9%	9,670	12.9%
60 歳～	11,021	8.3%	11,424	8.4%	11,446	8.3%	7,501	9.6%	7,054	9.4%
70 歳～	9,106	6.9%	9,487	7.0%	9,196	6.7%	5,758	7.3%	6,063	8.1%
合計	132,576		136,455		137,856		78,347		74,951	

年代別登録者比率



4. 蔵書数・貸出数の推移



■ 予約・リクエストサービス

1. 予約の手段別内訳

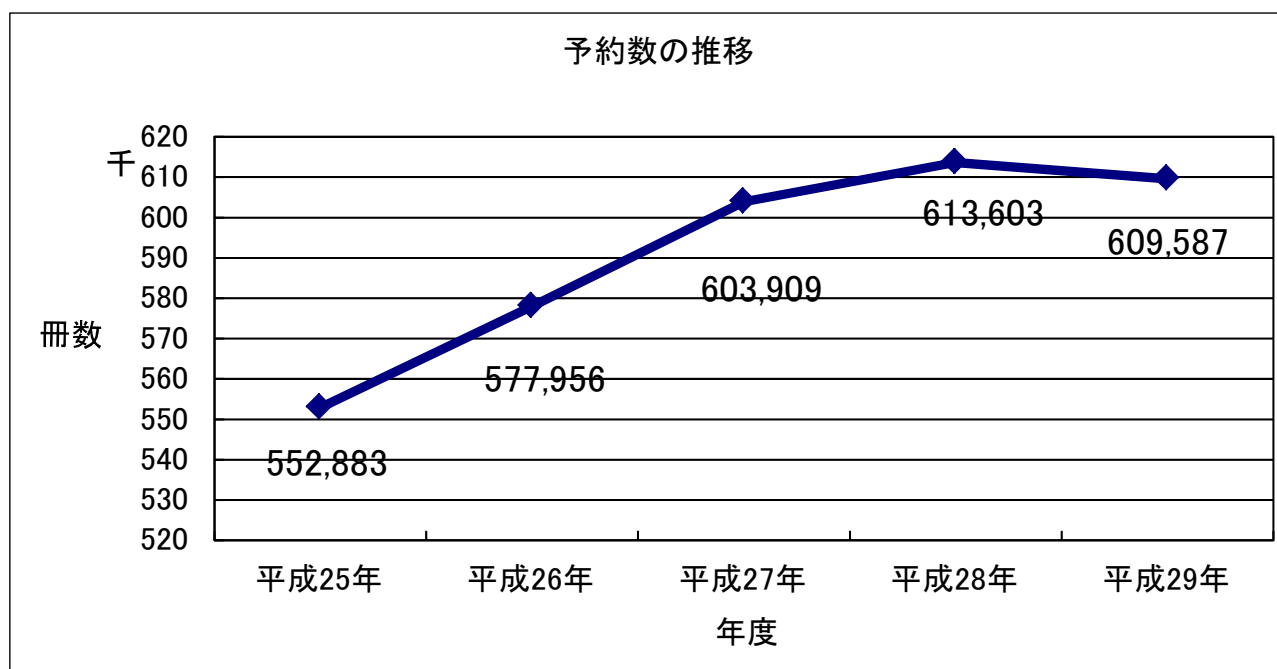
単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
窓 口	41,743	43,217	46,735	44,405	39,083
OPAC	91,123	88,921	88,545	92,555	88,509
W e b	408,561	436,686	468,629	476,643	481,995
携 帯	11,456	9,132	-	-	-
合計	552,883	577,956	603,909	613,603	609,587

※ システム入替により、W e b 版と携帯版、新規に導入したスマートフォン版は合算。

※ 吉祥寺図書館は、改修工事中の閉館があったため、4～8月分のみ。

2. 予約数の推移



■ サービス事業

1. 児童サービス事業統計の推移

(1) おはなし会

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	子ども	248	249	197	260	222
	大人	174	165	121	159	143
	計	422	414	318	419	365
吉祥寺	子ども	154	98	155	205	73
	大人	92	74	118	139	56
	計	246	172	273	344	129
プレイス	子ども	343	369	373	448	494
	大人	270	278	287	328	363
	計	613	647	660	776	857
合計		1,281	1,233	1,251	1,539	1,351

(2) 乳幼児向けおはなし会

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	子ども	500	512	462	421	386
	大人	479	476	439	394	359
	計	979	988	901	815	745
吉祥寺	子ども	293	213	187	263	70
	大人	275	201	173	199	61
	計	568	414	360	462	131
プレイス	子ども	642	669	667	779	677
	大人	637	659	640	758	677
	計	1,279	1,328	1,307	1,537	1,354
合計		2,826	2,730	2,568	2,814	2,230

(3) どっきんどようび

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	子ども	110	232	172	226	147
	大人	78	148	104	150	90
	計	188	380	276	376	237
吉祥寺	子ども	83	91	113	116	46
	大人	75	83	92	105	42
	計	158	174	205	221	88
プレイス	子ども	155	210	153	159	165
	大人	109	165	93	102	121
	計	264	375	246	261	286
合計		610	929	727	858	611

(4) こどもまつり

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	子ども	263	243	285	179	199
	大人	86	108	130	63	68
	計	349	351	415	242	267
吉祥寺	子ども	167	172	195	155	134
	大人	59	76	76	48	48
	計	226	248	271	203	182
プレイス	子ども	375	269	381	228	248
	大人	169	118	202	107	108
	計	544	387	583	335	356
合計		1,119	986	1,269	780	805

(5) ブックスタート

単位：組

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0歳	1,263	1,312	1,325	1,262	1,195
3歳	1,052	1,101	1,131	1,187	1,244
合計	2,315	2,413	2,456	2,449	2,439

(6) ブックスタート講演会、人形劇

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
講演会	大人	35	55	30	10	34
	子ども (保育含む)	15	54	21	7	17
	計	50	109	51	17	51
人形劇	子ども	66	36	57	72	41
	大人	50	32	56	61	42
	計	116	68	113	133	83
合計		166	177	164	150	134

(7) プレイス主催事業（子ども向け）

単位：人

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	子ども	43	166	109	79	79
	大人	25	111	70	40	22
	計	68	277	179	119	101

(8) 配慮を必要とする子どもへのサービス（①みどりのこども館とさくらっこクラブでのおはなし会と図書の貸出）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数		12	18	18	11	10
おはなし会 参加人数	子ども	79	184	163	112	100
	大人	80	124	88	83	69
	計	159	308	251	195	169
貸出冊数		110	179	226	131	124

(9) 配慮を必要とする子どもへのサービス (②みどりのこども館ウィズ図書館見学会)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数		—	2	2	1	0
見学会 参加人数	子ども	—	15	8	4	0
	大人	—	16	6	4	0
	計	—	31	14	8	0

(10) 「見て！ふれて！ためしてみよう！一日としょかんバリアフリー体験」

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加 人数	子ども	—	—	—	64	88
	大人	—	—	—	39	56
	計	—	—	—	103	144

《児童向け事業参加人数》

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童向け事業参加人数	6, 229	6, 671	6, 423	6, 566	5, 545

※ 事業参加人数は、(1)～(4)、(6)～(10)の参加人数の合計。ブックスタートは除く

2. 学校連携事業統計の推移

(1) 図書館見学・調べ学習 (幼稚園も含む)

		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		図書館 見学	調べ 学習	図書館 見学	調べ 学習	図書館 見学	調べ 学習	図書館 見学	調べ 学習	図書館 見学	調べ 学習
中 央	学校数	4	2	4	2	7	5	4	0	1	0
	人数	191	8	160	4	189	12	155	0	159	0
吉祥寺	学校数	1	0	2	0	0	0	1	0	1	0
	人数	7	0	15	0	0	0	8	0	9	0
プレイス	学校数	1	0	3	0	2	1	2	1	4	1
	人数	72	0	183	0	90	121	105	117	204	126
計	学校数	6	2	9	2	9	6	7	1	6	1
	人数	270	8	358	4	279	133	268	117	372	126

(2) 貸出冊数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校数	205	195	216	207	201
冊数	5, 095	5, 040	6, 629	7, 061	6, 670

(3) 職場体験・大学生図書館実習等

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	10	12	12	15	11
人数	21	31	25	26	20

3. Y A向け事業統計の推移

《Y A向け事業参加人数》

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	48	26	19	48	10

4. 一般向け事業統計の推移

(1) 映画会

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	633	883	785	905	873
吉祥寺	77	180	148	132	131
プレイス	270	820	677	614	779
全館合計	980	1,883	1,610	1,651	1,783

(2) 文庫連事業（講座・講演会）

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	43	68	80	73	92
保育	5	0	0	0	0

(3) プレイス主催事業

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	265	1,753	38	267	106

《一般向け事業参加人数》

単位：人

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数	1,288	3,704	1,728	1,991	1,981

(4) トピックス

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	回数	11	9	16	13	16
	展示冊数	953	888	1,311	1,205	1,185
プレイス	回数	6	6	12	12	11
	展示冊数	1,570	1,512	3,046	2,496	2,299
合計	回数	17	15	28	25	27
	展示冊数	2,523	2,400	4,357	3,701	3,484

(5) 課題解決テーマ展示（中央図書館）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回数	11	11	10	10	10
展示冊数	552	725	579	596	803

5. 施設利用統計の推移

(1) グループ学習室（中央図書館）

単位：グループ

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用数	991	1,030	926	882	968

(2) AVブース利用

単位：回

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央	4,353	4,227	3,728	3,018	3,389
吉祥寺	1,226	1,297	942	914	478
合計	5,579	5,524	4,670	3,932	3,867

■ レファレンスサービス

1. レファレンスサービス利用状況の推移

単位：件

	カウンター			Eメール レファレンス	その他 (電話・文書等)	合計
	所蔵調査・ 書架案内	レファレンス	調べ学習			
平成 25 年度	55,477	2,441	171	47	18	58,154
平成 26 年度	56,814	2,772	192	25	20	59,823
平成 27 年度	55,391	2,559	186	16	21	58,173
平成 28 年度	51,516	1,014	175	17	16	52,738
平成 29 年度	48,828	962	126	11	4	49,931

※「その他（電話・文書等）」は、中央図書館受付分

※調べ学習は、小、中学生から寄せられた調べものについての質問

※Eメールレファレンス件数は平成 24 年度まではメール件数。平成 25 年度より質問数

■ インターネット検索用パソコン

1. 利用状況の推移

年度	中央		吉祥寺		プレイス		全館	
	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数	利用人数	印刷件数
平成 25 年度	1,856	1,400	1,205	277	16,304	7,602	19,365	9,279
平成 26 年度	1,423	991	1,328	235	16,558	7,990	19,309	9,216
平成 27 年度	1,554	1,574	1,231	415	15,658	7,603	18,443	9,592
平成 28 年度	1,985	1,110	1,247	335	16,081	29,528	19,313	30,973
平成 29 年度	1,821	1,404	442	110	15,349	29,328	17,612	30,842

※ 中央、吉祥寺は各館 1 台、プレイスは 10 台

※ プレイスの印刷件数は平成 28 年度より、機種変更に伴い、一般のコピー件数と合算されるようになったため、参考数として記載。

■他自治体図書館との比較

1. 近隣区市との比較（三鷹市、小金井市、西東京市、杉並区、練馬区）平成 29 年度

※『平成 29 年度「東京都公立図書館調査」（東京都立中央図書館 2017）より作成

自治体名	人口	館数	蔵書冊数	市民1人 当たり 蔵書冊数	登録者 数	貸出数 (全資料)	市民1人 当たり 貸出数	予約件数
武蔵野市	144,606	3	918,718	6.35	191,871	2,657,624	18.38	610,955
三鷹市	185,725	6	730,898	3.94	198,733	1,594,171	8.58	273,761
小金井市	119,598	3	451,616	3.78	142,607	956,422	8.00	181,095
西東京市	200,098	6	809,307	4.04	205,751	2,217,893	11.08	725,878
杉並区	562,065	13	2,232,489	3.97	177,770	4,524,324	8.05	276,643
練馬区	725,608	13	1,755,190	2.42	222,808	6,546,356	9.02	2,216,245

※ 人口：「東京都総務局『住民基本台帳による世帯と人口 平成 29 年 4 月 1 日現在』

【参考】※各市区立図書館HPより作成

自治体名	貸出可能数(本・雑誌、視聴覚資料等)	予約可能件数
武蔵野市	10 冊、CD 2 点、ビデオ・DVD 2 点	8 点(内AV 2 点)在住・在勤・在学 5 点(内AV 1 点)上記以外 (H26.5 より)
三鷹市	15 冊、CD・カセット 3 点	6 点 (内CD・カセット 1 点)
小金井市	無制限、CD 5 点	10 点 (内CD 5 点)
西東京市	30 冊、CD・カセット 3 点	30 冊、CD・カセット 3 点
杉並区	15 冊、CD・カセット・レコード 4 点	20 冊 (内未所蔵リクエスト 5 冊)、CD 4 点
練馬区	10 冊、CD 等 5 点、ビデオ等 2 点、 布絵本 2 点	10 冊、CD 等 5 点、ビデオ等 2 点、布絵本 2 点

2. 同規模自治体（人口 10 万～15 万人未満）図書館との比較

※参考 他自治体のデータについては『図書館年鑑 2017』（日本図書館協会 2017）

※同資料は 2016 年 4 月 1 日を調査基準日としている。

蔵書冊数

	自治体名	(千冊)
1	長浜市	987
2	東近江市	952
3	成田市	945
4	武蔵野市	881
5	刈谷市	863
6	一関市	805
7	諫早市	804
8	箕面市	773
9	彦根市	772
10	飯田市	754

資料費

	自治体名	(万円)
1	一関市	10,561
2	成田市	9,662
3	武蔵野市	9,249
4	北見市	6,515
5	中央区(東京都)	6,324
6	東近江市	5,997
7	箕面市	5,243
8	小金井市	5,210
9	西条市	5,149
10	多摩市	5,049

貸出数

	自治体名	(千点)	貸出可能数
1	武蔵野市	2,448	10 冊、A V 4 点
2	多摩市	1,719	無制限、A V 5 点（在住勤学） 近隣 10 点（内 A V 5 点）
3	箕面市	1,613	20 冊
4	中央区(東京都)	1,590	10 冊、C D 5 点、D V D 等 2 点
5	稲沢市	1,558	10 冊、A V 2 点、複製絵画 1 点
6	成田市	1,317	10 冊、C D 等 2 点、ビデオ等 1 点 （在住勤学） 3 冊、A V 0 点（市外）
7	生駒市	1,303	5 冊
8	桑名市	1,284	3 館合計で 30 点、A V 8 点
9	岩国市	1,205	10 冊、A V 4 点
10	草津市	1,176	15 点

予約件数

	自治体名	(件)	予約可能数
1	武蔵野市	603,909	8 冊(内 A V 2 点)在住勤学 5 冊(内 A V 1 点)上記以外
2	多摩市	480,790	20 冊、A V 5 点（在住勤学） 5 冊、A V 5 点（日野・稲城）
3	中央区(東京都)	443,758	10 冊、C D 5 点、D V D 2 点
4	箕面市	322,615	10 冊
5	河内長野市	178,932	20 冊
6	小金井市	174,840	10 点（内 C D 5 点）
7	国分寺市	173,969	12 冊、A V 2 点
8	東久留米市	168,390	20 冊、C D 等 10 点、D V D 等 1 点
9	生駒市	164,968	5 冊
10	稲沢市	157,311	10 冊、A V 2 点

※武蔵野市は Web OPAC、携帯 OPAC での予約を含んだ件数

参 考 資 料

■ 参考資料

武蔵野市立図書館条例

平成 6 年12月20日 条例第47号

武蔵野市立図書館設置条例（昭和26年 4 月武蔵野市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、武蔵野市立図書館（第 5 条第 7 号を除き、以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
武蔵野市立中央図書館	武蔵野市吉祥寺北町 4 丁目 8 番 3 号
武蔵野市立吉祥寺図書館	武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 21 番 13 号
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス	武蔵野市境南町 2 丁目 3 番 18 号

（管理）

第 3 条 図書館は、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。ただし、武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス（第 5 条各号に掲げる事業を行う部分に限る。以下「プレイス」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年 6 月武蔵野市条例第13号）第 4 条各号のいずれにも該当し、かつ、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

（職員）

第 4 条 図書館（プレイスを除く。）に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) 司書補
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、委員会が必要と認める職員

（事業）

第 5 条 図書館は、法第 3 条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の個人及び団体への閲覧、視聴及び貸出し
- (3) 調査研究の支援、読書指導、読書案内及び読書相談その他図書館資料を利用するための相談
- (4) 学校等との連携及び協力

- (5) 地域文庫、子ども文庫その他の地域における読書活動への協力及び支援
- (6) 読書会、お話し会、研究会、講演会、資料展示会等の開催
- (7) 他の図書館との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借
- (8) 図書館に附帯する施設（以下「図書館施設」という。）の供用
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プレイスにおける前条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) プレイスにおける図書館資料、図書館施設並びに図書館施設に附帯する設備及び器具（以下「図書館資料等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プレイスの管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会
のみの権限に属する事務を除く業務
（休館日）

第7条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 武蔵野市立中央図書館（以下「中央図書館」という。） 次のアからエまでに掲げる日。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、中央図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

ア 金曜日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 館内整理日（1月4日及び1月を除く毎月第1水曜日をいう。）

エ 年10日以内で委員会が指定する図書特別整理日

- (2) 吉祥寺図書館 次のアからウまでに掲げる日。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、吉祥寺図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。

ア 水曜日（1月の第1水曜日を除く。）。ただし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て、指定する日とする。

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 年10日以内で指定管理者が指定する図書特別整理日

- (3) プレイス 武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「プレイス条例」という。）第5条に定めるところによるものとする。

(開館時間)

第8条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中央図書館 次のア又はイに掲げる日に応じて、当該ア又はイに定める時間。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

ア 月曜日から木曜日まで（休日を除く。） 午前9時30分から午後8時まで

イ 土曜日及び日曜日並びに休日 午前9時30分から午後5時まで

- (2) 吉祥寺図書館 午前9時30分から午後8時まで。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (3) プレイス プレイス条例第6条に定めるところによるものとする。

(貸出登録)

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、委員会が規則で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(図書館の利用の制限)

第10条 委員会(吉祥寺図書館及びプレイスにあっては、指定管理者。第12条第1項において同じ。)

は、図書館を利用する者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 図書館資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団の利益になるとき。
- (4) 貸出しの手続をとらずに所定の場所以外の場所に図書館資料を持ち出したとき。
- (5) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (6) 係員の指示に従わないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があるとき。

(駐車場の使用料)

第11条 武蔵野市立中央図書館駐車場の使用料は、1台1時間につき200円とする。ただし、委員会が、特に必要と認めたときは、使用料を免除することができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、図書館資料等の利用を終了したとき又は第10条の規定により図書館の利用を禁止され、若しくは退館を命ぜられたときは、その利用した図書館資料等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第13条 利用者は、故意又は過失により図書館資料等を損壊し、又は紛失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、利用者が前項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。
(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この条例は、平成7年4月2日から施行する。

付 則 (平成22年9月22日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例(平成22年3月武蔵野市条例第10号)の施行の日から施行する。ただし、別表の改正中武蔵野市立西部図書館の項を削る部分は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 改正後の武蔵野市立図書館条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項ただし書の規定による指定

(2) 前号に掲げるもののほか、改正後の条例を施行するために必要な準備行為

付 則 (平成28年12月26日条例第70号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 改正後の武蔵野市立図書館条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項ただし書の規定による指定

(2) 前号に掲げるもののほか、改正後の条例を施行するために必要な準備行為

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出登録の要件)

第2条 条例第9条の登録（以下「貸出登録」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する個人

ア 武蔵野市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ 三鷹市、小金井市、西東京市、杉並区又は練馬区の区域内に居住する者（アに該当する者を除く。）

(2) 武蔵野市内に所在する学校、官公署その他地域文庫等公共的な活動を行っている団体（以下「団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野市立図書館（以下「図書館」という。）の館長（武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスにあっては、条例第3条第1項ただし書の規定により、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する者。以下「館長」という。）が特に必要と認める者は、貸出登録を受けすることができる。

(貸出登録の申請等)

第3条 貸出登録を受けようとする者は、委員会が別に定める貸出登録申請書により、館長に申請しなければならない。この場合において、前条に定める要件（以下「登録要件」という。）に該当することを明らかにする書類を提示するものとする。

2 館長は、前項の規定による申請があった場合において申請者が登録要件に該当すると認めるときは、当該申請者に係る貸出登録を行うものとする。

3 前項の規定により貸出登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、貸出登録を受けた事項に変更があったときは、その旨を館長に届け出なければならない。

4 館長は、特に必要と認めるときは、登録者に対し、第1項の書類の提示を求めることができる。

(図書館カードの交付等)

第4条 館長は、登録者に対し、委員会が別に定める図書館カード（以下「図書館カード」という。）を交付するものとする。

2 登録者は、条例第1条に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）の貸出しを受けようとするときは、図書館カードを提示しなければならない。ただし、館長が適当と認めるときは、この限りでない。

3 登録者は、図書館カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 登録者は、図書館カードを紛失したときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(登録者に貸し出すことができる図書館資料の種類等)

第5条 登録者に貸し出すことができる図書館資料の種類、数量及び期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(図書館資料の貸出しの制限等)

第6条 前条の規定にかかわらず、登録者は、図書館資料のうち、館長が特に指定するものは、貸出しを受けることができない。

第7条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の貸出しを制限し、又は当該登録者に係る貸出登録を取り消すことができる。

- (1) 登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第4項の規定による書類の提示の求めがあった場合において当該求めがあった日から3か月を経過する日までに当該書類を提示しなかったとき。
- (3) 第4条第4項の規定による届出を行ったとき。
- (4) 図書館資料の貸出しを受けた場合において第5条の期間の末日から2週間を経過する日までに当該図書館資料を返却しなかったとき。
- (5) 図書館カードを他人に貸与し、又は譲渡したとき。

(図書館資料の閲覧及び視聴)

第8条 条例第10条の利用者（以下「利用者」という。）は、図書館資料を所定の場所において閲覧し、又は視聴しなければならない。

- 2 利用者は、館内において視聴することができるものとして館長が指定する図書館資料（以下「視聴覚資料」という。）を視聴しようとするときは、委員会が別に定める視聴票により、館長に届け出なければならない。この場合において、視聴することができる視聴覚資料は、1人につき1日1点を限度とする。

(図書館資料等の複写等)

第9条 利用者は、図書館資料（館長が指定するものに限る。）を複写し、又は電子計算組織の端末を利用して検索することができる情報（館長が指定するものに限る。）を表示した画面を印刷することができる。この場合において、利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

- (1) 単色のもの 複写面又は印刷面1面につき10円
- (2) カラーのもの 複写面又は印刷面1面につき50円

(図書館資料の購入)

第10条 図書館資料を図書館に売却しようとする者は、その種類、書名、冊数、売却希望価格等を記載した書面により、館長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出があった図書館資料の購入は、時価又はその状態により適正な価格で行うものとする。

(図書館資料の受贈)

第11条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

- 2 前項に規定する寄贈を受けた図書館資料は、広く公衆の閲覧又は視聴に供するものとする。

(図書館資料の受託)

第12条 図書館資料を図書館に寄託しようとする者は、その種類、書名、冊数等を記載した書面により、館長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出により寄託を受けた図書館資料（以下「受託図書館資料」という。）は、広く公衆の閲覧又は視聴に供するものとする。

- 3 受託図書館資料が火災、盗難その他天災により損失を生じたときは、図書館は、その責任を負わない。
- 4 受託図書館資料の寄託をした者は、当該受託図書館資料を他人に譲渡し、又は売却しようとするときは、事前に館長に申し出なければならない。

(駐車場の使用料の免除)

第13条 条例第11条ただし書の委員会が必要と認めたときは、次に掲げるときとする。

- (1) 歩行に際して補装具等を必要とする者が運転し、又は同乗する車両を駐車するとき。
- (2) 介護を必要とする者等が同乗する車両を駐車するとき。
- (3) 図書館の運営に要する車両を駐車するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるとき。

(事故責任)

第14条 駐車場及び図書館の敷地内で発生した事故等については、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、武蔵野市教育委員会教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号）の施行の日から施行する。

(武蔵野市立図書館規則の廃止)

- 2 武蔵野市立図書館規則（平成7年3月武蔵野市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日において、前項の規定による廃止前の武蔵野市立図書館規則第8条又は第9条の規定による図書館カードの交付を受けている者は登録者と、当該交付を受けている図書館カードは第4条第1項の規定による交付を受けたものとみなす。

別表（第5条関係）

	図書館資料の種類	数量	期間
個人	図書	10冊以内	貸出しを受けた日から起算して2週間を経過する日まで
	コンパクトディスク及びカセットテープ	2点以内	
	ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスク	2点以内	
団体	図書	300冊以内	貸出しを受けた日から起算して2か月を経過する日まで

第 1 条 武蔵野市立図書館（武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスを除く。以下「市立図書館」という。）の処務は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 市立図書館を管理するため、図書館を置く。

2 図書館に館長を置く。館長は、上司の命を受け図書館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 図書館に副参事を置くことができる。副参事は、上司の命を受け担任の事務をつかさどる。

第 2 条の 2 図書館に課長補佐を置くことができる。課長補佐は、館長を補佐する。

2 館長に事故がある場合において、館長専決事項中急施を要するものがあるときは、課長補佐が代決することができる。

第 3 条 図書館に次の係を置く。

管理係

中央図書館

吉祥寺図書館

2 管理係に係長を、中央図書館及び吉祥寺図書館に館長を置く。

3 係長及び前項に規定する館長（以下「係長」という。）は、第 2 条第 2 項に規定する館長（以下「館長」という。）の命を受け係の事務を処理する。

4 係に担当係長を置くことができる。担当係長は、館長の命を受け担任の事務をつかさどる。

5 館長に事故がある場合において、館長専決事項中急施を要するものがあるときは、主管する係長及び担当係長が代決することができる。

6 係に主任を置くことができる。主任は、上司の命を受け担任の事務を処理する。

7 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

第 4 条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 施設の管理に関すること。
- (3) 関係各機関との連絡に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) その他図書館の庶務に関すること。

中央図書館

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。
- (3) 図書館の蔵書構成の調整に関すること。
- (4) 図書館の読書傾向の調査及び研究に関すること。
- (5) 参考事務及び読書相談に関すること。
- (6) 郵送貸出、録音及び対面朗読に関すること。
- (7) 地域図書館活動への協力に関すること。
- (8) 読書指導に関すること。

- (9) 集会、行事等の開催に関する事。
- (10) 市史の編さんに関する事。
- (11) その他図書館奉仕に関する事。

吉祥寺図書館

- (1) 吉祥寺図書館の管理に関する事。
- (2) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。
- (3) 図書館資料の館内及び館外利用に関する事。
- (4) 参考事務及び読書相談に関する事。
- (5) 集会、行事等の開催に関する事。
- (6) 録音及び対面朗読に関する事。
- (7) その他図書館奉仕に関する事。

第5条 文書の方式及び処理並びに館長その他の職員の服務については、別表に定めるものを除くほか、武蔵野市教育委員会事務局及びその職員の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

(略)

付 則 (平成23年3月31日 (教) 訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例 (平成22年3月武蔵野市条例第10号) の施行の日から施行する。

別表 (第5条関係)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで		
休憩時間	正午から午後1時まで。ただし、勤務の実情により館長が教育長の許可をうけて上記以外の時間に1時間の休憩時間を定めることができる。		
勤務を要しない日	(1) 金曜日 (2) 2週間につき、館長が指定する一の土曜日及び一の日曜日で、下欄に定める日		
土曜日及び日曜日の勤務	職員を2班編成とし、次表の勤務割に基づいて交替勤務を行う。		
			土曜日の勤務
	通常勤務	A型	平常勤務 午前8時30分から 午後5時15分まで
		B型	勤務を要しない日
休日が勤務を要しない日に当たる場合	金曜日が祝日の場合	当該休日を土、日曜日以外の日で、館長が職員ごとに指定する日に与える。	
	土曜日が祝日の場合	B型については、当該休日を土、日曜日以外の日で、館長が職員ごとに指定する日に与える。	
	日曜日が祝日の場合	A型については、当該休日を土、日曜日以外の日で、館長が職員ごとに指定する日に与える。	

武蔵野市図書館スポンサーによる広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市図書館スポンサー（第8条の規定による決定を受けて広告の掲載を行う者をいう。以下「スポンサー」という。）として事業者が行う広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 スポンサーとして掲載する広告（以下「広告」という。）は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、謝罪広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容であるもの
- (8) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織（以下「暴力団等」という。）の利益になるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が広告として適当でないと認めるもの

(スポンサーの範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する営業を営む者は、スポンサーとして広告の掲載をすることができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業
 - (3) 消費者金融、債権回収等に関する営業
 - (4) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容に関する営業
 - (5) 暴力団等の利益となる営業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認める営業
- 2 国税又は地方税を滞納している者は、スポンサーとして広告の掲載をすることができない。

(広告の掲載)

第4条 広告は、教育長が作成する印刷物、冊子、ホームページその他教育長が指定するものに掲載する。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、教育長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、武蔵野市報及び武蔵野市のホームページへの掲載その他教育長が必要と認める方法で行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 スポンサーとして広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、武蔵野市図書館スポンサー広告掲載申込書（第1号様式）、広告の原稿の案その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

(掲載広告の決定)

第8条 教育長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告の掲載の可否を審査し、掲載を認めるときは武蔵野市図書館広告掲載決定通知書（第2号様式）により、掲載を認めないときはその旨を申込者に通知する。

(掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、教育長が指定する期日までに当該広告の掲載料を、納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告の原稿は、広告主が作成し、教育長が指定する期日までに教育長が定める場所へ提出するものとする。

(スポンサーの責任)

第11条 スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、スポンサーが負担するものとする。

3 スポンサーは、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を教育長に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

(スポンサーの決定の取消し)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) スポンサーが、指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合

(2) スポンサーが、指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

(3) 広告の内容が、第2条各号のいずれかに該当することとなった場合

(4) スポンサーの営む営業が、第3条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(掲載料の返還)

第13条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、スポンサーの責めに帰することができない事由により、広告を掲載することができなかったときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

武蔵野市立図書館資料収集方針

武蔵野市立図書館は図書館法及び武蔵野市立図書館設置条例第 1 条に定められた事業を十分かつ円滑に運営するため資料を収集する。

(目的)

この方針は、資料収集にあたっての基準を定めるものとする。

(基本方針)

- 1 武蔵野市立図書館は、武蔵野市の地域的特性を基盤として、市立の公共図書館としての役割を考慮に入れ、広く市民の教養、調査研究、レクリエーションなどに役立てることを目的とし、図書及びその他の資料を収集・整理し、保存する。
- 2 収集する資料の範囲については、各館の地域性を考慮しながら、市民の要望に十分こたえられるように、各分野にわたり、必要な資料を広範囲に収集する。
また、中央図書館は、地域館として一般書を収集する一方で、地域館の収集範囲を超える専門的な資料及び高価な資料の収集にもつとめる。
- 3 収集する資料の種類については、図書・逐次刊行物など、多様な形態の資料を収集する。
また、将来登場するであろう、新しいメディアについても、積極的にその収集を検討する。
- 4 資料の選択は、担当の図書館員がこれにあたり、決定を下すのは図書館長である。
選択にあたっては、すでに当館で所蔵している資料の内容、市民の要求、資料の著者・発行所・内容・資料的価値・形態などを検討し、決定する。なかでも市民の要求を最重要の要素として考える。ただし、一部の市民の要求だけでなく、広範な市民の要求、潜在している市民の要求も十分に考慮して収集する。
- 5 基本的人権のひとつである「知る自由」を市民に対して保障することが自治体図書館のつとめであることをふまえ、資料選択の上で以下の点に留意する。
 - (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受け入れにあたっても同様である。

なお、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(平成 4 年 7 月 16 日)

資料別収集方針

1 一般図書

全分野にわたり基礎的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし極めて高度な専門書、学術書、学習参考書、各種試験問題集、コミック類は原則として収集しない。

2 参考図書

調査、研究に役立つものとなるよう、全分野にわたり辞典、事典、図鑑、名鑑、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

3 郷土・行政資料

- (1) 武蔵野市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、パンフレット、写真、地図等可能な限り収集する。特に市の行政資料は網羅的、継続的に収集する。
- (2) 武蔵国、相模国に関する資料のうち武蔵野市に特に関係のある資料を中心に収集する。
- (3) 東京都及び都内、区、市町村に関する資料は基本的資料（歴史、地理、統計書、要覧等）を収集する。

4 官公庁出版物

政府諸機関が発行する資料については、主要なものを幅広く収集する。

5 逐次刊行物

(1) 雑誌

あらゆる分野における基本的な雑誌を中心に幅広く収集する。外国誌も代表的なものを収集する。ただし、高度な学術専門誌、漫画雑誌は原則として収集しない。

(2) 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に幅広く収集する。外国語新聞も代表的なものを収集する。

6 視聴覚資料

市民の趣味、教養または文化活動に資するため、CD・ビデオテープなど、それぞれの分野の基本的作品・内外の著名な作者・代表的演者の作品を中心に収集する。

7 点字資料及び録音図書

視覚障害者等の日常・社会生活に必要な点字資料・録音図書・大型活字本・さわる絵本・拡大写本等を積極的に収集する。

8 外国語資料

市内に在住する外国人に必要な情報・資料を提供するため、また国際化時代の市民要望に十分応えるため、英語を中心にアジア地域の言語にも留意し、できるだけ幅広く収集する。（収集方針については、別に定める）

9 寄贈資料

- (1) 寄贈資料については、当館の収集方針に基づいて資料的価値のあるものは蔵書として受入れる。
- (2) 市民が「著」「訳」「編」「監修」等、なんらかの形で著作に関わっている資料は、市民文庫として収集に努める。

10 特殊コレクション

特に必要と認められる個人・団体の文庫等の資料は、特殊コレクションとして収集する。

11 ヤング・アダルト資料

- (1) ヤング・アダルト（児童にも成人にも属さない10代の若者）の知的好奇心を刺激するような資料を収集する。
- (2) ヤング・アダルトに関心の高い時代に即した分野（AV 資料・雑誌を含む）を考慮して幅広く収集する。

12 児童図書

児童図書については別に定める。

〈廃棄について〉

常に質の高い新鮮な蔵書構成を維持するため、必要に応じて資料的価値を失った資料などを廃棄し、蔵書の更新を行う。

廃棄については、別に図書館資料除籍基準に定める。

（平成4年7月16日）

児童図書資料収集方針

(目的)

武蔵野市立図書館の児童図書資料の収集にあたっての基準を定めるものとする。

(基本方針)

武蔵野市立図書館の児童図書資料として以下のものを収集する。

- 1 読書を通じて子どもの豊かな感性・想像力を養い、子どもに読書の楽しさを伝えられる資料。具体的には以下の点に留意する。
 - (1) 絵がすぐれているかどうか(絵を主な表現手段としているものについて)
 - (2) 作者の訴えたいものが伝わるかどうか
 - (3) 話がおもしろく、また読みたいと思うかどうか
- 2 学習・教養・レクリエーションなどに役立つ資料(ただし、学習参考書・受験参考書などは原則として収集しない。)
- 3 障害のある子どもが利用できる資料。
- 4 高い評価を得ている外国語で書かれた図書。
- 5 その他
 - (1) ダイジェスト本を入れる場合は、できるだけ原作の意をそこなわずに書かれたものを収集する。
 - (2) マンガについても、原則として他の資料と同様に検討の対象とする。

(ジャンル別収集方針)

各々のジャンルについては、以下の方針に基づいて収集すること。

- 1 絵本
 - (1) 子どもにとっての最初の読書の体験を与えるものとして、創造性・想像性の豊かなもの
 - (2) 絵がすぐれているもの
 - (3) 子どもが理解でき、美しい言葉で書かれているもの
 - (4) 子どもの発達段階に応じた書き方のされているもの
 - (5) 子どもが扱いやすく、こわれにくいもの
- 2 よみもの
 - (1) それぞれの年齢にあった書き方がされているもの
 - (2) 登場人物が生き生きと描かれていて、子どもが共感できるもの
 - (3) 明解・簡潔で美しい言葉で書かれているもの
 - (4) さし絵が内容にふさわしいもの
- 3 知識の本
 - (1) 正確な知識に基づき、最新の情報がもりこまれているもの
 - (2) 子どもにとって興味深く、わかりやすく書かれているもの
- 4 実用書(芸術・スポーツ・趣味・娯楽)
 - (1) 子どもの興味あるもので、わかりやすく、楽しめるもの
 - (2) 子どもの生活に役立ち、自分で工夫をこらすことのできるもの

5 郷土資料

- (1) 武蔵野市の地域学習に役立つ資料
- (2) 子どもに、武蔵野市の歴史や市の様子について、興味をもたせるもの
- (3) それらのことがらが、わかりやすくかかされているもの

6 参考図書

- (1) 内容が正確で新しく、わかりやすくかかされているもの
- (2) 子どもが自分で調べたり、学習したりするときに使いやすいもの

7 紙芝居

- (1) 子どもが楽しめるもの
- (2) 文にリズムがあり、演じやすいもの
- (3) 紙芝居で表現することが、ふさわしいもの
- (4) 大勢の子どもたちに演ずることができるもの

8 児童図書選定のための資料

- (1) 小さな子どもをもつ親や、子どもの本に関心をもつ人などが、子どもの本を選んだり、与えたりする際の参考となるもの（ブックリストなど）

(平成4年7月16日)

ヤング・アダルト図書資料収集方針

（目的）

武蔵野市立図書館のヤング・アダルト（以下、YA）図書資料の収集にあたっての基準を定めるものとする。

（基本方針）

武蔵野市立図書館のYA図書資料として以下の方針に基づき収集する。

- 1 YA（主に12歳から19歳の、児童にも成人にも属さない若者）の知的好奇心を刺激するような資料を収集する。
- 2 YAに関心の高い、時代に即した分野を考慮して、幅広く収集する。
- 3 YAの学校生活に即した、修学旅行に関する資料、進学・将来の仕事に関する資料、学校行事（文化祭・体育祭・合唱コンクール等）に関する資料を収集する。
- 4 YAの抱える悩み・切実な問題に即応した資料を収集する。
- 5 YAの学校の総合学習及び個人的な学習に役立つ資料を収集する。（ただし、学習参考書・受験参考書などは原則として収集しない）
- 6 装丁・編集などYAが手に取りやすい資料を収集する。
- 7 一般書、児童書で所蔵している資料であっても、YAに必要と思われる資料は、収集する。
- 8 青少年活動を支援する資料や情報の収集をする。
- 9 マンガをひとつのジャンルと捉え、YAの等身大の姿を描いている資料やYAにふさわしいと思われる資料の収集に努める。

（部門別収集方針）

一般図書、児童図書等の資料収集方針に留意しながら、以下の資料を重点的に収集する。

- 1 0類 総記
 - （1）パソコンの入門書
 - （2）読書案内等に関する資料
- 2 1類 哲学
 - （1）宗教・神話の入門書
 - （2）修学旅行で訪れる寺院・神社や、宗教的な史跡に関する資料
 - （3）心理学・哲学に関する入門書
 - （4）生き方に関する資料
- 3 2類 歴史
 - （1）歴史・地理の入門書
 - （2）修学旅行に係る資料
 - （3）伝記
- 4 3類 社会科学
 - （1）学校生活・進学・将来の仕事に役立つ資料
 - （2）政治・法律・経済・社会・民俗・福祉等に関する入門書
 - （3）国内外を問わず、社会の状況をわかりやすく捉えた資料

5 4類 自然科学

- (1) 身体・心の悩み・成長に応えうる資料
- (2) 植物・動物・天文・数学・化学・物理等に関する入門書

6 5類 技術

- (1) 環境問題に関する資料
- (2) 料理・洋裁・ファッション・建築等に関する基礎的な資料
- (3) バイク・自転車・オーディオ・通信機器等の科学技術や機械に関する資料

7 6類 産業

- (1) 動物の飼い方に関する資料
- (2) 農業・園芸等に関する資料
- (3) 貿易・免許取得・交通安全に関する資料
- (4) マスコミに関する資料

8 7類 芸術

(1) YA向けマンガ

ア 大手出版社のマンガ賞等の、優れたマンガ作品に贈られる賞を受賞し、専門家の評価を得た資料

イ 青少年の文化的資料として価値の高い資料

- (ア) 作家としての地位を確立した書き手による資料
- (イ) 主にYAが主人公で、クラブ活動や職業選択の参考になる資料
- (ウ) 市内在住の作家の資料
- (エ) 極端な暴力シーンや性的な描写のあるものは収集しない。
- (オ) 反社会的・反道徳的な内容を扱ったものは慎重に選定する。
- (カ) 生命・人権・差別に対して配慮を欠くものは収集しない。
- (キ) 『週刊マンガ』等の雑誌は収集しない。

(2) YA向けの絵本

- (3) 音楽・楽器の弾き方
- (4) スポーツ・囲碁・将棋・釣り等のレクリエーションに関する資料
- (5) 部活動で活用できる資料

9 8類 言語

- (1) 基本的な語学の資料
- (2) 手紙・論文・レポートの書き方に関する資料

10 9類 文学

- (1) YAが主人公または中心人物の資料
- (2) YAが主たる読者層の資料
- (3) 教科書の教材に採用されている古典文学に関する資料
- (4) 長く読み継がれている資料
- (5) 手軽さと読みやすさから人気の高いYA向けの文庫資料
- (6) YAの共感を呼ぶ資料

(平成28年9月1日)

視聴覚資料収集方針

1 目的

武蔵野市立図書館の視聴覚資料の収集について必要な事項を定める。

2 基本方針

市民の文化振興や生涯学習活動に資するため、武蔵野市立図書館資料収集方針を基本に、視聴覚資料の特性を考慮し、市民の鑑賞・体験の機会となり、教養・娯楽に寄与するような資料を積極的に収集する。

収集にあたっては、公立図書館の役割をふまえ、芸術性の高いもの、教育的な資料価値を持つものを選びつつも、娯楽性や利用者の趣向にも留意しつつ、長期にわたり利用が見込まれるものを幅広く収集する。

3 資料の収集範囲

以下の資料を収集する。

(1) 映像資料

DVD

ビデオテープ

(2) 録音資料

コンパクトディスク

4 映像資料の収集基準

収集にあたっては、基本方針に基づき、以下の点に留意して収集する。

(1) 劇映画（アニメーションを含む）

- ・内外で内容、演出、脚本等について一定の評価を得ている作品
- ・各種映画祭等の受賞作品
- ・家族等で楽しめる娯楽作品

(2) 音楽

- ・クラシック、ポピュラーを問わず、内外の著名な作曲家、演奏者、歌手等の主要な作品で映像的効果の優れた作品

(3) 歴史・地理・自然科学

- ・歴史、地理、自然科学を理解する上で映像的効果の優れた作品

(4) 語学

- ・英語の他、外国人に役立つ日本語、その他の言語を収録した作品

(5) 趣味・生活・教養

- ・各種スポーツの技術向上を目的に専門家の指導、解説等を収録した作品及び各種スポーツ競技大会等の記録を収録した作品
- ・華道、茶道、囲碁、将棋等、諸芸を収録した作品で映像的効果の優れた作品
- ・記録映画、科学映画、美術映画等の中の優れた作品
- ・育児、料理、医療等、日常の暮らしに役立つ作品

- (6) 演芸
 - ・落語、浪曲、歌舞伎、能、狂言、演劇及び伝統芸能等の中の優れた作品
- (7) 児童
 - ・児童向けに制作されたもの及び親子で鑑賞できるもので映像的効果の優れた作品
- (8) 地域資料
 - ・武蔵野市及び三多摩地区等を題材にした歴史、遺跡、現勢を伝える作品
- (9) その他
 - ・その他必要と認めた作品

5 録音資料の収集基準

収集にあたっては、基本方針に基づき、以下の点に留意して収集する。

- (1) クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、独奏曲、歌劇、声楽曲、宗教曲、その他クラシック音楽）
 - ・内外の著名な作曲家、指揮者、演奏者の作品
 - ・各賞を受賞した作品
 - ・名曲集等の作品集
- (2) ポピュラー音楽（ジャズ、ロック、シャンソン、歌謡曲、映画音楽、その他のポピラー音楽）
 - ・内外の著名な歌手、演奏者、グループの作品
 - ・曲、演奏、録音の一定の評価が定まっているもの
- (3) その他の音楽（邦楽、日本・外国民謡、国家、その他の音楽）
 - ・内外の主要な楽曲
- (4) 音楽以外（演芸、文芸、演劇、記録・効果音、その他音楽以外の作品）
 - ・市民の趣味・教養および実用に資するもの。
- (5) 児童（児童音楽、童謡、その他児童を対象とした作品）
 - ・広く児童を対象とした作品を収集する。

平成30年 3月26日

武蔵野市立図書館除籍基準

(目的)

この基準は、武蔵野市立図書館の所蔵資料の現状を明確にし、常に有効な利用状態に置くため、資料を除籍するときの基準について定める。

(基本方針)

図書館資料の除籍にあたっては、中央館、地域館とも、次のことに留意し、相互に連絡調整する。

- 1 中央館は、地域館の所蔵変更を容易にするため、総合的な保存体制を確立するようにする。
- 2 地域館は、自館の所蔵能力に基づいて計画的な所蔵更新をはかるようにする。

(範囲)

1 不用

- (1) 情報が古くなり利用価値を失ったもの
- (2) 利用が少なくなり複本を所蔵するもの（地域館については他館に所蔵のあるもの）
- (3) 改版が入手されたもの
- (4) 著しい破損、汚損のため修理が不可能なもの
- (5) 雑誌、新聞については、保存年限を経過したもの

2 亡失および不明

- (1) 利用者が紛失または破損、汚損した資料で、弁償が完了したもの
- (2) 天災その他やむを得ない事由により失ったもの
- (3) 未返納資料のうち、督促不能の状態となったもの
- (4) 未返納資料のうち、一定期間を経過したもの
- (5) 図書特別整理期間に行う蔵書点検で引き続き2回にわたり所在不明のもの

3 保管替

他の図書館へ所属替えするもの

4 合冊・分冊

合冊又は分冊により、冊数を変更したもの

5 その他、館長が認めたもの

(除籍の調整)

この基準に定めるもののほか、図書館資料除籍について必要な事項は館長が決定する。

(基準の改定)

必要と認めたときは、これを改訂する。

(平成14年8月6日)

武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市立の各小学校（以下「各市立小学校」という。）の第3学年の児童（以下単に「児童」という。）に読書の楽しみを伝えることを通じて、読書への意欲を高め、及び読書の習慣を身につけさせ、豊かな心を育てることを目指す読書の動機づけ指導（以下「読書指導」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 読書指導は、児童を対象として実施するものとする。

(実施場所及び実施時期)

第3条 読書指導の実施場所は、各市立小学校とする。

2 読書指導は、各市立小学校と調整のうえ、夏季休業期間の開始の日の3週間前までに実施するものとする。

(実施手順)

第4条 指導時間は1クラス90分とし、午前中に実施する。この場合において、60分を児童への指導に充て、30分を次条の講師、参観した保護者及び見学者との懇談に充てるものとする。

2 読書指導の終了後、使用した図書教材を各クラスに配布する。

3 読書指導終了後も各市立小学校においては、児童の読書意欲を高めるため、継続して指導を行うよう努めるものとする。

(講師)

第5条 読書指導の講師（以下「講師」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者から、次条第1項の委員会が選出するものとする。

- (1) 小学校教諭として読書指導の実績を持つ者
- (2) 図書館勤務において児童奉仕サービスの実績を持つ者
- (3) 子どもの本の研究に携わっている団体に所属し、その活動に実績を持つ者
- (4) 前3号に掲げるもののほか次条第1項の委員会が認める者

2 講師は、児童に対し読書指導を行う。

3 講師は、前条第1項に規定する懇談会で、児童の読書についての質問及び相談に答えるものとする。

4 講師は、3年以上連続して同一の小学校を指導することができない。

(委員会等の設置)

第6条 読書指導の実施計画等を策定するため、武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織し、武蔵野市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各市立小学校の校長を代表する者 1人
- (2) 各市立小学校の副校長を代表する者 1人
- (3) 教育部指導主事 1人
- (4) 講師 6人
- (5) 武蔵野市立小中学校教育研究会小学校図書部会を代表する者 2人
- (6) 各市立小学校を代表する教諭 各校1人

(7) 教育部図書館長

第7条 指導用図書教材を選定するため、委員会に図書選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次に掲げる部会員で組織する。

- (1) 前条第2項第1号から第5号までに掲げる者及び人数
- (2) 前条第2項第6号に掲げる者のうちから選出する者 2人
- (3) 前条第2項第7号に掲げる者
- (4) 教育部図書館の職員であって読書指導を担当する者 若干人

3 部会は、武蔵野市児童図書資料収集方針（平成4年7月16日制定）及び次に掲げる選定基準に基づき、指導用図書教材を選定するものとする。

- (1) 児童の読書能力を考慮すること。
- (2) 図書の構成は、新刊書に重点を置くこと。
- (3) 図書の種類は、絵本、物語、ノンフィクション、科学読み物等とすること。
- (4) 第3号の絵本、物語の中でも、ファンタジー作品については、児童のイメージが膨らみ、空想の世界に導く作品であること。
- (5) 生活体験に具体性を持つ作品については、日常生活を豊かにする作品であること。
- (6) 第3号の科学読み物については、単に知識を与えるものだけでなく、科学的な考えを踏まえた物語性のある作品であること。

（委員長及び副委員長）

第8条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は第6条第2項第1号に掲げる者を、副委員長は同項第2号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 委員会の委員長及び副委員長は、部会の部会長及び副部会長を兼ねるものとする。

（任期）

第9条 委員会の委員及び部会の部会員の任期は、1年間とする。ただし、補欠の委員及び部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員及び部会員は、再任されることができる。

（事務局）

第10条 委員会及び部会の庶務は、教育部図書館が行う。

（経費）

第11条 読書指導に要する経費は、教育部図書館が負担する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、読書指導について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

武蔵野市子ども図書館文芸賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学生及び中学生の文芸活動を奨励し、優れた文芸作品を顕彰する武蔵野市子ども図書館文芸賞（以下「文芸賞」という。）を実施することにより、ことばの豊かな子どもの育成及び地域文化の向上に資するとともに、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

(応募資格)

第2条 文芸賞に応募することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 武蔵野市内に在住する小学生又は中学生
- (2) 武蔵野市外に在住し、かつ、武蔵野市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童又は生徒

(募集作品)

第3条 文芸賞の募集の対象とする作品は、次に掲げる部門に応じ、当該各号に定める作品であつて、日本語で表現されたものとする。

- (1) 創作A部門 小説、童話又はエッセイ。ただし、小学生は20,000字以内、中学生は40,000字以内のものに限る。
- (2) 創作B部門 詩
- (3) 読書感想A部門 読書感想作品（図書（漫画を除く。）以下同じ。）を読んで感じたことを、感想文、作者又は登場人物への手紙の形態により表現したものをいう。）。ただし、小学生は1,200字以内、中学生は1,600字以内のものに限る。
- (4) 読書感想B部門 読書感想画（図書を読んで感じたことを、感想画の形態により表現したものをいう。）又は図書の紹介をするための作品（POP又は本の帯の形態により表現したものをいう。）

(応募の制限)

第4条 文芸賞に応募することができる作品の数は、応募者1人につき、前条各号に掲げる部門（以下「中部門」という。）ごとに1点以内とする。

(優秀作品の選考)

第5条 文芸賞に金賞、銀賞及び審査員特別賞を設け、審査により選考するものとする。

(審査員)

第6条 前条の審査を行うため、武蔵野市子ども図書館文芸賞審査員（以下「審査員」という。）を置く。

2 審査員は、教育部図書館長の職にある者その他教育長が別に指定する者をもって充てる。

(審査の区分)

第7条 第5条に規定する優秀作品の選考は、中部門ごとに、3年生以下の小学生、4年生以上の小学生及び中学生の小部門を設けて行うものとする。

(優秀作品の数)

第8条 金賞は、中部門ごとに1点以内を選考するものとする。

2 銀賞は、小部門ごとに1点以内を選考するものとする。

3 審査員特別賞は、中部門ごとに1点以内を選考するものとする。

(庶務)

第9条 文芸賞に関する庶務は、教育部図書館において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、文芸賞の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

武蔵野市立図書館「身体障害者サービス」実施要領（昭和 63 年 10 月 1 日施行）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市立図書館身体障害者サービス（以下「身体障害者サービス」という。）を実施するために必要な事項を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

（事業）

第 2 条 身体障害者サービスは、次に掲げる事業を行うものとする。

（１） 録音図書の貸出し

（２） 対面朗読

第 2 章 録音図書の貸出し

（対象）

第 3 条 録音図書の貸出しの対象は、市内に居住する視覚障害者、ねたきり老人、重度の肢体不自由者及びその他館長が適当と認めた者で、身体障害者サービスを受ける者として登録されたものとする。

（貸出方法）

第 4 条 録音図書の貸出方法は、窓口渡し又は郵送とする。

（貸出数）

第 5 条 録音図書は、1 人 5 タイトルまで貸し出すことができる。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸出期間）

第 6 条 録音図書の貸出期間は、3 週間以内とする。この場合において、郵送により貸し出したときは、郵送した日から起算するものとする。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

（損害の弁償）

第 7 条 録音図書の貸出しを受けた者が、録音図書を破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第 3 章 対面朗読

（対象）

第 8 条 対面朗読の対象は、市内に居住する視覚障害者その他館長が認めた身体障害者で、身体障害者サービスを受ける者として登録されたものとする。

（手続）

第 9 条 対面朗読を希望する場合は、事前に申し込むものとする。

（実施場所）

第 10 条 対面朗読は、武蔵野市立図書館対面朗読室で実施する。

(実施時間)

第11条 実施時間は、図書館の開館時間内とし、1人1日につき、2時間以内とする。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

武蔵野市立図書館身体障害者書籍郵送サービスの実施要領

昭和 58 年 9 月 1 日要綱第 7 号

この要領は、身体障害者への図書の郵送について必要な事項を定め、円滑に運用されることを目的とする。

1 対 象

市内に居住する重度と肢体不自由者、及びその他館長が適当と認めた者に貸し出しすることができる。

2 貸出方法

図書の貸出は、本人の登録にもとづき郵送する。

3 貸出数

図書は、1 人 2 冊まで貸し出しすることができる。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 貸出期間

図書の貸出期間は、郵送に要する期間を含め、3 週間（21 日）以内とする。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

5 損害の弁償

図書の貸出を受けた者が、図書をはなはだしく破損し、もしくは紛失したときは、現品または相当の代価をもつて弁償しなければならない。

6 郵送できない図書

- (1) 貴重な図書
- (2) 辞書及び参考書
- (3) 館長が指定した文書
- (4) 郵便規則第 39 条により 3 kg をこえる図書

付 則

この要領は、昭和 58 年 9 月 1 日から実施する。

付 則（昭和 63 年 10 月 1 日）

この要領は、昭和 63 年 10 月 1 日から実施する。

武蔵野市立図書館デジタル録音図書再生機器貸出サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者等へデジタル録音図書再生機器（以下「デイジー再生機」という。）の貸出しを行うことにより、視覚障害者等への図書館の利用を促進し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 デイジー再生機の貸出し（以下「貸出し」という。）の対象となる者（次条及び第4条において「対象者」という。）は、武蔵野市立図書館身体障害者サービス実施要領（平成13年4月1日施行）第3条に規定する対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 活字資料を読むことが困難な者
- (2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認める者

(貸出方法)

第3条 貸出しは、対象者又は対象者の家族その他対象者の介護を行う者からの申込みに基づき、武蔵野市立中央図書館において直接手渡しで行うものとし、原則として郵送等による貸出しは行わないものとする。

(貸出数)

第4条 貸出は、対象者1人につき1回1台とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1か月以内とする。ただし、館長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(損害の弁償)

第6条 貸出しを受けた者が、当該機器を著しく破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

付 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 図書館サービスに関すること。
- (2) 図書館主催事業に関すること。
- (3) 施設、閲覧環境等に関すること。
- (4) その他図書館の充実に関すること。

2 委員会に選書部会を設置し、所管事項について協議する。

3 選書部会の設置については、別に教育長が定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱

(設置)

第1条 市民の多様な知的欲求に的確に応えるため、武蔵野市図書館運営委員会設置要綱（平成14年4月1日施行）第2条第2項の規定に基づき、選書部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 資料収集方針、蔵書構成等に関すること。
- (2) 武蔵野市立図書館として収集すべき資料の推薦に関すること。
- (3) リクエスト資料購入の是非に関すること。
- (4) その他図書館資料の選書に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 武蔵野市図書館運営委員会委員 5人以内
- (2) 図書館職員 2人以内

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、武蔵野市図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、当日会場における先着順により、20人とする。ただし委員会の委員長（以下「委員長」という。）が特に認めたときは、定員を超えて傍聴をさせることができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申込書に、住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴しなければならない。

2 傍聴券は、委員会当日受付で交付する。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻、ゼッケン、たすき、腕章その他これらに類する物を着用している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- (5) 前4号に掲げるものの他、委員長が会議の運営上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと
- (2) 会議における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長に許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成18年10月30日から適用する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

武蔵野市図書館基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市図書館基本計画（以下「計画」という。）を改定するにあたり、必要な事項について検討するため、武蔵野市図書館基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、教育委員会が別に定める者及び職にある者をもって組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として、前条の規定により委嘱し、又は任命した日から平成30年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 策定委員会が必要と認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 第3条に規定する委員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項の規定により置かれる職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定により置かれる教育委員会の事務局の職員その他これに類する者である場合は、その者を除く。）の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長と協議して教育長が別に定める。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、教育部図書館に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年3月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

武蔵野市立武蔵野プレイス条例

（平成22年3月18日）
条 例 第 10 号

（設置）

第1条 市民の多様な活動及び学習の場を創出することにより、市民文化の振興を図ることを目的として、武蔵野市立武蔵野プレイス（以下「プレイス」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 プレイスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス	武蔵野市境南町2丁目3番18号

（管理）

第3条 プレイスは、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

2 前項の規定による管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、第1条に規定する目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）プレイスの使用の承認に関する業務
- （2）プレイスの使用料の免除に関する業務
- （3）プレイスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4）第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関する業務
- （5）前各号に掲げるもののほか、プレイスの管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会のみの権限に属する事務を除く業務

（休館日）

第5条 プレイスの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、プレイスの全部又は一部を臨時に開館し、又は休館する

ことができる。

(1) 水曜日(1月の第1水曜日を除く。)。ただし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て、指定する日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 年10日以内で指定管理者が指定する図書特別整理日
(開館時間)

第6条 プレイスの開館時間は、午前9時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の承認)

第7条 プレイスの施設を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、市、委員会又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。

(使用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プレイスの施設の使用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) プレイスの施設又は当該施設に附帯する設備及び器具(以下「附属設備」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、プレイスの管理上支障があるとき。

(使用期間の制限)

第9条 プレイスの施設の使用期間は、同一の利用者が使用する場合又は同一の使用目的で使用する場合は、引き続き6日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 プレイスの施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 附属設備の使用料は、1 設備 1 回の使用につき10,000円（規則に定めるワーキングデスクの年間使用料については、24,000円）を限度として規則で定める。

3 前2項に規定する使用料は、使用の承認の際納入しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の免除）

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

（使用料の返還）

第12条 納入済の使用料は、返還しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第13条 第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の承認の取消し等）

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

（1） 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（2） この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

（3） 使用の目的又は条件に違反したとき。

（4） 係員の指示に従わないとき。

（5） 不正又は偽りの行為により、使用の承認を受けたとき。

（6） 災害、工事その他プレイスの管理上支障があると指定管理者が認める事由によりプレイスを使用することができなくなったとき。

2 前項の規定により承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合（同項第6号に該当するときを除く。）において使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

（原状回復義務）

第15条 使用者は、その使用が終了したとき又は前条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者か

ら徴収することができる。

(損害賠償義務)

第16条 使用者は、故意又は過失によりプレイスの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、使用者が前項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成23年5月（教）規則第5号で、同年7月9日から施行）

(準備行為)

2 次に掲げる準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(1) 第3条第2項の規定による指定

(2) 第7条第1項の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為

付 則（平成27年12月22日条例第67号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

1 会議室使用料

(単位 円)

施設名称	区分		午前9時30分 から午後0時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時30分 から午後10時 まで
フォーラム	区分 使用	A	3,900	5,700	6,200	14,500
		B	2,500	3,700	4,000	9,300
	全部使用		6,400	9,400	10,200	23,800
スペースA	全部使用		800	1,100	1,200	2,800

スペースB	全部使用	800	1,100	1,200	2,800
スペースC	全部使用	2,400	3,500	3,900	9,000
スペースD	全部使用	1,200	1,800	2,000	4,500
スペースE	全部使用	1,200	1,800	2,000	4,500

2 スタジオ使用料

(単位 円)

区分	午前9時30分 から正午 まで	正午から午 後2時30分 まで	午後2時30 分から午後 5時まで	午後5時か ら午後7時 30分まで	午後7時30 分から午後 10時まで
サウンドスタジオA	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
サウンドスタジオB	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
パフォーマンススタジオ	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
クラフトスタジオ	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

3 ギャラリー使用料

(単位 円)

区分	午前9時30分 から午後0 時30分ま で	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 30分 から午後 10時まで
ギャラリー	1,700	2,500	2,700	6,300

備考

- 1 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事業所に勤務する者若しくは武蔵野市内の学校に在学する者（以下「市民」という。）以外のもの又は市民を含む団体以外のものが使用する場合は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に当該規定使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- 2 規則で定める年齢の市民（以下「青少年市民」という。）又は規則で定める年齢の者（以下「青少年」という。）のみで構成し、かつ、青少年市民を含む団体が使用する場合はスタジオ使用料は、規定使用料の1割に相当する額とする。
- 3 市民以外の青少年又は市民以外の青少年のみで構成する団体が使用する場合はスタジオ使用料は、規定使用料の2割に相当する額とする。

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（使用の申請）

第3条 条例第7条第1項の規定によりプレイスの施設を使用しようとする者及び別表第1に定める附属設備を使用しようとする者は、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用申請書（以下「施設使用申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用の申請は、別表第1左欄に掲げる施設又は附属設備ごとに同表中欄に掲げる使用者が行うことができるものとし、その受付期間は同表右欄に掲げるとおりとする。

3 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表第1中欄に掲げる使用者以外の者からの第1項の規定による使用の申請を受け付けることができる。

（使用の承認等）

第4条 条例第7条第1項の規定によるプレイスの施設の使用の承認及び別表第1に定める附属設備の使用の承認（以下「使用の承認」という。）は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、抽選により決定する。

2 指定管理者は、使用の承認をするときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用承認書兼領収書（以下「施設使用承認書兼領収書」という。）を交付する。

3 指定管理者は、使用の承認をしないときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用不承認書を交付する。

（使用の変更）

第5条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の承認を受けた事項を変更しようとするときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用変更・取消申請書（以下「施設使用変更・取消申請書」という。）に、施設使用承認書兼領収書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる施設につき、それぞれ施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の当該各号に定める日前までに、1回に限り行うことができる。

(1) フォーラム 60日

(2) ギャラリー 30日

(3) スペース、サウンドスタジオ、パフォーマンススタジオ及びクラフトスタジオ 3日

3 指定管理者は、第1項に規定する承認（以下「使用変更の承認」という。）をしたときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用（変更・取消）承認書（兼領収書）（以下「施設使用（変更・取消）承認書」という。）を使用者に交付する。

4 使用変更の承認により、変更後の使用料と納入済みの使用料との間に過不足額が生じた場合の使用料の精算は、次に掲げるとおりとする。

(1) 不足額については、使用料の納入に準じて納入しなければならない。

(2) 超過額については、使用料の返還に準じて返還するものとする。

（使用の承認の取消し等）

第6条 使用者が、使用の承認を受けた事項を取り消そうとするときは、施設使用（変更・取消）申請書に施設使用承認書兼領収書又は施設使用（変更・取消）承認書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認（以下「使用取消しの承認」という。）をするときは、使用者に施設使用（変更・取消）承認書を交付する。

3 指定管理者は、条例第14条に規定する使用の承認の取消し等をするときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用取消等通知書を使用者に交付する。

（附属設備の使用料）

第7条 条例第10条第2項に規定する附属設備の使用料（以下「設備使用料」という。）は、別表第2のとおりとする。

（ワーキングデスク）

第8条 条例第10条第2項に規定するワーキングデスク（以下「ワーキングデスク」という。）は、次の各号に定めるいずれかの方法により使用することができる机及び椅子のことをいう。

(1) 通常使用 別表第2備考2に定める時間帯区分を単位として使用する方法

(2) 年間使用 4月1日から翌年の3月31日まで（年度の途中で使用の承認を受ける場合は、承認を受けた日から同日の属する年度の末日まで）の期間、指定管理者が別に定める回数を上限として複数回使用する方法

2 ワーキングデスクの年間使用ができる者は、武蔵野市立図書館条例施行規則（平成22年12月武蔵野市教育委員会規則第2号）第2条に定める貸出登録の要件を満たす者であって、ワーキング

デスクの年間使用の承認を受けたもの（以下「ワーキングデスク登録会員」という。）とする。

3 ワーキングデスクの年間使用の承認をする人数は、指定管理者が別に定める。

（使用料の免除）

第9条 条例第11条の規定による使用料を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1） 市、委員会又は指定管理者が主催し、又は共催する行事に使用するとき。
- （2） 武蔵野市立の小学校及び中学校が教育活動として使用するとき。
- （3） 官公署が公益のために使用するとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する車両に係る駐車場の使用料は、免除することができる。

- （1） 歩行に際して補装具等を必要とする者等が運転し、又は同乗する車両
- （2） 介護を必要とする者等が同乗する車両
- （3） プレイスの運営に要する車両
- （4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める車両

3 第1項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用料免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による使用料の免除の申請を承認したときは、別に定める武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用料免除承認書を交付する。

（使用料の返還）

第10条 条例第12条ただし書の規定による使用料の返還をすることができる場合は次の各号のいずれかに該当するときとし、返還する額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 条例第14条第1項第6号に掲げる事由により指定管理者が使用の承認を取り消したとき。

全額

- （2） 第6条第1項の規定により使用者が次のアからウまでに掲げる施設につき、それぞれ使用日の当該アからウまでに定める日前までに使用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき。 使用料の額の100分の50に相当する額

ア フォーラム 60日

イ ギャラリー 30日

ウ スペース、サウンドスタジオ、パフォーマンススタジオ及びクラフトスタジオ 3日

- 2 使用変更の承認を受けた場合で、納入済の使用料が変更後の使用料を超過することとなったときは、その超過する金額の100分の50に相当する額を返還する。
- 3 第1項各号に該当するとき又は前項に該当するときの設備使用料は、全額を返還する。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が、ロッカーの使用又はワーキングデスクの年間使用について、使用取消しの承認をしたときは、それぞれ別表第2に定める使用料を12で除して得た金額に、当該使用取消しの承認をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の末月までの月数を乗じて得た金額を返還する。
- 5 前各項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、武蔵野市立武蔵野プレイス施設使用料返還請求書に施設使用承認書兼領収書又は施設使用（変更・取消）承認書を添えて、委員会に請求しなければならない。

（年齢）

第11条 条例別表備考2に規定する規則に定める年齢は、満19歳以下とする。ただし、満20歳に達する日の属する年度の末日までは、満19歳とみなす。

（ロッカー、メールボックス等）

第12条 ロッカー、メールボックス、複写機、印刷機及び高速インクジェットプリンターを使用することができるものは、武蔵野プレイス登録市民活動団体（別に定める手続により、登録の承認を受けたものをいう。以下同じ。）とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 ロッカー及びメールボックスの使用期間は、4月1日から翌年の3月31日まで（年度の途中で使用の承認を受ける場合は、承認を受けた日から、同日の属する年度の末日まで）とする。

（入館の制限）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- （1） 火薬類その他危険物を所持する者
- （2） 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者
- （3） プレイス内において許可なく物品の販売その他営業行為をする者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、プレイスの管理上支障があると認められる者

（使用者の義務）

第14条 使用者は、その使用について条例及びこの規則に定めるもののほか係員の指示に従わなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、プレイスの管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(受付期間の特例)

2 第3条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、施設の使用申請の受付を開始する日は、平成23年6月14日以降の日とし、指定管理者と協議のうえ別に定めるものとする。

付 則 (平成28年2月15日 (教) 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

施設又は附属設備	使用者	受付期間
フォーラム ギャラリー	市民又は市民を含む団体	使用日の属する月の6か月前の月の14日から使用日の3日前まで
	市民以外の者又は市民を含む団体以外の者	使用日の属する月の6か月前の月の21日から使用日の3日前まで
スペースA スペースB スペースC スペースD スペースE	市民又は市民を含む団体	使用日の属する月の2か月前の月の14日から使用日まで
	市民以外の者又は市民を含む団体以外の者	使用日の属する月の2か月前の月の21日から使用日まで
サウンドスタジオA サウンドスタジオB パフォーマンススタジオ クラフトスタジオ	青少年市民又は青少年のみで構成し、かつ、青少年市民を含む団体	使用日の属する月の2か月前の月の14日から使用日まで
	市民以外の青少年又は市民以外の青少年のみで構成する団体	使用日の属する月の2か月前の月の21日から使用日まで
	市民又は市民を含む団体	

		市民以外の者又は市民を含む団体以外の者	
ワーキングデスク	通常使用	市民又は市民以外の者	使用しようとする別表第2備考2に定める時間帯区分のそれぞれ15分前から（9時40分からの当該時間帯区分については10分前から）当該時間帯区分の終了時間の30分前まで
	年間使用	ワーキングデスク登録会員	使用しようとする年度の前年度の2月15日から同月末日まで。ただし、年度の途中で使用の承認を受ける場合については、教育長が別に定める。
ロッカー メールボックス		武蔵野プレイス登録市民活動団体	使用しようとする年度の前年度の3月1日から同月15日まで。ただし、年度の途中で使用の承認を受ける場合については、教育長が別に定める。

備考

受付期間に定める日が武蔵野プレイスの休館日にあたるときは、その翌日とする。

別表第2（第7条、第8条、第10条関係）

分類	附属設備	単位	使用料 (単位 円)	摘要
会議 等設 備	拡声装置	1 式	1,000	ワイヤレスマイク4本(ハンドマイク2本及びピンマイク2本)、ダイナミックマイク1本、マイクスタンド(床上型)、マイクスタンド(卓上型)を含む。
	ポータブル拡声装置	1 台	500	マイクを含む。
	天井吊下型プロジェクター	1 式	2,000	電動昇降式スクリーンを含む。
	プロジェクター	1 台	500	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドカメラ	1 台	1,500	

	デジタルバーサタイルディスクデッキ		1 台	1,500	
	ビデオデッキ		1 台	1,500	
	コンパクトディスクデッキ		1 台	1,500	
	カセットデッキ		1 台	1,500	
	花台		1 台	200	
展示設備	展示用スポットライト		1 式	300	
印刷設備	複写機		白黒 1 枚	10	
			カラー 1 枚	50	
	印刷機		製版 1 枚	100	
			印刷10枚	10	
	高速インクジェットプリンター		1 枚	10	
その他	ワーキングデスク	通常使用	1 席	400	1 時間帯区分につき
		年間使用	1 件	24,000	1 年につき
	ロッカー		1 個	2,400	1 年につき
	駐車場		1 台	200	30分間につき

備考

- 1 会議等設備及び展示設備の使用料は、午前 9 時30分から午後 0 時30分まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後10時までのそれぞれの 1 区分当たりの金額とする。
- 2 ワーキングデスクの通常使用の時間帯区分は、午前 9 時40分から午後 1 時40分まで、午後 1 時50分から午後 5 時50分まで及び午後 6 時から午後10時までとする。
- 3 ワーキングデスクの年間使用について、年度の途中で使用の承認を受けた場合は、この表に規定する使用料を12で除した金額に、承認を受けた日の属する月から同日の属する年度の末日までの月数を乗じて得た金額を使用料とする。
- 4 ロッカーについて、年度の途中で使用の承認を受けた場合は、この表に規定する使用料を12で除した金額に、承認を受けた日の属する月から同日の属する年度の末日までの月数を乗じて得た金額を使用料とする。

武蔵野市立図書館年表

年 月	沿革
昭 和	
21・8	武蔵野町立第四小学校の教室を利用し、武蔵野町立図書館として発足
22・11	市制施行にともない、武蔵野市立図書館と改称
23・9	市立第四小学校より（旧）市役所北側の軍政部読書室の隣接室へ移転 その後改築し、木造平屋 214 m ² 図書 6,000 冊、雑誌、官報、新聞等所蔵 休館日毎月 15 日、祭日、土曜と日曜は午前中開館
24・9	「武蔵野図書研究会」発足 会長 荒井源吉市長
25・3	3 月の利用者数 1,849 人、1 日平均 64 人
25・5	図書館第 1 回レコードコンサート開催
25・11	市制施行 3 周年事業「三多摩文化誌料展覧会」開催
27・2	2 月の利用者数 2,059 人 、閲覧図書数 3,935 冊
27・11	市制施行 5 周年記念事業「明治・大正文学図書展覧会」開催。麗書会同人秘蔵書と図書館蔵書を合わせて 300 点陳列
27・11	アメリカより 600 冊の英文図書の寄贈を受け、「東京アメリカ文化センター武蔵野デポジット」を図書館内に開設
31・11	「現代名家随筆展示会」開催
	故高橋久一氏より購入した「随筆文庫」800 余冊とその後補充した 1,000 冊余りを読書週間行事として展示
33・6	団体貸出開始 「いとし児会」「竹の子子ども会」「藤森太郎 方」の 3 団体
33・10	曝書休館実施（10 月 17 日～11 月 5 日） 蔵書 21,000 冊
34・3	市報 246 号に図書館施設紹介。キャッチフレーズ“生活の中に図書館を” 利用者連日 120～150 人、蔵書約 21,000 冊（内児童書 3,000 冊） 市内に保証人がいれば、「帯出券」による館外貸出も可能 婦人会、子供会、職場サークル、青年会等、団体貸出実施 開館時間 平日午前 9 時～午後 5 時、土曜・日曜午前 9 時～正午 休館日 毎月 15 日、年末年始、国民の休日、曝書期間
34・11	市報 263 号「市民相談室」に“図書館の改築を早く”と市民からの投書
	市長「市制 10 周年記念事業として昭和 33 年度予算に計上したが水害対策に回した。敷地の問題で延びているが、見通しもついたので新築に努力したい」と回答
37・2	市史編纂委員会発足
37・8	市制施行 15 周年記念事業として、図書館建設工事着工
38・3	市立図書館完成（吉祥寺 4－8－1 1） 3 月 16 日落成式 構造 鉄筋コンクリート造り 3 階建 総面積 950 m ² 延床面積 951 m ² 1 階 軽読書室（新聞・雑誌）、児童室 2 階 学習室、研究室、市政資料室（郷土資料展示） 3 階 視聴覚室
38・7	新図書館開館 武蔵野市立武蔵野図書館と改称
40・4	市史編纂室、井の頭公園に「御殿山縄文遺跡」の記念碑（高さ 80cm・幅 1 m）建立
40・10	読書動機づけ指導研究会開催 大野田小学校 3 年生 1 クラスに実施
42・5	学校招聘による読書動機づけ指導実施（3 年生各 1 クラス対象）
43・8	「武蔵野市史続資料編一」刊行
44・10	第 10 回児童に対する図書館奉仕全国研究集会、武蔵野市で開催
51・5	休館日を火曜日から月曜日に変更
51・12	図書館増築改装工事開始
52・4	新装開館（延床面積 1,266 m ² ） 閉架式から開架式、ブラウン方式に移行 市民文庫コーナー開始（市民文化会議の提唱により、市内の学者文化人に著書、訳書の寄贈を依頼）

52・7	市民文庫 580 冊、169 人
53・4	北風バス文庫開始（関前 1 丁目久保公園内に中古のマイクロバスを設置）
54・9	増築工事開始 工事期間 54 年 9 月～55 年 1 月末
55・3	新装開館 延床面積 1,608.5 m ²
55・4	「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」発足
55・11	身障者コーナー設置（録音室、対面朗読室、身障者用トイレの開設）
56・1	土曜日の閉館時間変更 正午閉館から午後 5 時閉館に
	館内整理日変更 毎月 15 日から毎月第 3 木曜日に
56・3	図書館活動市民委員会が発足
57・1	東町市民図書室開設（吉祥寺東町 4－3－13） 開館日・時間 火・水・木曜日 午後 2 時 30 分～4 時 30 分 蔵書 3,300 冊 運営 東町市民図書室協議会に委託
57・4	成蹊大学図書館の利用について協定する
57・5	武蔵野市立西部図書館開館（境 5－15－5） 蔵書 一般書 14,000 冊 児童書 9,000 冊
57・5	武蔵野市立武蔵野図書館から武蔵野市立中央図書館に名称変更
58・1	図書館活動市民委員会が最終報告を提出
58・9	本町図書室開設（吉祥寺本町 4－20－13） 開館日・時間 火・木・土曜日 午後 2 時～5 時 蔵書 3,500 冊
60・4	本町図書室開館日を火～土曜日に変更
60・9	武蔵野市図書館構想策定委員会を設置
60・10	杉並区、三鷹市、武蔵野市の図書館相互利用開始（三鷹市は実施を延期）
60・12	武蔵野市立図書館 図書館情報システム稼働開始
60・12	武蔵野市図書館構想策定委員会「東部図書館建設に関する基本計画」中間報告を提出
61・1	教育委員会会議において「東部図書館建設に関する基本計画」を可決 東部図書館を小山邸跡地に建設決定、文教委員会において土屋市長報告
61・2	東部図書館（仮称）建設地元懇談会を設置
62・3	図書館構想策定委員会「武蔵野市における図書館の整備充実に関する基本構想」を教育委員会に報告
62・4	教育委員会会議において、上記基本構想を武蔵野市教育委員会の基本構想とすることを決定
62・11	武蔵野市立吉祥寺図書館開館（吉祥寺本町 1－21－13） 武蔵野市立図書館 3 館で夜間開館開始 中央、吉祥寺は火・水・金曜日午後 7 時まで、西部は火・金曜日午後 7 時まで
平成	
1・7	第 1 回“としょかんこどもまつり” 3 図書館で開催 テーマ「恐竜」
1・10	武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会設置
2・3	武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会、「武蔵野市立中央図書館基本構想」の中間報告書を市長に提出
2・8	武蔵野市立中央図書館新築基本構想策定委員会、「武蔵野市立中央図書館基本構想」の最終報告書を市長に提出 「武蔵野市立中央図書館に関する市民意識調査」の実施報告書
2・11	新中央図書館用地決定（吉祥寺北町 4－8－3）
3・1	武蔵野市立中央図書館建築基本計画策定委員会設置
3・6	武蔵野市立中央図書館建設懇談会設置（期間平成 3 年 6 月～平成 4 年 3 月）
4・1	武蔵野市立中央図書館建築基本計画策定委員会、最終報告書を市長に提出
4・5	多摩地区で初めて、中央・吉祥寺図書館、平日午後 8 時まで開館
4・12	武蔵野市立中央図書館建築工事着工
4・12	学校 5 日制への対応として第 2 土曜日・毎週水曜日、市内 13 小学校で図書室開放開始 各小学校に 2 名、学校図書室開放指導員を図書館から派遣し実施
5・4	毎月第 2 土曜日、3 図書館において児童対象行事「どっきんどようび」の開始
5・5	廃棄雑誌リサイクル第 1 回開催 以後毎年 4 回（2・5・8・11 月第 3 日曜日）3 図書館で開催

5・7	館内整理日を毎月末から、毎月第1木曜日に変更
6・7	武蔵野市、三鷹市、小金井市、田無市、保谷市の5市行政連絡協議会「図書館相互利用」開始
7・3	武蔵野市立中央図書館落成式
7・4	武蔵野市立中央図書館開館
	館内 OPAC（利用者用検索機）の利用開始
9・2	武蔵野市立中央図書館の来館者が100万人を超える
9・10	除籍資料リサイクル実施（廃棄雑誌リサイクルは発展的に解消）
10・1	図書館情報システム入替（NECより富士通へ）
10・12	武蔵野市立中央図書館の来館者数が200万人を超える
12・3	武蔵野市立図書館 ISO14001 の認証を取得
12・8	武蔵野市立中央図書館の来館者数が300万人を超える
12・10	祝日開館開始（休館日は金曜日に、館内整理日は第一水曜日に変更）
13・3	東町市民図書室・本町図書室を閉室
13・4	都立中央図書館との交換派遣研修実施（～17年度）
13・10	貸出冊数を10冊に変更
13・11	ホームページ開設（利用案内、蔵書検索、新着図書案内機能等）
14・4	図書館運営委員会設置
	武蔵野市立中央図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館表彰を受ける
14・5	むさしのブックスタート事業開始
15・4	初の公募採用による図書館長就任
	武蔵野市図書交流センター設置（旧桜堤小学校）。市が寄贈を受けた小池辰雄氏の遺贈書を中心とした書籍の整理、活用を図る
	武蔵野市立境南小学校が子ども読書活動優秀実践校表彰を受ける
15・8	友好都市である新潟県小国町に愛蔵書センターが開館。図書交流センターより1万冊以上の資料を寄贈・委託
16・3	第1期図書館運営委員会報告書、選書部会報告書が教育長に提出される
16・4	武蔵野市立第六中学校が子ども読書活動優秀実践校表彰を受ける
17・3	新潟県中越地震で被災した小国町支援のため「がんばれ小国ブックリサイクル」を開催
	第1回読書感想作品募集事業（愛称「どっかん！」）記念講演会開催
	北風文庫『バス文庫』閉鎖（拠点を移して文庫活動は継続）
17・5	日本獣医畜産大学附属図書館（当時）の利用についての覚書を取り交わす
17・7	3館に利用者用インターネット開放端末設置
	図書館情報システム入替（検索システム機能向上等）及びホームページのリニューアルを行う。館内 OPAC（利用者用検索機）での図書・雑誌の予約開始
17・9	インターネットからの貸出中の図書・雑誌の予約開始
17・10	小国町震災復興支援のため、「がんばれ小国ブックリサイクル2」を開催
	武蔵境駅南口の農水省食料倉庫跡地に建設予定の図書館機能を中心とした複合施設、武蔵野プレイス（仮称）の基本設計がまとめられる
17・11	視聴覚資料（CD・ビデオ・カセット）の予約開始
18・3	中央図書館が新築されてから10周年の記念講演会開催
18・5	第2期図書館運営委員会報告書、選書部会報告書が教育長に提出される
18・7	「武蔵野プレイス（仮称）専門家会議」が設置される。（平成19年3月、「武蔵野プレイス（仮称）専門家会議最終報告書」が提出される）
18・12	子ども文芸賞を創設。（平成19年3月、第1回表彰式を行う）
19・5	インターネットからの市内各館に在庫の資料の予約開始
19・6	専門家会議の最終報告書の提言を受けて、「武蔵野プレイス（仮称）についての基本的な考え方」がまとめられる
19・10	「武蔵野プレイス（仮称）基本設計（修正版）の概要について」がまとめられる
20・3	「武蔵野プレイス（仮称）管理運営の基本方針」がまとめられる
20・10	第3図書館運営委員会報告書『これからの武蔵野市の図書館のあり方について』、選書部報告書が教育長に提出される

22・3	平成 20 年度より委員会を設置し、検討を行った「学校と市立図書館との連携検討委員会報告書」が教育長に提出される
	『子ども武蔵野市史』が刊行される
22・4	武蔵野市図書館基本計画策定委員会の提言を受けて、「武蔵野市図書館基本計画」が策定される
22・6	新潟県長岡市小国町愛蔵書センターが閉鎖される（委託資料は引き取り）
22・8	武蔵野市図書交流センター、中央図書館 4 階に展示室を開設
23・1	図書館情報システム入替（富士通より NEC へ）。自動貸出機・自動返却機・予約棚等 IC タグを活用するシステムを設置するとともにホームページのリニューアルを行う
23・3	東日本大震災と福島第一原発事故の発生に伴い、節電および余震等への安全面に配慮し 3 月 18 日～4 月 17 日夜間開館を中止する。また、3～4 月中旬（一部 5 月中旬まで）の集会行事についても中止とする
	31 日、西部図書館が閉館する
23・7	7 月 1 日より 9 月 22 日まで、全市的な節電対策のため、定期休館日のほかに週 1 日、輪番制による休館を実施
	武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス開館（境南町 2－3－18）
24・3	第 5 期図書館運営委員会による「平成 22 年度図書館評価」が教育長に提出される
24・4	武蔵野市立ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイスの来館者数が 101 万人を超える
25・2	16 歳以上の市民を対象とした市民アンケート調査と図書館来館者を対象とした来館者アンケートを実施
25・3	図書館ホームページからの障害者サービス用録音図書検索・予約サービスを開始
25・12	武蔵野市図書交流センター事務室を中央図書館内に移転。4 階展示室を閉室
26・2	「アンネ・フランク」関連図書等計 18 冊（中央図書館・吉祥寺図書館）の破損被害が確認された
27・3	武蔵野市図書交流センター廃止
27・7	武蔵野芸能劇場にブックポスト設置
	「吉祥寺図書館の在り方について」が教育委員会に報告される
27・8	中央図書館開館 20 周年記念事業開催
28・1	図書館情報システム入替（NEC からサン・データセンターへ）サーバーをデータセンターに設置し、クラウド方式を採用。
28・3	武蔵野ふるさと歴史館敷地内のブックポスト廃止
28・6	武蔵野市子ども図書館文芸賞を設置（武蔵野市子ども文芸賞を全部改正） 第一回表彰式は平成 29 年 2 月に行う
28・8	吉祥寺図書館利用者アンケート報告書（平成 28 年 3 月に吉祥寺図書館来館者と図書館ホームページでアンケートを実施）
28・11	「吉祥寺図書館リニューアル計画」が策定される
29・5	小学 3 年生の読書の動機づけ指導 50 周年、秋に記念冊子発行
29・9	吉祥寺図書館、リニューアル工事のため、9 月 1 日より閉館
29・11	武蔵野市立図書館、市制施行により、市立図書館と改称してから 70 周年
29・12	吉祥寺東急 REI ホテル入口にブックポスト設置
30・2	武蔵野市生涯学習施策（図書館）に関するアンケート調査結果報告書（平成 29 年 10 月に、15 歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施）
30・3	図書館基本計画策定委員会設置 第 1 回委員会開催

武蔵野市の図書館

平成 29 年度 事業報告

発 行 年 月 平成 30 年 8 月

編 集 ・ 発 行 武蔵野市教育委員会
教育部図書館

武蔵野市吉祥寺北町 4－8－3

(0 4 2 2) 5 1－5 1 4 5